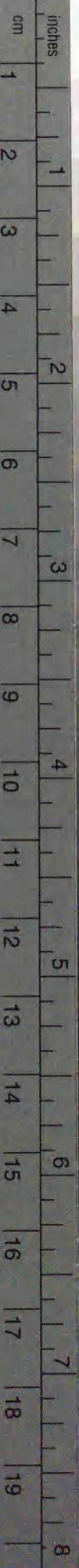


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



210.5
To454k





近世日本
國民史 織田氏時代 後篇





近世日本
國民史
織田氏時代
後篇

1915
X-2707



天國報社主人子信房畫像

118819





武田勝頼・同夫人・嫡子信勝畫像
 [持明院所藏 高野山]

2/0.5
 To 454K
 II



712616

織田氏時代完成に就て

本年は著
者の幸乎
不幸乎

本年は予に取りて不幸耶、幸耶、聊か迷はざるを得ない。織田氏時代中篇の刊行に就て、『感懐一片』を草したのは、本年五月湯河原湯治中であつた。今や織田氏時代後篇の刊行、即ち織田氏時代全篇完成に際し一言するは、逗子静養中である。要するに本年の大半は、病床に暮らし、然らざれば病中に暮らした。即ち予は今尚ほ病人の戸籍を、離るゝ克はざる境遇に居る。不幸と云へば、不幸に相違ない。併し翻つて考ふれば、本年程、予が知人の多く逝きたる歳はない。其の中には、予より老たの者は勿論、同年輩、若しくは他の事は別として、年齢に於ては後進たる者も少くなかつた。予が彼等の群に加らず、病魔の爲め、能率は減少しても、尚ほ聊かながら修史の業に従ふを得つゝあるは、寧ろ望外の仕合せではあるまい乎。

強制的閑
日月は一

予は六月十日湯河原より東京に還り、七月五日林病院に入り、再手術を行ひ、八

種天賜の清福

月七日退院し、爾來洪水翁の故居老龍庵にありて、痾を療しつゝある。眼を周邊に轉ずれば神飛び魂躍りて、唯だ人事の不如意を嘆ずるのみであつたが、ざりとて此の如き強制的閑日月も、亦た一種天賜の清福として消受す可きものと思ひ、半臥半起、且睡、且讀、且著作の日課を繰り返しつゝある。頃ろ小詩あり。

零落庭花秋雨餘。老松偃蹇護幽居。

養痾湘海殊不惡。日對名山讀好書。

名山とは、申す迄もなく富士山である。好書と申しても、其中には随分雜駁の物もある。

無限不幸も無

それは兎も角も、織田氏中篇も、織田氏後篇も、豫定通りに、何等の障礙なく、刊行し、修史の業も、多少の頓挫ありしに拘らず、繼續し、進捗しつゝあるは、不幸中の幸と云はねばなるまい。幸福も無限である、不幸も無限である。公平の立場より見れば、予の如きは、寧ろ前者の末に列す可きものとして安定せねばなるまい。

本書三篇の中心人物は信長

本書三篇を通じて、其の中心人物は、全く信長である。予は信長に就て、極力描寫せんとする心得であつた。併し其人を主とせずして、其事を主とし、事によりて其人の重なる性格、動機、器能等を叙し來りたれば、本書の瞥見者には、信長其人の印象が、或は茫漠に失し、普遍に失し、鮮明を缺き、精采を缺き、凝聚的活動を缺きたる憾を免かれぬであらう。但だ若し頼ひに此の三篇を通讀するの君子にして、自から一個の信長を描き出さば、必らず其の髣髴を得るであらうと思ふ。そは信長其人を知り、且つ悉くす可き資料は、殆んど遺漏なく、此中に散見しつゝあるからだ。

信長は大和民族の誇り

予は信長の愛好者でない、何人も信長を愛好する者は、多くあるまい。されど彼を以て我が大和民族の誇りとするを禁じ得ない。而して思へば思ふ程、彼が偉大の人物たるを感嘆せざるを得ない。吾人が四圍の悲境を見、國家前途の暗淡を察し、其の雄心を消磨せんとする場合に、吾人をして新たなる希望を與へ、元

氣を恢復せしむるものは、實に信長である。三百年前に信長を生じたる大和民族は、三百年後に信長を生ずる能はざる乎。時代が異れば、人物も同型たるを得ざるは勿論だ。吾人は信長其人其儘の再出を期待する克はぬ。併し信長の見識、信長の手腕、信長の抱負、信長の氣魄は、縦令之を一人に専有せざるも、百人にも、千人にも、萬人にも分配して、再生、復活するを祈らざるを得ない。否な日本國民全體に、分配したきものと思ふ。

四

眼秀手鈍
と手利眼

天下に全材は皆無ではあるまいが、僅少である。或者は眼が秀で、手が鈍く、或者は手が利いて眼が曇る。才多きものは力微に、力大なる者は才少ない。鳧足鶴脛、思ふ様に參らぬのが、則ち世の中ぢや。そこで政治家とは、常識をば、非常的多量に有する者を云ふとの説を做すものもある。此れは眼低く手長き者を辯護したものだ。但だ信長に到りては、其の性格は頗る缺點あり、聖人的標準よりすれば、大疵小疵、指摘に遑まらざる程であるが、經世家としては、殆んど全材に

信長は經
世家とし

て全材に
庶幾し

庶幾しと云ふ可き理由がある。彼の見識が、當時の群雄に一步も、百歩も抽んでたるは、云ふも更らなり。其の手腕の快利にして、其の力量の徹底的なる、殆んど比類なしと云ふも、差支あるまい。彼は其の所信を斷行するに於て、實に傍若無人であつた。彼は習慣にも、故例にも、他の毀譽、褒貶にも、あらゆる者に拘束せらるゝ所がなかつた。彼は單に快男兒たるのみならず、痛快男兒であつた。此の痛快が彼の特色で、長所も、短所も、強點も、弱點も、此處に交叉した。

痛快男兒

自主的の
人物信長

凡そ世の中に、信長程自主的の人はなかつた。惡しく云へば、我儘者、氣隨者の骨頂と云ふ可きであらう。彼は他の思惑、忤には、丸つきり無頓著であつた。他人が臆病と云へばとて、退く可きには退いた。他人が亂暴と云へばとて、進む可きには進んだ。一切の掛引は、他の爲めでなく、我が爲めであつた。時としては餘りに一氣奔注して、比叡山燒打の如き事さへも敢てした。長島門徒大虐殺の如き事さへ斷行した。是等は過ぎたるは、猶ほ及ばざるが如きの類で、到底感服す可き事ではない。

五

現在の識
者と政治家

現在の識者、政治家と申す人達は、如何にも小賢しくある、彼等は只だ他の顔色のみを見て、其の發言をなし、居措をする。何事も自家の見識より割り出したる事なく、唯だ他の註文に應ずる丈の事をするを以て、其の役目を皆済したものと心得て居る。之を内にしては、國內の輿論と云ひ、之を外にしては、世界の輿論と云ふ。此れも結構なる談である。

自主的の
輿論

併し其の輿論なるものは、何人が作り出だすもの乎。一國內の輿論を率ゆる者が、一國の經世家であり、世界の輿論を率ゆる者が、世界の經世家である。吾人が自主的と云ふは、我より進んで他を率ゆるの意氣精神、態度、行動を總稱するものである。此の如くしてマジニの所謂る平民政治、即ち最善、最賢者の誘導の下に、總體を通じたる總體の進歩が、庶幾せらるゝではない乎。平民主義の社會に、自主的氣分が漂はざる時には、社會を擧げて、附和雷同の應聲蟲の巢窟たらしむるに過ぎぬではあるまい乎。

現在の世界
の輿論根
原の分析

取り分け現在の世界の輿論と云ふも、仰山さうであるが、其實は米國、英國、佛國、其他より持ち寄つた意見に外ならぬのだ。何事でも其の根原を質せば、譯もたわいもないものが多い。例せば國際聯盟は、世界の輿論として識認せられたるのみならず、今や世界列強公定の規法として存在する。然も此れは昨年、の末以來、米國大統領ウイルソンの發議にかゝり、英國が之を奇貨として、更らに自國に有利なる解釋に引き附け、遂ひに巴里會議の大評定に於て、落著したものだ。然るに本家本元の米國では、元老院にて、今尙ほ議論沸騰中である。即ち世界では之れを輿論と認定したが、其の發祥地たる米國では、尙ほ未だ一國の輿論としてさへ、之れを認定せぬのである。認定するも、せぬも、米國限りであれば、それ迄の事だが、何れにせよ、世界の輿論と申すも、分析して見れば、先づ此の如きものである。

我が所信
な世界に

されば世界の輿論の前には、正邪善惡を問はず、利害得失を論せず、盲目的に、平

身叩頭せねばならぬ理由は毫もない。苟も世界の輿論に向て、訂正を加ふ可き必要あらば、何時でも加ふ可きである。否な我より進んで我が所信を、世界に推し出し、之を世界の輿論化する努力を取る可きである。米國や、英國や、佛國や、皆な世界の輿論なる看板を掲げ來りて、己の欲する所を遂げつゝあるではない乎。我國獨り之に向て、絶對的恭順の外、他に爲す可き所なき理由焉。真逆歐米諸國は、世界的輿論製造國で、我が日本國は、世界的輿論盲從國たる先天的約束はあるまい。

今日の論客等は、事珍らしく世界の輿論と云ふが、世界の輿論は、所謂る世界の輿論で、歐米のみの輿論ではあるまい。但だ歐米が、即今世界輿論の宣傳所である丈の事であらう。此の輿論も、銘々の都合を考へ、其の都合次第に、製造し來り、且つ來りつゝあるは、明白の事實である。此の輿論に反對し、若しくは此の輿論より除外せらるゝ事の、國際政局の上に、不愉快であり、不便宜であり、不都合で

あり、且つ損害であり、危険であるは、云ふ迄もない。併し吾人が此の輿論にのみ盲從し、我より進んで此の輿論に寄與し、貢獻し、修正し、醇化す可らざる理由焉。くにある。

世界の輿論と云ひ、世界の輿論と云ふも、必らずしも完全、無缺、金科、玉條視す可きものでない。日本の兵隊が、朝鮮に於ける、暴徒の搜索の際、誤りて田舎の教會堂に火を放ちたるは、野蠻の事にして、米國の白人が、其の市民たる黑人を、樹木に縛して、之を火炙りになし、之を稱して私刑と云ふは、文明の事なる乎。米人が、太平洋の中心たる布哇を取り、若しくは、萬里の波濤の外なる比律賓を取るは、文明の業にして、日本人が一衣帶水を隔てたる朝鮮を取るは、野蠻の業なる乎。所謂る即今米國に狂吼せられつゝある山東問題の如きは、眞面目に之を論ずるは、餘りに莫迦らしければ、姑らく之を措くも、獨逸が教化主義を周邊に押賣したるは、罪惡にして、米國が米國化を他に強制するは、美德なる乎。這般の問題

大なる心得違ひ

は、殆んど數ふるに違ない程である。斯る世の中に於て、世界の大勢とか、世界の輿論とかを、上帝の命令と同一視し、遮二無二之に獎勵するを以て、唯一の義務と心得るが如きは、實に大なる心得違である。假令彼等の心事は、愛國でありとするも、其の結果は正しく賣國奴たるに他ならぬのである。若し信長を九原に作すを得ば、彼は何と云ふであらう乎。

誤解は双方の損

今日の世界通と申す人の中には、世界の誤解が恐ろしいと頻りに心配して居る者がある。誤解は如何なる誤解でも、決して感心す可きものではない。況んや世界の誤解をやだ。併し吾人は世界の誤解を避くる爲めに、生存して居るものではない。世界は蛇でなく、我國は蛙でない。世界は鯨でなく、我國は鱈でない。誤解は雙方の損である。誤解せられた者の損であるが如く、誤解する者も、亦た損である。されば互に誤解せず、誤解せられぬ様に注意するは、國際間のみならず、個人間に於ても、勿論の事である。

自個没却は自滅

併し誤解を恐るゝが爲めに、言ふ可き事も言はず、成す可き事も成さず、首を畏れ、尾を畏れ、唯だ他の顔色のみを見て、喜憂するの結果は奈何。そは自個没却である。自個没却は自滅である。若し已むを得ず、何れを擇ばん乎、誤解乎、自滅乎。吾人は他より誤解されても、自滅よりは、勝ること萬々と思ふ。況んや誤解を釋く最善の方法は、唯だ直言直行である。天真爛漫である。何を苦んで、袋を被りたる猫兎の眞似をなし、後走のみを倣さんやだ。

積極的製造的誤解の裏面的裏書人の誤解

今少しく實際に立ち入りて考れば、若し彼等の云ふ如く、日本を世界に誤解せしめたる者ありとせば、その大半は、彼等自身であらう。彼等自から自國を誤解して居る。彼等は彼等の眼で日本を見ず、歐米人の眼を透して、日本を見て居る。而して彼等は、歐米人より催眠術を施されたる者の如く、單に其の影法師に過ぎないのだ。然も彼等は不幸にして、彼等に取りて日本人たるが故に、歐米人の眞似をして、日本の悪口を云へば、乃ち日本人の自白として、世界に受取らるゝ

日本真相
辯明者の
必要

のだ。此れは積極的の誤解製造者である。亦た歐米人が日本の悪口を云へば、御尤千萬であると附和し、承認する、消極的の誤解裏書人も少くない。日本には日本真相の辯明者が必要である、日本本来の面目の宣傳者が必要である。然るに今や却て誤解製造者にあらざれば、誤解裏書人の輩出するは實に心外千萬の事と云はねばならぬ。而して此れと同時に、日本の真相、本来の面目は、百も承知の上にて、故らに日本を誤解する外人もある。亦た此等外人の後を趁うて走る不心得者もある。此の以外に、不謹慎なる言論をなして、中心日本を愛しつゝも、日本を世界の前に誤解せしむる、所謂粗忽漢もある。併し此れは寧ろ恕す可き部類に屬するものと思ふ。

國家の憂
自主的
信念の失
墜

有體に云へば、誤解せらるゝは、決して面白き事ではない。是を以て之を釋く可き手段あらば、飽迄其の手段を盡くすがよい。但だ此を憂慮して、何事も差控へねばならぬ理由は毛頭ない。『周公恐懼流言日。王莽恭謙下士時。』世の中は善人

が時として悪解せられ、悪人が時として善解せらるゝ時もある。國家も亦た其通りである。唯だ個人にも、國民にも、自主の信念あれば、之を排除して進むに、決して差支ない。吾人が今日國家の爲めに憂慮するは、帝國が世界より誤解せらるゝ事でもなく、又た世界に孤立する事でもない。唯だ我が國民間に自主的信念の失墜だ。

近世日本
國民史の
一

我が『近世日本國民史』は、敢て自から揣らず、我が同胞に向て、此の自主的信念を扶植するに小補あらしめんとを、目的の一とするものである。著者は今や當世の時務に就て、議論せんとするものでない。但だ其の手近き實證を掲げ來りて、讀者諸君の注意を要めた迄である。

近世
信長は
古未曾有
の英雄

如上の標準より云へば、信長は誰よりも自主的人物であつた。此の一事に於ては、近古未曾有の英雄であつた。秀吉でも、家康でも、此の一事に於ては、彼の草鞋の紐を解く位のものであつた。但だ世上秀吉の大名に眩惑して、信長の真相を

閑却する者少からざるは、吾人の頗る殘念とする所である。

信長は其の用兵の巧妙と、意志の峻烈とを除けば、秀吉に比して、極めて小人物であつたことは、當時の宣教師等の文書によりて徴せらる。信長や冷酷、威決、專制、其の滿腔唯だ權勢の慾望であつた。其の之に達する重なる手段は、破壊であつた。破壊が即ち反對者を無害ならしめ、滅絶する所以の常套手段であつた。されば若し秀吉微りせば、信長は此の時代の三大人物の一に數へ得らる可きではあるまい。秀吉が幾許信長の事業に貢献したかは、議論の餘地があるが、然も信長をして彼が如き隆運に乗せしめたのは、秀吉の天才に負ふ所、多大であつた事は勿論だ。

此れは日本史の著者、ムルドックが、秀吉、信長比較論の大意である。日本の歴史に就て、其の真相を究むることの困難なる外人の説としては、深く怪しむに足らぬが、我が邦人の中にも、斯る意見を有するものは皆無でない。信長には人氣少く、秀吉には人氣が多い。此れは信長の不徳で、秀吉の徳である。

併し公平に云へば、信長と秀吉とは、君臣相互に負ふ所あつたに相違ないが、何れかと云へば、秀吉の信長に負ふ所は、信長の秀吉に負ふ所よりも、多大であつた。信長の運命は、信長自個の力で成つたもので、決して秀吉の力に成つたとは云へない。秀吉が信長に取りて、好個の將校であつた事は、異論ない事だが、秀吉無きも、信長が爲す丈の仕事は、必らず爲したに相違ない。但た寧ろ秀吉が信長の爲めに教育せられ、陶冶せられ、養成せられた事が、秀吉の大成に取りては、重なる要素であつたと信せらる。秀吉は偉大だ、併し到底信長の徒弟たるを免れぬ。此れは單に年齢と、階級の差違のみでなく、其の自主的大見識、大活眼に於ては、秀吉はとても信長の脚元には寄り付く事が可能はぬのぢや。著者は今ま茲に信長秀吉の優劣論を試みんとする者でない、但だ信長其人の歴史上の立場を明白にせんが爲めに、端なく此に及んだのだ。

信長の特色と其の善政

一六
信長は大義名分を辨へた。信長は實力に依頼した。その實力とは、正しき名目と、兵力と、財力との三要素の合體であることを熟知した。信長は拔目なき外交家であると同時に、巧妙なる宣傳者であつた。信長は仁者でもなく、仁政者でもなかつたが、然も善政者であつた。裁判の公正と、秩序安寧の維持と、人民をして安堵して、其業に就き、其職を樂ましむるとは、治國の要道であることを確認した。而して彼は實に與ふるの取りたる所以を了解した。彼は民權の唱首者でもなく、自由の擁護者でもなかつたが、然も彼の政治は、全く足利氏時代の匪政、暴政、弱政、腐敗政より超越したる善政、新政、健全政の施行者であつた。諺に隣家の苦榮と云ふが、兎角他國の產物は有り難きものと心得、自國の產物を蔑視し、無視するの傾向は、何れの國にも免れ難きものだ。我が國民の如きは、特に舶來品を好む弱點が多い様である。產物と云へば、英雄の如きも、その一である。吾人は世間の風潮に連れて、漫りに隣國のウィルソン杯を崇拜するよりも、我が國民が、今少しく織田信長其人の如きものに就て、眞面目に研究したならば、得る所少か

織田信長を眞面目

に研究

らざる可しと思ふ。本書にして、若し幸ひに此の目的に向て、貢獻するを得ば、著者の本懐である。日本には人物無きにあらずだ、但だ之を閑却したのが甚大の遺憾である。

頃ろ英國の雜誌——本年七月十九日倫敦刊行スペクター——の近刊書批評文中に、左の意味が掲げてあつた。

英國雜誌所載の一節

世界大戦争以前には、多くの歴史家の中に、歴史に於ける個人的要素を、輕視するの傾向があつた。即ち傳記や、人物描寫を賤み、穀物の代價や、小作料の登記簿や、貸銀帳等を涉獵するを以て、眞實に重要な事として、其の注意を指向した。然るに最近五箇年の經驗は、吾人を驅りて、一個人の力の尙ほ多大に計上す可きを思はしめた。即ち一政治家の弱點や、一將軍の失策やが、全國民に重大なる影響を來す事を思はしめた。

歴史の要素——英雄

觀察には幾許の方面がある。吾人とても歴史の要素として、經濟的關係や、生活

は歴史の
中樞

的事情の大切なるを閑却するものではない。而して社會を形成する所謂無名の英雄なる者が、時代より時代に推移するに際して、貢獻する所の、少小ならざるを識認するものである。然も英雄は歴史の中樞である。一時代の英雄を、完全に解釋するものは、時代其物を解釋するものであることを疑ふと能はぬ。何となれば英雄は、概ね時代の代表者であるからだ。されば繰返して云ふ如く、信長を知るの、即ち信長の時代を知る所以だ。但だ信長の如きは、時代以上的人物であることも、亦た知らねばならぬ。

一八

「信長公
記」と其
の史的價
値

最後に予は、「信長公記」の著者太田牛一に負ふ所の、多大なるを繰り返さねばならぬ。

彼の「信長公記」は、信長の生立より永祿十年迄は、總括的に記述したが、永祿十一年信長が入洛以來、天正十年本能寺變に及ぶ迄は、正しく日記によりて直書したものだ。然も其の記叙精核、質實若し良史と云ふ可らずんば、良史の資料と

云ふ可きであらう。其の文章は當時の雅文を雜へ、奇古、生硬、時としては難解の文字を臚列したる嫌あるも、之を熟讀すれば、一字一句苟もせず、其の用意の周到にして、作者が著作的良心の甚だ緊張したるに敬服せざるを得ない。但だ時としては、餘りに信長を崇拜したるが如き文句あるも、そは彼の意見若くは感想を據べたる迄にて、事實は全く直筆し、毫も文飾を加へて居らぬ。此れ彼が信長の所作を、概して正認す可きものと前提したるが爲めに、故らに曲筆する必要を感じなかつた故でもあらう。

太田牛一
の人物

彼は尾張春日井郡安食村の産にて、幼にして僧となり、同郡山田常觀寺に在り。後還俗して又助と稱し、信長に仕へ、其の祐筆となり、又た軍に従て功あつた。信長死後秀吉に仕へ、祐筆となり、又た軍に従て功あり、和泉守に任じた。彼の遺著は、此他に天正記あり、雜記あり、關ヶ原合戰記あるが、彼の精神の凝注したるは、實に此の「信長公記」である。彼の生死の歲月は、詳でないが、彼が自筆の「信長公

一九

記』の奥書に、慶長十五年八十四歳とあれば、大永七年頃に生れたのであらう。
〔史學會雜誌田中博士の説〕其の死は何歳であつたか明でないが、足利末期より織田、豊臣を経て、徳川の初期迄生存したのは、間違もない事だ。若し著者をして、信長及び其の時代に就て、若干の理會を興へしめた者ありとせば、其の重なる恩人は、太田牛一である事を特筆して措く。

大正八稔九月十二日、午後四時半、相州逗子老龍庵なる觀瀾亭の一隅に於て、時に秋雨蕭々、三日尙未だ霽れず、當面の富岳、雲霧の中に在り。

蘇 峰 學 人

例 言

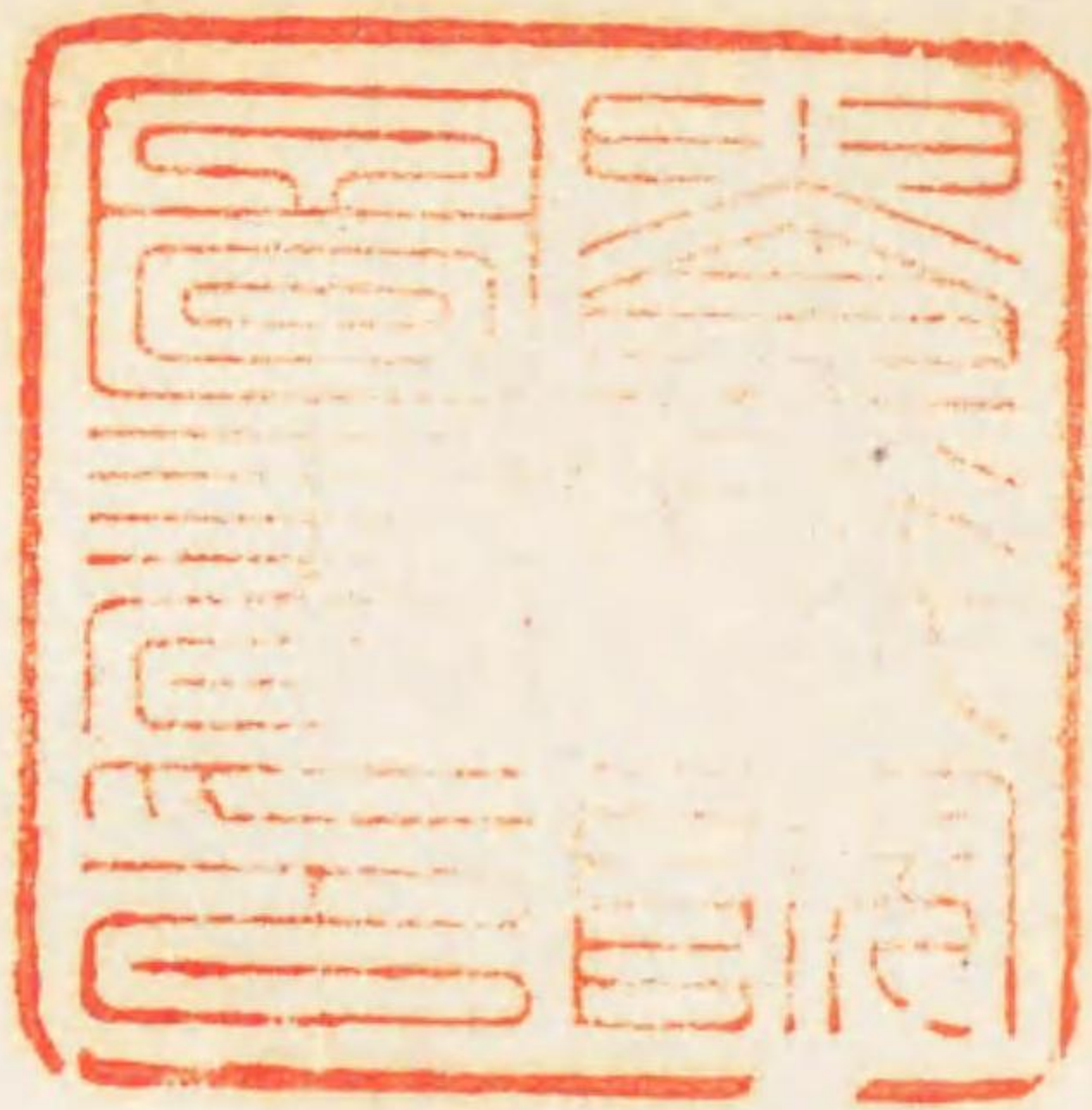
- 一 豫定の如く、織田氏時代後篇を刊行し、織田氏時代を完成するを得たるは、著者の寔に欣幸とする所。是れ偏へに前篇以來、直接、間接、著者を幫助せられたる諸君の好意に由るもの多し。茲に恭しく謝意を表す。
- 一 前篇、中篇、後篇を通じて、其の一行一字、悉く皆な著者自から起草し、筆録せざるものなし。但だ附註、目次、年表、索引、及び校正等は、社友諸君を煩せり。
- 一 織田氏時代は、此に完成したるも、例せば信長の葬儀の如き、山崎役以後發生したる織田氏關係事件は、豊臣氏時代に記載す。
- 一 豊臣氏時代は、既に甲篇の草稿成り、乙篇亦た成るに垂んとす。其の刊行の時期も、希くは讀者の期待に負くなからん歟。
- 一 『織田氏時代完成に就て』の一文は、前篇、中篇、後篇を通じての、總論として、一讀ありたし。

例 言

一 著者は江湖愛讀者諸君が如何に著者を奨勵して、此の事業の完成に努力せしめつゝあるかを思ふ毎に、感殊に深し。

大正八年九月廿一日 於 逗子觀瀾亭

著 者



近世日本
國民史

織田氏時代後篇目次

織田氏時代完成に就て

第一章 中國役に於ける秀吉の成功

一	三木城の窮迫……………	一
	註 丹生山夜討淡河軍〔別所長治記〕……………	五
	註 大村合戦〔別所長治記〕……………	八
二	竹中重治……………	一一
	註 竹中重治の智謀〔武功雜記、武功實錄、武家事紀〕……………	一六
三	三木城の陥落……………	一八
	註 長治等の自害と其の辭世並秀吉十徳の事〔播州御征伐之事〕……………	二三
四	山陰方面……………	二五

目 次

第二章 信長本願寺と葛藤の決著

五 本願寺窮境に落つ……………三二

六 本願寺側の講和理由……………三五

註 本願寺側の和睦事情〔中村徳五郎著「戦國時代本願寺」〕……………三九

七 退去と否退去……………四三

八 石山の最後……………四七

註 本願寺の最後と教如上人〔中村徳五郎著「戦國時代本願寺」〕……………五二

九 教權と大阪……………六〇

第三章 信長の性格及其の施設

一〇 信長自筆の折檻書(一)……………六五

一一 信長自筆の折檻書(二)……………六九

一二 信長の残忍性(一)……………七五

註 詠史 織田信長〔頼山陽〕……………八〇

一三 信長の残忍性(二)……………八〇

一四 信長と皇室……………八五

註 『信長の勤王』の一節〔有賀長雄著「大日本歴史」〕……………九〇

一五 信長の道樂……………九一

一六 信長の馬揃(一)……………九五

一七 信長の馬揃(二)……………九九

一八 信長の馬揃(三)……………一〇二

一九 經濟家としての信長……………一〇八

二〇 信長の檢地……………一一三

註 興福寺衆徒より信長へ差出したる起請文〔多聞院日記略〕……………一一七

第四章 安土宗論

二一 安土宗論(一)……………一一九

二二 安土宗論(二)……………一二二

二三 安土宗論(三)……………一二六

二四 安土宗論(四)……………一三〇

二五 安土宗論(五)……………一三四

二六 安土宗論(六)……………一三八

註 信長の日蓮宗に對する態度〔辻善之助「安土宗論」〕……………一四二

註 信長の日蓮宗に加へたる迫害〔辻善之助「安土宗論」〕……………一四三

二七 家康と勝頼の對抗……………一四五

第五章 長篠役以後の形勢

二八 外交上に於ける勝頼の位置……………一四八

註 高坂彈正の意見五ヶ條〔甲陽軍鑑〕……………一五二

二九 謙信歿後の御家騒動……………一五三

註 景勝景虎家督争ひの事〔管窺武鑑〕……………一五七

三〇 有無交換……………一六〇

第六章 家康の内憂

三一 家康と築山殿……………一六五

三二 築山殿の陰謀……………一六九

註 信康夫人築山殿の陰謀を信長に報ず〔武徳編年集成〕……………一七二

三三 酒井忠次と信康……………一七四

註 酒井忠次信康の侍女を取る事〔武徳編年集成〕……………一七七

註 酒井忠次安土に赴き信長に謁する事〔武徳編年集成〕……………一七八

三四 信康の最後……………一七九

註 家康平岩親吉の詩を却くる事〔武徳編年集成〕……………一八二

註 大久保忠世と酒井忠次の事〔武徳編年集成〕……………一八三

三五 徳川信康(一)……………一八四

三六 徳川信康(二)……………一八八

註 家康信康の不和と築山殿最後迄の日記〔増補家忠日記〕……………一九二

第七章 武田氏の衰運

三七 高天神城の陥落(一)……………一九五

三八 高天神城の陥落(二)……………一九九

註 高天神落去 附駿州桐目迫合の事〔武田三代軍記〕……………二〇二

三九 武田氏の亡徴(一)……………二〇六

註 勝頼新甲府を築かる 附信長の人質安土に歸らるゝ事〔武田三代軍記〕……………二〇九

四〇 武田氏の亡徴(二)……………二一一

第八章 武田氏の亡滅

四一 信長の軍配……………二一五

註 木曾義昌逆心の事〔甲亂記〕……………二一八

四二 信忠信州に入る……………二二〇

四三 高遠城の劇戦……………二二五

註 信州高遠の城落城 附仁科薩摩守晴清生害の事〔武田三代軍記〕……………二三〇

四四 漸く最後に迫る……………二三三

四五 勝頼の最後(一)……………二三七

註 小山田出羽守心替の事〔甲亂記〕……………二四〇

四六 勝頼の最後(二)……………二四三

註 勝頼御臺所並に信勝生害の事〔理慶尼の記〕……………二四七

四七 武田氏亡滅の責任者……………二五三

四八 惠林寺炎上……………二五七

註 惠林寺の事〔甲陽遺聞録〕……………二六一

四九 武田氏舊領土の處分……………二六三

第九章 秀吉威を中國に振ふ

五〇 鳥取城の籠城……………二六九

五一 秀吉鳥取城に薄る……………二七三

五二 鳥取城の陥落……………二七八

註 鳥取落城の事 附吉川式部少輔切腹の事〔藝侯三家誌〕……………二八三

五三 馬山の對陣……………二八七

五四 秀吉と信長(一)……………二九〇

五五 秀吉と信長(二)……………二九七

第十章 信長の手四方に及ぶ

五六 信長と北國……………三〇五

五七 信長と上杉景勝……………三〇九

註 景勝公越中國魚津城後攻の事〔管窺武鑑〕……………三一四

五八 信長と四國(一)……………三二六

註 長曾我部氏由來記〔南海通紀〕……………三二〇

註 長曾我部元親創業記〔南海通紀〕……………三二二

五九 信長と四國(二)……………三二三

六〇 信長と高野山……………三二七

註 信長對高野山の葛藤日記録〔高野春秋編年輯録〕……………三三一

六一 伊賀の平定……………三三四

第十一章 信長甲州より凱旋す

- 六二 信長の凱旋(一).....三三九
 - 六三 信長の凱旋(二).....三四三
 - 六四 信長の凱旋(三).....三四七
- 註 凱旋行程日録〔家忠日記〕.....三五二

第十二章 秀吉進んで高松に薄る

- 六五 秀吉と中國陣.....三五七
 - 六六 高松の水攻.....三六〇
 - 六七 高松城死地に陥る.....三六六
 - 六八 講和は何れより發議したる.....三六九
- 註 高松城攻之物語〔高松城攻之物語〕.....三六三

第十三章 信長と家康

- 六九 織徳同盟二十餘年.....三七五
 - 七〇 家康の安土参向.....三七八
- 註 安土参向日録〔家忠日記〕.....三八三

第十四章 光秀謀反の動機

- 七一 不可解乎可解乎.....三八五
 - 七二 何故に謀反したる乎(一).....三八八
 - 七三 何故に謀反したる乎(二).....三九二
 - 七四 何故に謀反したる乎(三).....三九五
- 註 頼山陽の織田信長論〔日本政記〕.....四〇〇
- 七五 光秀の決心.....四〇一

七六 火事場泥坊乎……………四〇五

第十五章 信長父子之死

七七 本能寺打入(一)……………四〇九

七八 本能寺打入(二)……………四一四

七九 本能寺打入(三)……………四一七

註 本能寺〔頼山陽〕……………四二一

八〇 信忠の死……………四二一

註 織田信忠論〔逸史〕……………四二七

註 織田長益の脱出〔武家事紀、義殘後覺〕……………四二七

八一 フロエアの報告……………四二八

註 宣教師側の見たる本能寺の變〔日本西教史〕……………四三三

第十六章 信長と其の時代

八二 信長の事業……………四三七

註 吉法師〔頼山陽〕……………四四一

註 織田信長之偉迹〔逸史〕……………四四一

八三 統一の志望者は誰ぞ……………四四二

八四 統一の氣運に乗ず……………四四五

八五 實力の世の中……………四四九

八六 人材競進時代の成功者……………四五三

八七 清新なる氣分……………四五八

八八 直情徑行……………四六三

八九 平民主義の實行者……………四六七

九〇 無意識の帝國主義實行者(一)……………四七二

九一 無意識の帝國主義實行者(二)……………四七五
 九二 當時の高襟……………四七八

第十七章 信長と儒佛

九三 五山禪宗の末期……………四八三
 九四 宋學興隆の來歴……………四八七
 九五 信長と儒道(一)……………四九一
 九六 信長と儒道(二)……………四九五

第十八章 信長の本色

九七 面白き時代……………五〇一
 九八 何故に成功したる乎……………五〇四
 註 織田氏五善論〔山縣禎〕……………五一〇

九九 信長に對する宣教師の評(一)……………五一〇
 一〇〇 信長に對する宣教師の評(二)……………五一四
 一〇一 實力の英雄……………五一八
 一〇二 自恃の英雄……………五二二

年表

其一 時代年表……………一一〇
 其二 人物年表……………一一六

索引……………一一〇

挿入肖像、地圖、戰圖

一 武田勝頼同夫人、嫡子信勝畫像……〔高野山持明院所藏〕……

一 安土宗論記判者因果居士筆……〔侯爵前田利爲氏所藏〕……

〔一一〕安土宗論〔一〕……

一 快川國師自畫讚……〔侯爵細川護立氏所藏〕……〔四八〕惠林寺炎上……二五七

一 高松城水攻之圖……〔六六〕高松の水攻……三六〇

一 明智光秀筆蹟……〔七一〕不可解乎可解乎……三八五

一 織田信忠畫像……〔八〇〕信忠の死……四二一

一 天正十年織田氏全盛圖……〔八二〕信長の事業……四三七



近世日本
國民史 織田氏時代 後篇

蘇峰學人

第壹章 中國役に於ける秀吉の成功

〔一〕 三木城の窮迫

三木城と
秀吉の兵
糧攻

光秀が丹波攻略に努力の際に、秀吉は播州の平定に盡瘁した。然も三木城の固きは、八上城の比ではなかつた。三木城は、天正六年八月以來、別所長治籠城して、同七年二月六日、平井山の合戦に、城兵敗屨したるに拘らず、毫も屈託の模様なく、秀吉は唯だ兵糧攻にて攻め落さんと、其の糧道を絶つた。されば三月、毛利氏より、糧船二百餘艘を魚住に致したるも、城内に運輸す可き手段がなかつた。

信忠及び諸將の來援

其の四月には、信長再び信忠及び諸將をして來援せしめた。城兵は出で、信忠の牙營を襲うたが、乍ち撃退せられた。然も信忠は、三木城の急に抜く可らざるを見て、數壘の増築を命じ、御著城附近に放火し、荒木村重の所領なる攝津能勢郡の野を抄掠し、二十九日池田に回つた。而して不破、前田、佐々、原、金森等の所謂越前衆及び丹羽等は、淡河城附近に對壘の築造を命じ、何れも攝州に還り去つた。

丹生山

淡河城の南方約一里に、丹生山がある。此れは攝播兩國の境に峙つて居る。此處に別所長治は、一の砦を築き、浮浪の徒二千餘人を入れ、花隈城と聯絡を通じた。されば毛利の兵糧船は、魚住より更らに花隈に轉じ、花隈、丹生、淡河を経て、三木に兵糧を入れた。

秀吉丹生山を攻む

秀吉は之を諜知したから、五月廿五日の夜、精兵三百人を發し、風雨に乗じて、此の砦を襲はしめ、之を取つた。淡河城主、淡河定範は、急に防備を修めたが、廿六日秀長は兵五百餘を率ゐて、來り攻めた。定範は兵二百を以て突出し、大に其の前

花隈と三木との聯絡絶つ

隊三百を破り、定範の弟新三郎、又た兵百五十を以て繼ぎ進み、其の後隊を破つたが、然も彼等は、衆寡の遂に敵す可らざるを見、其城を火き、三木城に合した。

花隈と、三木との聯絡は、此にて中斷せられた。されば小早川隆景は、六月四日、魚住に駐屯したる兒玉元良に、書を與へて、輸糧の方法を講せしめた。九月には、自から吉川元春と與に、魚住に至り、使を三木に遣はし、同月十日午前二時を期して、沿道の敵營を突撃し、糧を城内に入る可き旨を告げ、城兵の協戮を求めた。長治は之を欣諾し、九日の夜、嚮導として、兵百餘を、潛かに魚住に送つた。

隆景の輸糧と織田方の拒戦

此に於て隆景は、部將生石中務少輔をして、兵若干を率ゐ、人夫七八千を督して、糧を輸せしめた。十日午前二時、其兵加古川の左岸より迂回し、大村の阪路を経て、平田村に到り、織田軍谷衛好の營を襲うた。衛好は打死し、毛利の兵は、其の外壘を占領した。又た人夫を督して、兵糧を輸送したる、毛利の士手島市之助は、平田村の西大村に至り、烽火を揚げて、城中に相圖をしたが、顧みて平田營の戰鬥酣なるを見、兵糧を打捨て、之に赴き、側面より攻撃した。衛好の子衛友等、善く拒

戦した。

秀吉の奮闘の
兵糧を奪

秀吉は其急を聞き、直に兵一千を率ゐて、加佐村の阪路を占領し、大村三木間の交通を遮断した。三木城にては烽火を見るや、別所賀相直ちに兵三千を率ゐて突出し、大村に向うたが、秀吉は敵の優勢なるを意とせず、進んで之を撃ち、將士數十人を斃し、之を城中に追ひ詰め、更に兵を分つて平田營にある、毛利の兵二百三百を驅逐し、悉く其の輸送の兵糧を奪うた。城中の重なる將士、別所安之、淡河定範以下七十三人、卒八百餘、毛利の兵七八百人、何れも打死した。此れが大村の合戦である。

輸糧目的の失敗と
秀吉の前進

輸糧の目的は、此に於て全く失敗した。秀吉は城中の困窮を察し、愈々其の壘を前進せしめた。乃ち城を距る約五六町に接近せしめ、其の前面には、丈餘の複壁を築き、望樓を建て、尙ほ其前に鹿柴を樹え、柵を結びて、城兵の出撃に備へ。三木川、志染川には、橋梁を架し、哨兵を配置し、水中には繩を張り、杭を連ねて脱出を防ぎ、又た一隊三百人宛の六隊を編成し、日夜交番警邏せしめた。此に於て城中

は全く兵糧盡き、馬を屠り、紙を喫して、尙ほ餓死を免かれ難き、苦境に陥つた。此上は人々相食むの他はなかつた。

丹生山夜討淡河軍

秀吉の丹生山に
許りに乗取る事

攝州守護荒木攝津守、村信長を恨る子細あつて謀反の色を立るによつて、從攝州京都への往來不自由、秀吉行荒木が館伊丹盡言雖嫌之、村重曾て不承引、依之上洛して信長へ請軍勢、高槻茨木兩城を以調儀與味方、有岡一城になして從攝州都への道中つまり、に城を拵たり、三木の城に聞此事、攝州に色を立てるは一定敵を可追拂瑞相也とて、荒木が端城兵庫鼻熊に内通し、丹生の山に一城を取立、淡河の城を傳道として從毛利家三木の城へ兵糧を運入、彼丹生の山は攝州第一の切所、山の高さ二十丈、四方巖石を疊上、岩を傳ひ道滑也、近邊の一揆とも二千許催し集め楯籠る、秀吉聞之、いかにも足手達者に夜討になれたる兵三百人すぐり、風雨の夜を待て切入、男女の無差別に搦切にする間、周章して谷かげとも不云落入者不知數、半時許の間に城を乘とり勝鬨を上引取、爰に淡河彈正は一族郎等を集中けるは、近邊丹生の山の一揆を秀吉賢き謀にて追落す、此上は當城へ押寄べきこと四五日に不可過、されば天の時不如此地利、地の利は不如此人の和といへども、大敵を請て戦に得、利專地の利肝

淡河軍大勢に秀吉破る事

要なり、誘打出て敵を防がん用意せめとて、一族郎等五六十人、足輕人夫三百人、普請道具をもたせ日々に城を出、敵の可寄來道を掘切、落を拵或馬さくり車莖をまかせ、逆茂木大綱を張ける、掛る處に何者か云けん、今朝彈正忠城を出、油斷して普請を申付の由告、秀吉、大將小勢にして城を出る事天の興る所也と舍弟小一郎秀長に五百餘騎二手に分、俄に押寄既に掛入んとしけるが、堀切、馬さくり、車莖にさへられ少したゞふたり、淡河一族五十八人すはだにて切てかゝる、彈正掛塞り、各には物が付て狂か、數千の敵の中へ僅に四五十人掛入、何程の事をか仕出すべき、我名譽の手立をして大敵を追拂、末代の武士の手本と可成事ありと、足輕どもを近邊の在郷へ走らかし、陰馬一疋引て來らん者には錢を三百文づゝ與へんと云聞せければ、時の間に陰馬五六疋引來るを、諸侍彼馬の口を引大勢の敵に打向、道の廣みへ押出す、小一郎見之敵あれ程の小勢にて掛り來るはいか様死狂と覺えたり、馬強からん人十方より馬を入當倒し馬に踏せよとて、究竟の掛武者馬上に繩を提轡をひきに、彼陰馬五六疋散々にたゞき立、開を上手を叩一度に敵陣へ追入ければ、數千の乘馬も是を見て、劍廻り劍倒し、左右に立て躍り廻り、十方に黒烟を立上を下へ返しける程に、馬上に一人もたまり不得、皆被劍倒、我持たる太刀長刀に突貫る者多し、如斯散亂したる處を、彈正思ふ圖に敵を騷がせ、時分は能く切崩せ者共とて、一族若黨五十八人打てかゝる、亂れ合たる三百餘騎切立られ散々に引退く、此戰の馬烟東西

淡河軍自焼三木城へ合す

南北へみえければ、城の留守に置ける舍弟新三郎軍ありと不審して一騎がけに掛出る、騎兵百五十騎馬にて我先にと打寄れば、彌敵崩れ行、新三郎是をみて、かやうの軍に得、利逃るを追にしくばなし、殘る敵を蹴ちらせとて、諸靈に鞭を添掛入、つゞく侍に甥の江見又四郎、從弟に柏原大膳、宇野兵庫、高田與一我先にと掛出、秀長の本陣へ面もふらず掛入、爰を專と亂れ入、引立たる勢なれば一返も不都合引退、つゞいて追て行を彈正下知して、餘の長追はせぬ物ぞと靜々と引取、希代の手立して軍を破りたりと云々、元弘の古楠正成にも劣まじき弓取と敵も味方も感じける、淡河一家侍ども今日の軍の物語を道すがら云て城中へ引入らんとしける處に、江見又四郎進出で、今日の合戦は不慮に發り候を、名譽の御手立にて大軍を追、薩得大利、近國他國に隠れ有まじ、然ば秀吉負腹を立、明日必大軍にて可寄來、味方猛く思ふとも、此小勢にては始終可打負、如落人なりて三木の城へ引合は何のはなかも有まじ、此勢に引取ならば恐くは淡河一家の侍に肩を双ぶる人有まじ、各いかにといへば、彈正思案して、尤至極の道理なり、かゝるも引も折に寄とはかやうの時なるべしとて、城を燒はらひ一族郎等引卒し、三木へつぼみける、長治をはじめ山城以下霜臺が手立、希代の働き也と各感悦す、〔別所長治記〕

大村合戦

秀吉の布陣に注目せらる

中國の加勢吉川駿河守、小早川左衛門佐兩大將爲可見續、三木の城に兵船二百餘艘、明石の魚住に押よす、侍大將には乃美兵部、兒玉内藏太夫、其外紀州雜賀の武士ども毎邊に構、要害舟を引付居たり、秀吉見之、三木と魚住の間を取切て敵の通路を留よと君ヶ峰を初め方々に人數を出し、付城三十餘村、其間に役所をかまへ、つまりに塀を掛、亂株逆茂木丈夫にして往來を押留、毛利家の諸大將、秀吉は奇妙の大將なり、僅六七千の人數にて陣の張やう、六七里の間を打圍みけるは名譽也、我等も三木爲後詰出張して徒に日を送る事天下の人口も如何也、三木の城と相圖を定め可、遂一戦、忍で三木へ人を入、來る十日丑の刻に敵陣へ押寄可、始合戦、狼烟を上ん時從夜中、押出し給へ、兩方よりもみ合手痛き軍、可定安否云遣す、三木の返事に、御手立一得、其意候、然れども兵糧乏き故城中堅固に難拘、九日の宵に從城案内者を參らせん、人夫を以て兵糧を城中へ運ぶ手立をたのみ入候と申含て返す、既に其日にも成ければ、城中より案内者百餘人、弓に手矢を取添忍で魚住へ出しける、天正七年十月九日の丑刻に、藥州の住人生石中務を大將として先秀吉の與力谷大膳、平田と云所に付城をして居たる所へ、中國勢押寄、間を上、無透間打て入、夜中の事なれば城中周章して十方を失ひけるに、大膳手廻の者八騎にて大手の城戸を開かせ、大勢の中に打て入、散々に切亂し、柵際に付たる敵十方へ追退、味方を見れば過半討死す、殘る兵

秀吉の與力谷大膳奮闘して死す

秀吉駿馬に鞭打て向ふ

は手負半死半生のありさま也、一息休む處に大軍大膳を目に懸中に取籠討んとす、大膳元來大力武勇の仁也、以長刀切廻りければ、あたりを拂て働ぬれば、敢て無近付者、かゝる處に素鎧を持たる敵一人、大膳に突かゝる、以長刀鎧をたゞき落し、逃所を追掛から竹わりにわり付る、鞍の跡輪に長刀強く打付、鏢本より打折、刀を抜散々に攻戦數十人切伏ければ、敵六七人突掛て遂に大膳を打取ける、此戦の間に三木方の武者手島市之助、土橋半之丞、渡邊藤左衛門下知して七八千の人夫を以三木城へ兵糧を入る、平田城の後より運ばせけるが、夜明方に成て大村に着て相圖の狼烟を上けるが、平田城以ての外色めき立を見て、兵糧にも不構手島、渡部、土橋は横合に平田の城に押寄、塀柵を切崩す、同三木の兵ども相圖の狼烟を見て、其儘掛出平田の城に切て入、大膳が手の者ども口々に云ける、柵の木一本成とも敵にとらるゝ物ならば、味方の嘲口惜、命を限りに戦と詞をかはし、味方を耻しめ戦ひけり、中國勢是程の小城一つ不責落引ならば、侍の可瑕瑾入替、攻戦ふ、秀吉既に打立んと馬に乗給へば、諸軍一千餘騎取物も不取敢掛寄けり、秀吉宣ふは是程相圖を定る合戦なれば、敵一手には働まじ、南北に手立あるべしと方々へ心を配り見合らるゝ處に、大膳被討て候、後詰の勢遅々に於ては、唯今當城落去疑なしと注進す、秀吉聞もあへず駿馬に鞭を加へて一騎掛にかけらる、隨兵我先にと打て出る、中國の敵兵跡先よりもみ合せんとしけるを、秀吉下知して、先三木と大村の中を押隔よや者どもとて、笠坂の上

より打てかゝりける、爰に別所山城守、大村の前に三千餘騎にて靜り返つて控たり、秀吉目に餘る程の大敵を見、少あきれて馬を掛居らるが、大音あげて下知し給ふ、本場の軍に大敵を請尋常の如く出合、戦は必味方可し、勝利善戦ふ者は不戦善陣する者は不死といへり、捨命戦へとして取次に成たる味方の勢を鈍矢の陣に押直し、いなり掛りに突掛る、三木勢見之、鶴翼に控、左右に颯と引別れ、中に取籠討んとす、東國勢掛破り、後へ掛拔、取て返し掛破る、八方に鬨を、先陣後陣入亂、或十騎廿騎爰を專と戦ふもあり、或一騎相に引組で指違死もあり、東國中國分目合戦、今を限りと見えければ、三木勢少し色めき立を、秀吉下知して、爰ぞ勝負を決する所、切崩せ、敵味方の剛臆は秀吉能見るぞ、退氣色不可有身をもんで下知し給へは、三木勢不叶して引退く、東國勢是を見て、餘すな洩すな討取とて追掛たり、敵に後を見せじとや思けん、後日の耻や難からん、別所甚太夫、同三太夫、同左近、光枝、小太郎、同道碩、柳橋彌五三、高橋平左衛門、三宅典平次、小野權左衛門、砥堀孫太夫、大將十人、手の者、等九十六人一度に取つて返し、黒煙を立て散々に戦けるが、一人も不殘討死す、爰に淡河彈正は今日の軍に手痛く當ける故主從五騎に打なされ、我身も深手負、殘五人の者も五ヶ所六ヶ所、手負、半死半生に成て細道にかゝり落行けるを、敵廿騎計にて追掛たり、彈正申けるは我等此體にて敵に打合たりとも、當の敵を討事はさて置、敵の馬に被當倒、犬死せんは一定也、いざや敵を謀り、當の敵を討取、冥途の土産にせんとて、五人の

三木軍大敗す

淡河彈正定範見事の討死

者ども芝居に座し、刀を抜、手に手を取組、差違たる眞似をし、皆俯に伏にけり、敵ども十四五騎馬より飛で下り、我先に首を取んと走掛る、近々と寄て傍に被置きたる太刀取、緩ながら拂切に切ければ、敵五人何れも諸膝なき被落、一度に尻居に伏す、各かつぱと起上て仰天したる敵共を四方へ追散し、心よしと高聲に云て一度にぞつと笑、敵の首を面々の膝の上に抱腹切たり、名譽の討死也、いかなる者や名を知ばやと母衣を掛て死たる武者有、是をまくりたれば、村上源氏具平親王二十三代の孫淡河彈正定範と書付る、扱は先日淡河の城にての手立、今の討死の次第無双の勇士と各感じける、秀吉敵どものさまさま返し合せ働く體を見給ひ、馬廻二三百一所に打寄馬印を立置、我身は四方を乗廻し、馬驗をしるべに不殘引と下知して、大軍を時の間三所に引とらせ、勝鬨を取行本陣へ引入給ふ、其日三木方の大將分七十三人、都合八百餘人討死す、痛手負は不知數、此合戦に打負、三木方彌氣を失、重て可戦便もなし、〔別所長治記〕

【三】竹中重治

秀吉功業 今や三木城の陥落は、旦夕にあり。然も吾人は此際挿話の禁じ難き一がある。そ

竹の中重治

是天正七年六月、平山の陣にて、竹中半兵衛重治が三十六歳にて没したる事だ。彼は竹中半兵衛として、特殊の功勳を、史上に留めて居らぬ。然も織田氏の部將としての、秀吉の功業の一半は、彼が冥々の力に由るとは、毫も疑を容れぬ。

秀吉と重治との關係

元龜年間、秀吉が淺井氏に對して、江州に働らきし以來、中國征伐の督將として、三木城を陥る迄、凡そ十個年内外、彼は信長より秀吉に附屬せしめられて、其の左右に在つた。信長の意は、重治をして秀吉の軍を、監せしむるにあつたであらうが、彼等は互に相得て、無二の親友となり、重治は遂に、秀吉の懐刀となつた。而して中國役に於ては、彼と小寺官兵衛とが、恒に左右の手であつた。凡そ偉大なる功業は、偉大なる人力の結晶である。

十九歳の時の重治

彼は濃州菩提の城主であつた。彼が十九歳の折、領主齋藤龍興を恨むとありて、永祿七年三月十八日の夜、己が主從僅かに十六人にて、稻葉山を襲ひ取つた。信長は之を聞いて、其城を献じたならば、美濃半國を與へんと云うたが、彼は之を屑とせず、一年の後、龍興に稻葉山城を返却した。

智あり勇あり量あり

彼は智あるのみならず、勇もあつた、勇あるのみならず、量もあつた。

爾々物をも云はざりしが、偶云へば理に當れり。小信にも屈せず、小利にも溺れず、正に歸し、萬の緩急も、理に違ふ事なく、傑出の地位、二十許の比より漸く見え初しなり。(甬菴太閤記)

何となく彼の風采を見る心地がある。却説戰場に於ける彼は奈何。

戰場に於ける重治

戰場の出立は、靜かなる馬に乗、虎御前と云ふ刀(元重)を、常の如くにさし、具足は馬皮の裡を表に用ゐ、つぶ漆にてあら〜と塗りたるを、淺黄の木綿絲にて、威し立、甲は一谷の立物打たるを、猪首に著なし、餅の付たる青黄の木綿筒服を、長々と打はをり、ゆらりゆらりと打見えしなり。寔に雷電左に落れ共動せず、麋鹿右に起れ共、目瞬かす。體の素性にして、總軍を己が任とし、勇道の工夫の外は、雜事也と心得し故、強て小事に精しからず、萬づ自然に任せしなり。此人魁け殿りに在りし時は、軍中何となう心を安んじけり。(甬菴太閤記)

如何にも彼は目から入りて、鼻から抜ける、才子風の漢でなく、極めて落著き拂

沈深重厚の偉丈夫

うたる沈深、重厚の偉丈夫であつた。一人ありて萬人安しとは、彼が周圍に及せし信用と、勢力とであつた。然も敵の急所を見て、其の機宜を制するや、驚も及ばぬ、銳利なる眼孔を有した。されば新井白石も、彼を評して、『初め豊臣太閤、多くの武功を顯し、織田殿の御感に預り給ひしこと、偏に重治が助け參らせしに依てなり。』〔藩翰譜〕と云うた。此れは確評であらう。又た白石は、

重治に對する白石の同情

古き人の申せしは、重治が勇謀、武略、當時の人恐れ敬はずと云ふことなく、昔の楠、今の竹中と申せしなり。此人三木の陣に在りし日、書寫山にて、僧の具買ひ求めて、高野山にのぼせ置き、城攻め落したらん後は、必世を遁れんと思ひしと見えきといふ。想ふに秀吉我が勢の起るに従ひ、我が才の重治に及ばぬ事を知り給ひ、彼を深く忌み思ひ給ひしに依て、かくは思ひ立しなるべし。古の陶朱、子房の類にや。本朝にはかゝる類を見ず。志の成らずして身早く死せしと惜むべきなり。又幸なりと云はまし。誠に尊ぶべき人なりけり。〔藩翰譜〕と記し、深く彼に同情して居る。此の話は、甫菴太閤記にも、左の如くあり。

甫菴太閤記の所記

大望大志有りしを以て、大身にもなされず、與力の士を多く附つなどし、惜しみ綱をさし引、寵し給ひしも又宜ならずや。竹中も其心の程を能く曉察し、書寫山にて、沙門の具をかひ求め、高野山へ上せ置し也。三木落城せしかば、請暇に及び、高野山の僧侶となつて、世の形勢を見はてんと思ひ侍りき。

甫菴の解釋が穩當

吾人は寧ろ白石の解釋よりも、甫菴の解釋の方が、穩當と思ふ。何れも重治が、志世と違ふを意味すれども、白石が之を以て、秀吉の嫉妬に歸するは、餘りに穿鑿に過ぎて居るのではあるまい乎。秀吉は、左程燒餅やきもちを燒く男とも思はれぬ。況んや當時は、尙ほ信長の部將であつて、唯だ功名に急なるの時なるに於てをやだ。秀吉卿のわざ、何事に付ても、頼母敷人に思ひ給ひし竹中半兵衛なへべゑ主ぬし例ならず心ちなやみしを、藥の道知る人もてさはぎけれども、驗なかりければ、京にこそ藥の聖ひじりも有とて上りしに、少おこたり様なれども、猶心地さはやぐ様にもなけれど、播磨にて死なんこそ、軍場いくさばに命をおとすに同じかるべしとて、未だ惱みながら秀吉の御座みます平山に行て、六月中の比、終に失にしぞかし。秀吉限

重治の所記

重治を孔明に比す

りなくかなしび、劉禪孔明を失ひしにことならず、〔豊饜〕
此れは重治の子、重門が記したる一節で、極めて適當の見解と思ふ。秀吉を劉禪に比したのは、不倫であるが、重治を孔明に比したのは、至當である。乃ち秀吉が、重治を亡うての悲嘆は、玄徳が孔明を亡うての〔假定〕悲嘆と同様であつた。而して彼れ重治は、其の生きるや、智者の如くにして生き、其の死するや、勇者の如くにして死した。彼死して中國役の參謀は、彌々黒田〔天正七年十二月小寺を改め、黒田に復姓す。〕官兵衛の獨占となつた。

重治役後の中國の參謀

竹中重治の智謀

兵糧忽ち集る

○秀吉公中國へ御働の時、兵糧不足なるべしと御心元なく候由被仰由竹中半兵衛承り、御氣遣なされまじとて、大坂、尼崎邊辻々に札を立て、今度羽柴筑前守中國發向候、八木早速運送するに於ては、定り相場一倍に代銀相渡すべしと云々、依之兵糧澤山に集ひ候、〔武功雜記〕
○秀吉命を承り中國を征伐す、三木の別所長治一族を集め秀吉に叛、秀吉之を攻撃

勇士雖死不忘戰場

す、其軍事皆重治が所謀より出づ、重治病に犯され、上京して養療すと雖も不快に付て、三木の陣營平山○平山に歸り、陣中に於て卒す、天正七年六月廿二日、勇士雖死不忘戰場也、年三十五、六、誤世に傳ふ、信長の舊臣柴田勝家、丹羽長秀、前田家○利佐々政、瀧川益一等會談の時竹中重治軍事に通じ、智謀の取沙汰世に流布せる實否難知、竹中重治來らば、各々寄合ひ呼寄せ弓矢の吟味だて致さば一々理を詰めて閉口せしむ可きと、内内約束の處に重治中國より使節として來れり、右會談の席へ頓て呼寄せ、秀吉毛利家對陣の次第并秀吉思入の事など各々相尋、重治對陣の様子を演説し、秀吉思入の事は不承事なれば不存と答ふ、各々重て問ふ、秀吉の思入は差措き、重治自分の心得は如何様に致され可然やと尋ぬ、重治固辭に不及して毛利家軍事のあひしらひ并秀吉如此仕られ可然と云事を一々其道を致て是を語、其後未だ公義へ使節の次第言上に不及の間、重治は罷り出ると云て歸る、諸將後にて重治智謀の至、各々却て閉口に堪へたりと感悦しけりとぞ、〔武家事紀〕
○竹中半兵衛太閤より御念頃の御自筆の書被下候を引裂捨られ、此様なるものを殘し置は、自分にも後に事に因りて迷懷を生じ子孫に至ても其身の不覺悟を忘れて、父には斯様に御懇に在りし杯とて、恨を生ずること有るもの也とて如此、〔武功實錄、武功雜記〕

諸將閉口す

秀吉の懇書を破棄す

【三】 三木城の陥落

三木城陥落に瀕す

竹中重治の死後、纔かに半歳にして、三木城は愈々陥落に瀕した。天正八年正月六日、秀吉は自から進んで、宮之上の砦を占領し、其の十一日には、秀長と與に鷹之尾の砦及び新城を陥れ、其の本營を鷹之尾に移した。三木城も今は九死一生の姿となつた。此に於て秀吉は、別所重棟をして、城中の士を介し、長治等に因果を含め、彼等に自盡を勸告せしめた。

秀吉長治に自盡を勸告す

正月十五日、羽柴與力、別所孫右衛門城内より、小森與三左衛門と申者を呼出し、小三郎(長治)山城(長治叔父賀相)彦進(長治弟友之)三人の方へ狀を遣、播州之荒木、丹波之波多野果候如くに候ては、末世之嘲弄口惜候、尋常に腹を切可然之由申遣候所。(信長公記)

良とに説諭し得て妙だ。殷鑒は近きにあり。別所等にして男兒の意氣の何たるを解せば、争でか之に應せざらむ。果然

長治等の返書

兩三人腹を可切候間、其外諸卒被相助候様にと、小森を使にて、懇望之嘆を申送、狀に曰、唯今申上候趣意者、去々年以來、敵對に被伏置條、謹而可申斷心底之處に、不慮に内輪之面々覺悟を替之間、不及是非者也。然者于今至而相屈等、悉可被討果事、不便之題目也。以御憐愍、於被助置者、某兩三人可腹切相定訖。此旨無相違様に仰御披露。恐々謹言。

正月十五日

別所彦進友之

別所山城賀相

別所小三郎長治

淺野彌兵衛殿(淺野長政)

孫右衛門殿(別所重棟)

衆人助命の爲に切腹

乃ち彼等は秀吉の諭旨を斥け、一同城を枕に、打死する覺悟であつたが、意外にも城中の人心一變した。今は是非に及ばず、衆人の助命の爲めに、切腹すと云ふ

事ぢや。

右旨披露之處、羽柴筑前感歎し、諸士を可相助之返答有而、樽酒二三荷城中に送入られ、別所致満足、妻子、兄弟各家老之者呼双、正月十七日には、腹を可切之旨、女房子供にも申聞せ、互に盃を取かはし、今生之暇乞、哀成次第申は中く愚也。〔信長公記〕

別所を惡
まず却て
同情

秀吉は實に思ひやりの深き大將であつた。彼は別所を惡まず、却て別所に同情した。別所たるもの、焉んぞ之を感荷せざらん哉。

小三郎方より山城方へ、十七日申刻に腹を可切趣申遣之處、爰にて山城存分には腹を切候はゞ、定而頸を取、大路を渡し、安土へ進上すべく候。左候ては都鄙之口難無念候間、城内に火を懸焼死、骸骨を可藏之由にて、家に火をかくるを見て、諸士差懸、山城を生害也。〔信長公記〕

謀反の張
本人別所
賀相

別所山城賀相は、謀反の張本人であつた。主將の小三郎は、謀反當時は、二十二三歳内外の青年ぢや。されば責任の大部分は、擧げて賀相の上に在らねばならぬ。

長治彦進
等の自盡

然れば死後の分別迄も、此く爲したが、依然其頸は、安土に晒らされた。

正月十七日申刻、別所小三郎は、三歳之孩子、膝之上に置、涕を推差殺、又女房引寄、同枕に害しけり。別所彦進も、同如く女房を指殺す。屍算を亂す有様、目も當られず、其後別所兄弟手に手を取て、廣縁に出、左右に直り、各を呼出し、此度之籠城、兵糧事盡て牛馬を食し、虎口を堅、籠城相屈志、前代未聞之働、芳恩不申足、併我等相果、諸士を相助、身之悦不可過之とて、小三郎腹を切、三宅肥前入道介錯し、入道云、此先預御高恩人多しといへども、御伴申さんと云人なし。某者怒に家之年寄に乍生、更不及出頭、述懐は身に餘ると雖も、御伴申也。三宅肥前入道が働を見よやとて、腹十文字に切て、臍をくり出し死たり。〔信長公記〕

三宅治定

此の三宅治定も亦た、當初より謀反黨の一人であつた。彼が死す可きは、固より其分である。

彦進こし方召使候輩呼双、太刀、刀、脇指、衣裝形見にとらせ、兄の小三郎が腹切たる脇指を取持、又彦進も丈夫に腹を切、小三郎年廿六、彦進廿五、可惜く。

〔信長公記〕

三人の死と婦人の

別所三人は、良に丈夫の如くして死した。而して其の婦人にも亦た、丈夫に恥ぢざるものがあつた。

爰に希代之名譽有、山城が女房者畠山總州之娘也。自害之致覺悟、男子二人女子一人、左右に並置、心づよくも一々に差殺、主も喉頸搔切、枕を並て死たりけり。前代未聞、働哀成題目也。〔信長公記〕

別所一族の死は、到底犬死たるを免れなかつた。彼等が織田氏を去りて、毛

然も別所一族の死は、到底犬死たるを免れなかつた。彼等が織田氏を去りて、毛利氏に就いたのは、全く時局觀測の錯誤であつた。乃ち彼等は、今や錯誤の代價を拂うたのだ。

別所三人の頸、安土へ進上、爲御敵者、悉屬御存分御威光中、不可勝計。併羽柴、筑前一身以覺悟、大敵を如此被成退治候之事、武勇と言、調略と言、弓矢面目不可過之。〔信長公記〕

太田牛一

惟ふに太田牛一の、此の贊評は、當時に於ける、織田家中の輿論を、代表したる言

の秀吉に對する贊

であらう。秀吉は實に三木城の攻圍に、二個年を費した。然も此の成功は、彼をして織田家諸將の中に於て、確かに一頭地を抽んでしめた。彼は固より故參の老將柴田勝家とは、其の座席を争ふ可くもあらぬが、其の資望、實力は、今や却て彼を凌駕せんとした。

長治等の自害と其の辭世並秀吉十徳の事

長治歳廿三、友之歳廿一、可_レ惜々々、又山城女房爲_二自害_一居覺悟、男子二人、女子一人、三刀差殺、同所推伏、舍_レ劍死、皆人見_レ之聞_レ之、愁淚濡_レ袂、翌日不_レ違_二先約_一、城内士卒悉出被_レ扶_レ之、其中小姓一人持_二短冊_一來、見_レ之辭世之歌也、

長治

今は只恨みもあらず諸人の命にかはる我身と思へば

長治女房

もろ共に消はつるこそ嬉しけれ後れ先だつ習なる世を

友之

命をも惜まざりけり梓弓末の世までの名を思ふとて

二三

第一章 三木城の陥落

長治夫妻其他の辭世歌

頼めこし後の世までに翼をもならぶる鳥の契りなり覺
友之女房

後の世の道も迷はじ思ふ子を我身にそへて行末の空
山城女房

三宅肥前入道

君なくは憂身の命何かせん残りてかひのある世なりとも

秀吉十徳

扱秀吉、三人之首上、京都備御實檢、并御着志方魚住之城敗北、但馬一國屬一黨、此外西國四國之使札、日々に到來之旨達上聞、云武勇、云調略、無比類之由御感不淺、寔弓矢之面目不過之、仍秀吉移三木城郭、清地疏堀、改家引直、此先退散人民呼出、町人門前成市、當國之大名不及、云、但州備州之諸侍、任着到之旨、可有在城之由、嚴重之間、人々搦屋敷、雙門戸、不經日、立數千間之家、皆人所驚耳目也、或人曰、秀吉有十徳、

君有忠心。

臣有賞罰。

軍有武勇。

民有慈悲。

行有政道。

意有正直。

內有智福。

外有威光。

聽有金言。

見有奇特。

是誠人間拔群主、仰而可仰、將軍家長久繁榮之基也、祝々珍重、〔播州御征伐之事〕

【四】山陰方面

山陰方面
に轉眼の
必要

吾人は更らに眼を、山陰方面に轉ずる必要がある。丹波は既に光秀の爲めに、攻略せられた。丹後は元來一色氏の所領にて、領主一色義道は、永祿年間より信長に交通し、天正三年八月、信長の越前打入には、舟師を率ゐて參加した。然かも其の國內混亂したれば、信長は天正六年正月、細川藤孝に、之を切り取すべき命を下した。

丹後一圓
の平定と
細川藤孝
父子

四月藤孝は、兵を丹後に出した。信長は光秀、長秀等に援兵を命じた。義道は連敗の餘、田邊城に退いた。其の九月には、義道は但馬に奔らんとし、道を中山に取つたが、藤孝、及び明智光春等の爲めに追撃せられ、打死し、其の子義定は、稍く弓木城に立て籠つた。八年二月、藤孝父子は八幡山城に入り、義定を女婿とし、土豪吉原、高屋等を滅し、田邊の留守一色義長を降らしめ、此に於て丹後一圓、全く平定した。而して藤孝、忠興父子は、信長の命に依りて、其の領主となつた。

秀吉但馬を平定す

但馬、因幡は、天正の初期に於て、山名祐豐の所領であつた。祐豐は但馬の此隅山城に居り、其の姪豊國をして、因幡の鳥取城に居らしめた。而して何れも毛利氏の旗風に靡き従て居た。天正五年十月、秀吉は播州經略の方策を定め、兵を但馬に進め、岩淵城を陥れ、尋で竹田城を降し、弟秀長を之に置き、朝來、養父二郡を治めしめた。其の六年六月下旬には、再び但馬に入り、政務を觀、秀長を駐在せしめ、七月播州に還つた。天正八年四月、秀吉は秀長をして、此隅山城を攻め、山名祐豐を降さしめた。此に於て、但馬は全く平定した。

秀吉兵を因幡に進む

因幡の鳥取には、城主山名豊國籠り、鹿野には毛利氏の兵籠り、而して人質として、豊國の女を置いた。天正八年五月、秀吉は、兵を播州より因幡に進め、六月六日、鹿野城を圍み、之を抜き、豊國の女を收めて、鳥取城に向うた。秀吉は豊國に向て、降參すれば、因幡一國を宛て行ふ可し。左なくば、其女を城外に於て、張付にかけんと云うた。元來豊國は意志極めて薄弱の弱蟲よわむしであつた。彼は毛利元就が、出雲發向の際は、毛利に款を通じ、一たび尼子勝久、山中幸盛等の蜂起するや、亦た之

札附の豹名豊國

に應じ、爾後吉川、小早川等が因州に入るや、又た翻つて毛利氏に降つた。札附の豹變武士であつた。されば其の老臣等が、此上は節を守りて、秀吉に屈す可らずと諫止し、彼も之に同心したが、然も亦た之に反いた。

豊國遂に秀吉に味方す

豊國娘を張付木に上せて、鳥取の籠に懸置、秀吉より城中へ使を遣し、娘の命も惜く、又因幡一國も望ならば、能々分別せられよと申されければ、豊國此上は不及是非とて、御味方に可參の由、使者を以て、秀吉の陣所へ申遣ければ、秀吉領掌にて、因州の内二郡、豊國に被宛行也。〔吉田物語〕

豊國老臣等に放逐せらる

此に於てか豫て主人の薄志、弱行を不快としたる、老臣森下道與、中村春次、大いに憤懣し、心を毛利に寄せ、豊國を放逐した。豊國は六月廿一日、播州に奔つた。森下、中村等は、假りに祐豐の姪、山名豊弘を擁し、命を吉川元春に聽いた。元春は牛尾元貞をして、督將として之に赴かしめたが、彼は諸寄城を攻めて、負傷した爲め、更らに市川雅樂うたつら允よをして、之に代らしめた。而して天正九年二月、森下、中村等、

毛利家の公族を戴かんと請ふに因り、吉川經家、八百餘人を率ゐて、市川に代つた。城中の兵、合計二千人、心を一にして、立て籠つた。

伯耆と毛利氏との關係

伯耆は天正の初、南條元續の所領であつて、元續は羽衣石城ついでに居り、其の弟小鴨元清を岩倉城に置き、毛利氏に屬從したが、天正六年、元續の兄弟尼子の遺臣、福山光定の勸誘により、秀吉に頼りて、款を織田氏に通じた。此に於て、吉川元春は、七年十二月、伯耆に入り、城砦を高野宮、松崎に築き、羽衣石を監視せしめ、又、宇津茸、島田、篠山に築きて、岩倉に備へ、泊城、及び因州の鳥取、吉岡、大崎、鹿野等の諸城と、氣脈を通せしめ、軍を藝州に旋した。同月、元續兄弟は、兵三千を以て、宇津茸を攻め、克たず、八年正月、元清兵を出して、島田城を攻め、二月二十二日、吉川の士、今田經忠等、兵四百を伏せて、岩倉の兵を誘うた。城兵二百伏に陥りて、敗れたが、元清五百人を率ゐて、赴援し、之を收容した。六月、秀吉は、羽衣石、岩倉の警を聞くや、兵を發して、鹿野城を攻め、之を降し、龜井茲矩を此に入れ、其の聯絡を取らしめた。

秀吉警を發して兵

織田氏西下の勢と毛利氏

記して此に至れば、毛利氏が荒木や、本願寺や、別所やに、充分の援助を與へ得ざりしも、已むを得ぬ事情を諒とす可きぢや。織田氏の西下の勢は、常山の蛇の如く、山陽、山陰、兩道より迫り來つた。而して、宇喜多氏の如き、南條氏の如き、山名氏の如き、反覆の味方あるに於ては、其の手が思ふ坪に廻りかねたも、亦た餘儀なき次第ではない乎。

第二章 信長本願寺と葛藤の決著

【五】 本願寺窮境に落つ

信長對本願寺の對抗に到着日

勝利は堅忍者に歸す。勝利は大局の打算者に歸す。勝利は優勢者に歸す。信長對本願寺の對抗も、今や愈々其の決著日に到着した。吾人は先づ天正八年の春に於て、本願寺を中心として、其の周圍の形勢を一瞥せねばならぬ。元龜元年九月十三日の夜、本願寺の門徒が、信長の川口、櫻ノ岸の兩砦に、鐵砲を打込みし以來、足掛け十一年だ。其間に於て、本願寺の味方とし、頼みとしたる者は、たけのかわは笥皮を剥くが如く、漸次に亡失した。

天正元年七月以來の信長勢力の發展

將軍義昭は、はら公方の空名を抱いて、天正元年の七月には、逃亡した。最も多く頼みとしたる武田信玄は、同年四月に逝いた。朝倉は同年八月、淺井も亦た、同年九月に片附いた。其の同類として伊勢、尾張に蟠りたる長島門徒は、天正二年九月に

殄滅せられ、加賀、越前の門徒は、同三年八月に退治せられた。紀州雜賀の門徒は、同五年三月を以て、信長に降服した。將た松永久秀は、同年十月を以て、信貴城と與に灰燼に歸した。晩年に於て、本願寺と握手したる謙信も、間もなく同六年三月に没し、丹波の波多野一家は、同七年五月を以て、全滅し、最後の恃みたる荒木村重の伊丹城は、七年十一月を以て、別所長治の三木城は、八年正月を以て、各々陥落した。

武田と毛利所は

今や剩す所は、東に武田勝頼あり、西に毛利氏あるのみだ。然も勝頼は、強弩の末、振ひ難く、毛利氏も、織田氏西下の勢に對して、全く受身の姿となり、三木城さへも、救援に違あらざる始末であつた。而して加賀、能登に於ける門徒一揆の殘類も、聽て破滅に近いに居た。如何に彌陀の御利益を頼みとする、他方宗の本願寺でも、此に至りて頗る心細くなつたのに、不思議はない。

一方に威嚇策に懐柔

機會を捉ふるに、抜目なき信長、いかでか之を空過す可き。彼は一方に於ては、威嚇政策を取り、他方に於ては、懐柔政策を取つた。彼は天正八年二月、安土より京

都に來り、山崎、郡山、伊丹等、大阪近接の地を徘徊し、いざと云はゞ、大阪を一踏み
に踏み潰す可き、氣勢を示し、他方には、勅命を奏請して、大阪退轉を顯如に促
がした。

勅命を大奏請して大阪退轉を促す

三月朔日、郡山へ御成、天神馬場、大田路次通行、御鷹被遣、抑々禁中より大坂爲
御無事近衛殿、勸修寺殿、庭田殿、被成、御勅使訖。信長公より爲御目付、宮内卿法
印、佐久間右衛門、相添被遣候。〔信長公記〕

此の勅使の、信長の諷示、若しくは請要より出で來りしことは、云ふ丈が野暮で
ある。特に近衛前久は、本願寺門跡とも親しく、又た信長とは、別懇の間柄であれ
ば、信長の爲めに、其の友誼に報ゆ可く、斯る役目を勤めたのであらう。當時の信
長の力を以てすれば、一舉して大阪を抜くことも、必ずしも絶難の事ではある
まい。されど窮鼠却て猫を噛む。門徒の死物狂には、信長も既に長島陥落の砌り
に、其の經驗がある。之を繰返すは、愚の骨頂だ。彼は其力を八分の限度に用ひた、
最後の二分は、寧ろ調略に依るを以て、經濟的方法と考へたであらう。

門徒の死物狂と信長的經濟的方法

旭日昇天
的の信長
の勢

當時信長の勢は、旭日昇天の趣があつた。根來寺の岩室坊は、二月廿八日山崎に
來り謁した。北條氏政の特使は、三月九日、鷹十三、其他の聘物を獻げて入浴した。
閏三月二日には、花隈城兵を、池田勝三郎、父子三人にて破つた。和戰兩様の用意
は、信長に兼備して居た。本願寺の運命も、今は風前の燈だ、彼等は勅命を奉じて、
退轉せん乎。違勅の惡名を辭せず、最後迄奮闘せん乎。

重れての
諭旨

去程大坂退城可仕之旨、忝も從禁中被成御勅使、門跡、北方、年寄共、可有如何哉、
否之儀、不恐權門、心中之存知旨趣、不殘可申出之由、尋被申。(信長公記)

意義ある
不恐權
門の四
字

乃ち本願寺一類は、三月朔日に、勅命を忝くし、未だ勅答せざるを以て、閏三月二
日、即ち一ヶ月後に於て、重ねて光佐(龜如)及び其の夫人、年寄共の、眞率なる、正直
なる意見を、申出づ可き旨を諭されたのだ。『不恐權門』の四字が、最も意義ある
文字ぢや。本願寺が信長と和を講じた事は、元龜三年三月にもあつた。天正三年
十月にもあつた。然も皆な忽ち破れた。されば這回は何れにもせよ、手固く取り
極むる可く、其の腹藏なき意見を、徴せられたのであらう。然も現時の本願寺は、

魚の釜中にあるも同様だ。最早隨意の文句を吐く餘裕はなかつたのだ。

【六】 本願寺側の講和理由

本願寺と
信長との
對抗は十
一年間

本願寺が、信長と難を構へてより、足掛け十一年、其の天正四年、石山籠城以來、又
た五年を過ぐ。信長に對抗して、此の如き長久なる時日を、持ち耐へたるは、信仰
と、富と、武力の合致したる力と云はねばなるまい。惟ふに聰明なる信長も、當初
よりして、斯程迄面倒なる敵とは、想ひ及ばなかつたであらう。

本願寺側
の所記

扱も講和に就ては、本願寺側に於ての史乘には、種々の申分がある。

凡五年(天正)至七年、信盛(在久門)父子、或用細作、或夜襲、不虞然、大坂有祖像流汗、
又供飯自裂等、徵預作之備、故不能成功。七年十月、信長勢屈、遣麾下兩將羽柴秀
吉、荒木村重、謀和本山疑其欺詐不聽。八年正月、信長奏朝、乞下詔、令和、三月帝遣、

庭田重保、勸修寺晴豐兩使、至大坂、宣詔講和息兵、近衛關白前久公、亦以與宗主、有舊偕至諭之、宗主應勅、不敢擬議、彼此互呈盟書、約定和成。(大谷本願寺通記)

信長勢屈とは、全くの曲筆ぢや、屈せぬのみか、彌が上に昂揚して來た。

受取り難
入の和議申
節

但だ信長が朝廷に奏して、講和の勅命を乞うたと云ふ一項は、吾人も承認する事が出来るが、秀吉、村重が、天正七年十月、此事は『大谷由緒通鑑』にもあり、本願寺に向て、和議の申入をしたと云ふは、受取り難き話だ。何となれば、村重は、天正六年十月より、伊丹城に立て籠り、七年九月、伊丹城より、尼崎に落行きたる程なれば、信長の敵にて、本願寺と無二の味方であつた。而して秀吉は、七年九月、大村の戦に打勝ち、三木城攻圍に、一大前進を爲しつゝ、ある時なれば、固より他を顧みる可くもなかつた。又た眞に此事ありたらんには、細大漏らす所なく、且つ殆んど直筆して、諱む所少なき『信長公記』にも、記載しある可き筈なるに、絶えて見えぬは、愈々怪しむ可きである。

初命の天

何れにもせよ、勅命の天降り、は、信長の爲めに、好都合であつたが、本願寺の爲め

降は双方
の好都合

にも亦た、好都合であつた。本願寺一類評定の席に於て、下間仲之の説として傳ふる所は、最も其の要領を得て居る様に思はる。

下間仲之
説

御和睦可
然候

評議一決しがたく、御門主父子も、案じ煩給ふ時、下間少進法橋仲之申されけるは、愚案に候ては、天子の勅詔として、和睦の御慶ひ、幸の儀と存候、御和睦ありて可然候。其仔細は、信長の矢前には、天魔波旬も敵する事能はず、諸國の名ある武士さへ悉く討果しけるに、此御堂は、堀一重の要害にて、味方のまけたる事一度もなし。長袖の家として、かほどの堅き籠城、天下へ對し、過分の御手柄と存候。然ば終には、攻めほろぼさる可き事決定にて候間、此度の和睦、時に至と存候。

此度退き
申さば末
は宗門の
繁昌

又蓮如上人兼て此事を御存知ありて、六ヶ敷題目なんども出來あらむ時は、速かに執心のところをやめて退出すべしと、書置給ひしは、是未來記なり。權者の御筆跡なり。此度宗門の破滅に及ぶ事あらば、何ぞ退出すべしと、書置給ふべきや。此度退き申さば、末に至りて、宗門の繁昌たるべき事疑ひなしと存

御和睦の相
堵の門徒安

又武士に與力して、軍に出る高名の人へは、褒美として、所領を給ふといへども、宛行ふべき所領なければ、只當座言葉の感状のみたりといへども、佛法の大事と存じて、眞實の働さ、その志し言語に述がたし。當寺と信長と不和なるによりて、科もなき女童まで、諸國に於て生害に及ぶ事、擧てかぞへがたし。所領の褒美こそなくとも、御和睦あらば、諸國の門徒、ならびに妻子等まで、安堵いたし悦び申可事、如來聖人の大慈大悲にかなひ給ひて、末は必ず日出度かるべし。若此和睦仕損となりて、信長の爲に討果され給ふとも、是までの御家門とおぼしめし、後悔し給ふべからず。

宗門の相
續に障り
なくば他
に望む事
なし

右の通に候得ば、大坂の御堂、ならびに、所々の砦の城まで、相渡し可申旨、誓紙を以、勅命に應じ給ふべし。又信長よりは、何方にても、宗門相續の儀に障をなすべからずといへる誓紙を取て、退城し給ふべし。此軍の根元は、信長日蓮宗にたのまれて、軍に及びし故、信長の一類所々にて、多く討れしかば、恨み段々

此の説明
を承認

重なりての事なれば、宗門の相續に障さへなくば、此度望み申事、一もあるべからずと、理を盡して、申されしかば、刑部卿法眼（下間頼廉）も、此儀に同ずるよし申さるゝゆゑ、御門主父子を始め、滿座一同に、いみじくも申されたるものかなと、一決す。〔鷲森舊事記〕
惟ふに本願寺側の講和の理由として、未だ此の如き詳明、精密の説明はあるまい。下間法橋が果して此言を爲したるや、否やは兎も角も、吾人は正しく此の説明を承認せねばなるまい。

信長本願
寺と和睦
の湖合

本願寺側の和睦事情

若し夫れ本願寺にして和睦ならんには、信長の中國に出師するの途全く開け、而して近畿盡く其手中に屬すべきを以て、本願寺の内情、漸く苦却の今日なれば、乃ち之と和するの法、亦難きにあらざるを案出したり。これぞ信長が朝廷の顯官に委して、連年の兵革、天下塗炭に苦しめるを名として、中裁の勢を執らしめたる所以なり。事、數聞に達し、畏多くも、正親町天皇の御宸翰を本願寺に下し給ひ、天正八年三月、

正親町天皇宸翰

近衛前關白前久、勸修寺中納言晴豐、庭田大納言重通の三使、勅命を奉じて、大坂に下り信長と和を結びて、大坂城を明け渡すべきを命ぜり、其御宸翰は、左の如し。
今度は和談の事無別儀と、のをり前右府馳走のよし、佛法繁昌の基と珍重候つきては、とても事の事に大坂退城候は、萬端可然候はんよし、内々叡慮より、仰被入候猶くはしき事は、源大納言勸修寺中納言兩人可申候也かしく

本願寺僧正

御房へ

(御花押)

是に於て乎、門主光佐(顯如上人)は、其諸老、下間刑部卿法印、下間少進法橋、平井、矢木、井上、藤井等を會して、勅命に違背すべからざるを諭し、乃ち和を結ぶに決したり。故に信長より赦免の誓紙を認め、之を庭田重通、勸修寺晴豐の二使に齎す。其文に曰く

信長より本願寺赦免の誓紙

一 總赦免事

一天王寺北城先近衛殿人數入替大坂退城之刻太子塚をも引取今度使衆を可入

置事

一人質爲氣仕可遣事

一往還末寺如先々事

一 賀州二郡大坂退城以後於無如在者可返付事

一月切者七月盆前可究事

一 花熊尼崎大坂退城之刻可渡事

三月十七日

朱印(信長)

敬白起請

右意趣者今度本願寺赦免事爲叡慮被仰出之條彼方於無異儀者條數之通聊以不可有相違若此旨爲申者梵天帝釋四大天王總日本國中大小神祇八幡大菩薩春日大明神天滿大自在天神愛宕白山權現殊氏神可被蒙御罰候也此由可有奏進候謹言

三月十七日

信長(花押加血判)

庭田大納言殿

勸修寺中納言殿

信長は、斯の如く勅使に向ひて誓紙を認むると同時に、近衛前關白前久に向ひては、乃ち和睦の成るを謝したり。其書に曰く

今度大坂之使御苦勞共候彼方疑心氣遣尤候歟併云 叡慮前久御取持之上者聊

衰裏有間敷候條能々被申聞無氣遣之様御馳走專一候恐々謹言

三月十七日

信長朱印

近衛殿

狀勢斯の如く、本願寺遂に勅命に背くべからず。是に於て乎、閏三月六日に至り、光佐(顯如上人)乃ち大坂退去の請書を認め、其近侍の諸老より二人の勅使に奉答せしめたり。其文に曰く

右意趣者今度從禁裏様被仰付而本願寺御赦免之上者右五ヶ條通不可相違之旨詞門跡被申付候間條數面聊表裏拔公事別心不可仕候若此旨於偽申者梵天帝釋四大天王惣日本國六十餘州之大小神祇別而西方善逝阿彌陀如來殊當寺閉山蒙御罰於今生者白癩黑癩と罷成來世に可墮在無間者仍起請文如件
天正八年閏三月六日

下間少進法橋血判
同按察使法橋血判
同刑部卿法橋血判

庭田殿
勸修寺殿

人々御中

是に於て乎、石山城の要害は、信長に讓らるべきに至り、凡十年間、畿内に躊躇したる堅城も、今は先に敵手として、血を流して争ひたりし、信長の手に屬するに至りたれ

更に信長の直書

ば、不平の徒は、又其内部に陰謀を運ずものあらんも未だ知るべからず。されば、先に掲げたる和約條件中の一節は、復た信長によりて繰返され、左の直書は本願寺に達しぬ。

當時赦免候上者加賀國事如先々可返付之聊以不可有相違候也謹言

閏三月十一日

信長朱印

本願寺

〔中村徳五郎著「戰國時代本願寺」〕

【七】 退去と否退去

織田側と本願寺側の退轉の理由

本願寺側の自から退轉の理由としたる所は、既に前に掲げた。織田側より、本願寺側退轉の理由として認めたる所は、左の通りである。

下間丹後、平井越後、矢木駿河、井上、藤井藤左衛門初として、致評謔、退屈之驗歟

又者世間見究申之故歟。今度者上下御一和尤と申事に候。爰に而御院宣を違背申すに付ては、天道之恐も如何候也。其上信長公被成御動座、荒木、波多野、別所、御退治之如く、根を斷葉を枯して、可被仰付候。近年大坂端城五十一ヶ所相拘、上下苦勞之者共に賞祿をこそ不宛行共、せめての恩に命を助可申旨、門跡被相存知、來七月廿日以前に、大坂退散に相定。〔信長公記〕

乃ち大體に於ては、第一勅命に違背す可らず。第二信長に抗敵し難し。第三門徒一般の現状を、顧慮せねばならぬとの理由に於て、下間法橋の語る所も、太田牛一の記する所も、一致して居る。

惟ふに此れが公論であらう。兎にも角にも、信長は一方に實力を示し、他方に勅命を翳し、殆んど本願寺をして、自由の意志を發揮するの餘地なからしめた。本願寺としては、今となりては服従が第一の策であり、又た唯一の策であつた。されば勅使近衛勸修寺、庭田諸卿、及び信長の目付松井友閑、佐久間信盛に向て、其の誓紙を與へ、且つ安土へ向て、檢使の來臨を請うた。此に於て青山虎は、閏三月

大體に於て雙方の一致する所

本願寺と服従の唯一の策

六日、安土より大阪迄、一日にて參著し、翌日誓紙を實見し、門跡夫婦及び年寄等に、信長よりそれ〴〵黄金を贈遺した。

硬論の新門跡教如

斯る場合に於ては、概ね硬軟兩論の分裂を免かれ難い。新門跡教如〔光壽〕が乃ち硬派の首領であつた。彼は其父顯如〔光佐〕の、大阪を去るを不可として、飽迄石山御堂に蹈み留る可く決心した。教如は其父に向て曰く、

誓紙の變改なされがたくば、御勝手次第、雜賀へ退き給ふべし。我等は一寸も當寺を退くべからず……扱教如御方〔坂本〕毫攝寺善海を始め、前後不覺の無分別者六七八人張本として、大坂に残り、諸方へ廻文し給ふ。〔驚森舊事記〕

教如の無謀と顯如

顯如たるもの、此の無謀の擧に對して、焉んぞ驚かざるを得んや。彼は豫じめ斯る心配があるから、朝廷への御請書にも、教如に加判せしめたのであつた。然るに今更教如が此の如き行動を敢てするに於ては、至尊に對し、信長に對し、父子一味と思はるゝを心苦しく思ひ、彼も亦た諸國の門徒へ教書を下した。其の中の一節に曰く、

顯如諸國
の門徒へ
教書を下
す

信長公と和平の儀、從禁裏被仰出……就其加思索、叡慮御受申候。如此相濟候已後、新門主不慮の企、併いたづら者のいひなしに同心せられ、剩恣之訴訟中、過法に候。將又予令隱居云々、世務等更無其儀候。佛法相續之儀、猶以不及其沙汰候處、諸國門下へ申觸るゝ趣、言語同斷、虛言共に候。(鷲森舊事記)

顯如大阪
を退出

此れは天正八年五月二十四日附であつて、顯如は四月九日、其の夫人、及び年寄共と與に、雜賀より迎舟を乞ひ、大阪を退出した。

勅命は本
願寺に取
りては船
に渡

教如の反對にも、多少の理由はある。併し顯如とても、萬が一に持久の見込あらば、決して動くものではない。然も形勢全く非なりで、今は如何ともす可らず。實を云へば、勅命は、本願寺に取りては渡りに船であつた。されば世或は、教如の此舉を以て、父子謀合の結果と云ふは、強ひて教如の爲めに、回護を事とするの強辯にして、事實の論理は、全然之を非認す可きである。

教如は朝
氣満々の
傑僧

惟ふに事實は、父子共謀でなきのみならず、此の乖離の爲めに、彼等兩人は、父子の恩愛を害したのだ。教如が、顯如の相續者たるを得ざりし原因も、此に由來す。

とも云ひ得られぬとはない。實は此が爲めに、本願寺の内にて、御家騒動が起りかけたのであつた。併し過を見て、仁を知るで、教如が尋常一様の長袖者でなく、霸氣満々の傑僧であつたことも亦た、此の一事によりて推知せらるゝ。彼が他日、東本願寺の創業者となつたのも、偶然でない。

【八】石山の最後

教如退去
の申出

如何に教如が威張りても、陽盤魚の切齒である。彼も到底籠城の不可なるを見て、八月二日退去を申出た。

去程、新門跡、大坂可渡進之御請也。

『信長公記』の記する所、唯だ此の一句だ。されど此れには種々の曲折があつたであらう。

教如退去の光景

去程に所々の砦は悉く取ひられ、御内外様の人々は、過半落失せければ、教如御切腹の外他事なし。是によりて城の請取奉行、矢部善七郎へ、いろいと一命を乞給ふ。善七郎一方の圍を解て、ゆるしければ、籠鳥の出たるが如く、七月廿八日に、御堂を善七郎に相渡し、天正八年八月二日未刻(午後二時)に大坂を御退去あり。……教如上人扈從衆七八人御供にて、名物の茶入壹つ御袂に入られ、佛物法物悉く打捨、這々命許り助かり、其日は泉州佐野川迄落著給ふ。

〔驚森舊事記〕

大阪全く信長の手中に歸す

此に於て十一年の葛藤、五年の攻圍の後、大阪は全く信長の手中に入つた。吾人は茲に太田牛一の、大阪城に關する記事を、引用するを禁じ得ない。何となれば、此れは信長公記中、一種出色の文字であるからだ。

大阪城の信長公記は、信長公記中の一種出色の文字

抑大阪は凡日本一之境地也。其子細は奈良、境(堺)、京都程近く、殊更淀、鳥羽より大坂城戸口まで、船の通ひ直にして、四方に節所を抱、北は加茂川、白川、桂川、淀、宇治川、大河の流、幾重共なく二里三里之内、中津川、吹田川、江口川、神崎川

引廻し、東南者上ヶ嵩、立田山、生駒山、飯盛山之遠山の景氣を見送、麓は道明寺川、大和川之流に新ひらき淵、立田の谷水流合、大坂之腰まで三里、四里之間、江ノ川とつゞいて、渺々と引まはし、西は滄海漫々として、日本之地者不及申、唐土、高麗、南蠻之舟、海上に出入。五畿、七道、集之賣買利潤、富貴之湊也。

是れ大阪の形勢を叙したる、大觀だ。現時の大阪亦た此の如し。信長が之に著眼したのも、亦た宜ならずやだ。

本願寺繁昌の光景

隣國之門家馳集、加賀國より城作を召寄、方八町に相構、真中に高さ地形有爰に一派水上之御堂をこうくと建立し、前には湛池水、一蓮託生之蓮を生じ、後には誓の舟をうかべ、佛前に輝光明、利劔即是之名號者、煩惱賊之治怨敵、佛法繁昌の靈地に、在家を立覺を並繼軒、福祐之烟、厚々と遍、此法を尊み、遠國波島より日夜朝暮、佛詣之輩、道に絶ず。家門長久之處に、不思議之所爲來て、信長公一年野田、福島御取詰候。落去候ては、大坂手前の儀と存知、長袖の乍身、一揆、令蜂起、通路不直之其時、野田、福島之御人數、御引取候き。

以上は本願寺が大阪にて繁昌し、遂ひに信長と確執に及ぶ來由を、叙したので、固より此れは信長側の申分で、本願寺側よりすれば、尙ほ云ふ可き事が多くあるのだ。信長のみが有理で、本願寺のみが無理ではない。喧嘩は決して、一方から仕掛けるものとは思はれぬ。

信長對本願寺合戦の顛末

其遺恨思食不被忘故歟、既五ヶ年以前之度、當寺參詣之輩を被推止、剩被捕御敵一分、諸口を取詰、天王寺に至て、原田備中相城被申付候。御普請無首尾以前と存即時に催一揆、天王寺へ差懸、遂一戰、原田備中、塙喜三郎、塙小七郎、箕浦無右衛門初として、歴々討捕、其競に天王寺とり卷候處、信長御後詰として、以無勢被成御動座、其日兩度被及御合戰、乍兩度、大坂合戰打負、數多討死させ、賊大軍を以て、小敵之擒と成事、無念之次第也。

是れ信長との合戦の顛末を語つたので、頗る要領を得て居る。大軍小敵は、孫子の語を翻案したのだ。牛一の讀書人であつたとは、此にても判知る。

併末法時到而修羅鬪諍之發、頓悲乍不及力、大坂もこう津、丸山、ひろ芝、正山を

本願寺と成利鈍の數

始として、端城五十一ヶ所申付、楯籠構之内にて五萬石致所務、任運于天道、五ヶ年之間雖相守、時節身方者、日々に衰凋儀、調略不相叶、信長御威光盛にして、諸國七道御無事也。

顯如一味破の心中道

本願寺の努力大なるも、成敗利鈍の數、復た如何ともす可らざるを云ふ。此上者云、勅命與、云不違于御道理、退城可仕と肯申候。爰大坂立初て以來四十九年之春秋を送る事、昨日之如夢、世間之相事相を觀するに、生死之去來、有爲轉變之作法者、電光如朝露、唯一聲稱念之利劍、此功德を以て、無爲涅槃之部に至らんにはしかし。

是れ講和の已む可らざるを云ふ。宛も顯如一味の、心中を道破し得て、餘蘊なきに庶幾い。

退轉の情況描き來りて盡も若かず

雖然今故郷離散之思、上下已沈涙、然而大坂退城之後、頓て信長公御成有而此所可被成御見物、其意を存知端々、普請掃除申付、面には弓鎗鐵炮等之兵具、其員懸並、内には資財雜具を改有べき體を結構に飾置、御勅使御奉行衆へ相

渡し、八月二未刻雜賀淡路島より數百艘の迎船をよせ、近年相拘候端城之者初として、右往左往に縁を心懸、海上と陸と蛛の子をちらすが如くちりくに別れ候。彌時刻到來して、たい松の火に西風來而吹懸、餘多之伽藍、一字も不殘、夜日三日黒雲となつて焼ぬ。

火は萬事
の決裁者
處分者

退轉の情況、描き來りて、晝も猶ほ若かざる趣がある。然も西風一陣松明を吹懸、三日三夜、黒雲となりて、堂塔伽藍を燒盡した光景、何等の悲惨ぞ。是れ自然乎、是れ人爲乎。維新の際、前將軍徳川慶喜の後を趁うて、官軍が大坂城に入るや、亦た乍ち一炬に附した。火は萬事の決裁者である、火は萬事の處分者である、火は萬事の掃除者である。

本願寺の最後と教如上人

光壽和議
を喜ばず

果せる哉、光佐の長男光壽(教如上人)和を信長に結ぶを喜ばず、況や大坂の嶮要を授くるをや、而して門徒の之を唆嚇するものありて、此月廿五日、本願寺家司常清が、光

家司常清
旨を奉じ
ての飛札

壽の旨を奉じて、諸方の門徒に牒せるものあり。左に掲ぐる書狀は、伊勢一身田高田山專修寺に送るもの、如何に憾恨餘りありて、兵を諸方に徴し、其本來の教旨を棄却して、尙ほ血を流さんとするかを見よ。

追て申候先度□□てつほ□の尊早々御馳走專一候いづれの國々よりもこと□に候

態令啓候仍こゝもとの儀内々を以御あつかいをおよばれ當時をすでにてきに
あいわたさるべきよしきわまり申候を 新門さまきこしめしつけられさても
さてもれんによ上人よりすだいもちつたへられ諸國よりも御本寺とあがめた
てまつる佛法しよをむざくとてきにあいわたしみだうなうまのひつめにけ
させん事くちおしくおぼしめされ心さしの人々に御心をあわせふとおぼしめ
したち候ぜひと當寺に、おいて御かいさん様の御はんを御さたありなるべき
程御かへなざるべきよし被仰出候ちやう衆の儀は申におよばず在々所々さ
いかのらうにやくまでも御うけを申さるゝについて當國へも御書をなし被下
候おのゝ同心のうへには一し半せん心ざしを進上申され候はゞ當時さい
こうとも佛法こうりうともまかり可成候返々 新門さまの御じひによつて當
寺のあま人は申におよげ御みかた中のともからことゝくたすかり申候こ
とにはおのゝとし月のほうしやもむなしからず候向後猶以可有馳走事肝要

第二章 八 石山の最後

に候恐々謹言

後三月廿五日

常 清(花 押)

專修寺御門徒衆中

光壽既に斯の如く、而して又流浪將軍義昭も、尙ほ毛利に計りて、信長を斃さんことを欲し、四月、書を小早川に送りて曰く、

大坂織田和談儀既入眼處新門跡以無二覺悟相破由候者彼表此刻捨不見續者果而敵可任存分條急度付力様可加下知儀相極此一事旨申下間申含輝經差越之候字喜多令退治者上口猶以可馳走儀候諸事頓計策肝心次今度指上岩屋表警固又可折下由候毎度如此段不可然條候堅可申付委曲昭光可申候也

四月七日

義 昭(判)

小早川左衛門佐とのへ

今や光壽の叛圖、殆ど公然ならんとす。然れども、尙ほ未だ光佐の聞く所とならざりしか、頗る疑ふべしと雖、光佐獨り 勅命を奉じて、四月九日、婦女を雜賀に移し、十一日大坂城開け渡し、の事を奉答し、自ら退きて、紀州鷺の森に往きて居る。然れども、其子光壽及家司下間賴龍按察使等、大坂に留りて出でず、陰に再舉を計る。光佐紀伊に在り、之を聞きて驚愕、其違勅を責め、之を止むれども肯ぜず。遂に父子義絶し、光佐乃ち光壽を廢して、其弟光昭を嗣たらしむ。五月、信長未だ之を知らず、唯紀州雜賀の人

義昭亦た書を飛ばす

光佐光壽を義絶す

信長赫怒に與ふ

民をして、大坂に通ぜざらしむるを下知するのみ。左の如し

今度本願寺門跡光佐赦免候上者紀州雜賀并組中諸宗同前相容訖此時別而可勵忠節然誰爲一人至大坂不可相通萬一大坂相殘之輩有之者則呼越通路等堅可相留若令相違者可爲曲事候也

五月廿三日

信 長

當地惣中

然れども、漸く六月に至り光壽の再舉を聞き、憤然赫怒書を鷺の森に居る光佐の執事に與へて、光壽と成敗を決すべきを告ぐ、曰く

新坊主退出連々付而門跡存分并雜賀面々申付無比類候誠此上と疑毛頭有之間數候へ共如此候段不審千萬就中爲祝儀兩三人越置候由先以喜悅候併先年大坂赦免之上從此方於數度令表裏候條未大坂一着も無之以前に彼使者に對面事重而天下の面目を失候間此度者城介に見參可然候寺内相果上も可隨意候是はおくそこなき申□□若氣遣迷惑と申に付而者人目を忍夜中我々は可對面候とかく申付有時者大坂一日も續かたく候に出入事信長時節歟若坊主果候歟兩條儀不可超候也

六月廿三日

信 長

佐 右

第二章 八 石山の最後

五五

宮法

光壽の請
和信長の
赦免狀

信長の決意斯の如くにして、直に其兵を大坂に加へしなるべし。而して光壽其支ふべからざるを知り、又亡滅に歸せんことの残念なれば、又直に和を請ひしものなるべく、七月十日に至りては、信長其和約條件を、光壽に報じて、諾否を確め、其十七日、乃ち赦免狀を與ふ。左の如し

條々

- 一人質爲氣儘可遣事
- 一往還末寺如先々事
- 一賀州之儀大坂退城以後於無如在者可返付事
- 一町人に可立置事
- 一月切八月十日以前相究事

七月十日

信長

右意趣者今度光壽赦免事其方於實儀者條數之通聊以不可有相違若此旨於僞者梵天帝釋四大天王惣日本國中大小神祇八幡大菩薩春日大明神天滿大自在天神愛宕白山權現殊氏神可蒙御罰候也仍起請如件

天正八年七月十七日

信長

本願寺新門主

光壽大坂
退去の布
告文

遠勅を以て責められ、父光佐の義絶に遭ひ、而して信長の攻むる所となれる光壽は援を外に求めて得ず、義昭書を毛利に飛ばすも効なく、石山の嶮要も守るに全からず、狼食餘りあらざるに至りては、何ぞ能く昔日の強を恃むを得んや。光壽茲に視る所ありて、其再舉の後、未だ幾何もなくして、復和睦を求めたれば、乃ち信長の赦免狀とはなりぬ。而して同月廿三日、遂に門徒に告ぐるに、大坂退去の事を以てす。其文に曰く

今度當時拘様ニ付而可成程相踏候へども諸卒もつゝきかたき間如此事殘多事共然者此たび一味同付之覺悟無比類候たとひづくに居住候とも子々孫々にいたり眞俗共に見はなさずめし出し別儀あるべからず穴賢々々

天正八年七月廿三日

如(花押)

近衛前久
の光壽に
送りたる
誓紙

乃ち右の書狀によりて、教如は其退去を公布したれば、翌廿四日、近衛前久誓紙を光壽に送り、茲に和睦の落著を告ぐるに至りぬ。曰く

覺

- 一當所居城之事
- 一諸末寺還往之事付寺領之事
- 一在々所々可被立置事付往還之事

已上

第二章 八 石山の最後

七月廿四日

敬白

大坂八月廿日内可被明渡旨門跡誓詞并人質於到來者即刻に御朱印誓詞等可遵之候右之條々相調候者以其上勅使雜賀之淨土宗一同に筋目可申扱候此段頼者請乞申上者不可有御氣遣候右之意趣於僞申者 梵天帝釋四大天王惣而日本國中大小神祇八幡大菩薩春日大明神天滿大自在天神愛宕權現殊者氏神可蒙御罰者也仍起請如件

天正八年七月廿四日

新門主本願寺殿

前 久(花 押)

大坂の形勝信長の掌裡に歸す

是に於て乎、光壽も今は大坂を退去するの止むを得ざるに至りたれば、八月二日に於て、遂に紀伊に往き、大坂の形勝は、初めて信長の掌裡に歸し、五十一所の石山附城も、亦皆信長に屬し、本願寺の擧兵以來、實に八十餘年、殊に信長に對して大坂に拮抗せしより、凡十年、則ち天正八年八月二日を以て、多年天下に狂暴を振ひし一向宗亂の頭領も、茲に其頑強を屈挫して、一大段落を是時に結びたり。同年十一月に於ける光壽の其門徒に示す書狀は、如何に多年の學を謝し、而して後來如何に佛法に専念して其盛大を計り、且つ曩時の暴横を悔みて、和平安靜を求むるかを見るに足るべく、戰國時代の慘毒は、尙ほ天下に絶えざるの今日以後、再び本願寺黨の狂暴を見ざ

光壽が其門徒に示す情書の兼録

るもの、其意の存する所、一に是れ此書に求むるを得べきなり。其の書とは何ぞ、左の如し

態染筆候仰今度退出之事無念之仕立候といへども自雜賀種々調略之儀候而内輪之不慮依有之其以前取急退散候誠籠城已來各懇志難忘候其屆旁事々様子を可申下由存候へばはや火急に相果候之條無是非候此上にも佛法相續候様馳走頼入事候然其法儀の嗜肝要候連に如聽聞安心之一儀に於きては專修專念に彌後をたのむ一念に往生は治定にて候其上には一日成共命のあらんかぎりには佛恩の廣大なる程をよるこび念佛を可被申斗候猶按察法橋可申候也穴賢々々

十一月廿三日

洛中洛外志衆中

教

如

兩者益する所大

斯の如くにして、本願寺の紛糾は遂に鎮定に歸し、幸に其亡滅を免れ、彼の信長の策たる、誅すべきは其根柢より誅し、屠るべきは其枝葉をも屠るの窮極に至らしめずして、和を間一髪の際に結び、信長もこれが爲めに、路を中國に啓き、患を畿内に除き得たれば、兩者俱に益する所大なりしなり。(中村徳五郎著「戰國時代本願寺」)

【九】 教權と大阪

本願寺の
大阪落は
佛敎の
終の勢
幕の最

本願寺の大阪落は、單に本願寺其物の運命の變化の徵象に止らぬ。此れは日本の歴史に於いて、佛敎が武的勢力として、全く跡を絶つに至つた、最終の幕であつた。

信長によ
りて教權
風一掃の
弊

爾來三百有餘年、佛敎は存在し、否な或る場合には繁昌した。然も世間は彼等を武的勢力として認めず、彼等も亦た武的勢力として居らぬ。此の三百餘年間に、百姓一揆もあつた、黨民嘯集もあつた、乃ち由井正雪、大鹽平八郎の類もあつた。されど未だ曾て門徒一揆なるものは、出で來らなかつた。否な南都、北嶺の衆徒も、昔の奈良法師、山法師の面影は、何時しか消え失せて、極めて俗權に柔順なる猫となつた。而して此の如く、教權を俗權に服従せしめたのは、全く信長の力である。乃ち信長によりて、平安朝以來の教權跋扈の弊風は、一掃せられた。

* * * * *

大阪城と
足利末期
に於ける
教權の盛
衰

大阪城と、足利末期に於ける、教權の盛衰とは、其の始終を同うした。大阪城が攻撃を被つたのは、信長に始つたのではない。抑々、此城は明應五年、蓮如（兼壽）が攝津國東成郡生玉莊の生玉明神の鎮座せられたる靈場を占有し、茲に別院を設立したのだ。其の三年後に、彼は他日此地に目を懸くる人あらば、執著の心を去りて、之を引き渡す可しと、其の門徒に遺言した。是れは此地の形勝を、彼が熟知して居たからであらう。

石山御堂
出來の由

別院創建後三十七年、天文元年八月、其の孫證如（光教）は、山城國山科の本願寺本山より、祖像を負うて、此に逃れ來た。そは江州觀音寺城主六角定頼が、京都二十一個寺の日蓮宗徒と連合して、八月廿四日、山科本願寺本山を焼打したからだ。爾來證如は、此の別院を以て本山となし、加州より城作りを召寄せ、隣國の門徒に課して、此の石山を圍みて、八町四方の城構を設け、茲に所謂石山御堂は出で來つたのだ。

斯くて天文二年四月二十九日より、證如は此城に據りて、細川晴元、木澤長政、及

本願寺の戦闘力

び京都二十一個寺の日蓮宗徒と抗戦し、五月廿日に和睦した。寄手は天王寺を本營として、來攻したが、城兵は城を出で、戦ひ、却て之が爲めに逆撃せられ、寄手より講和を申し出た。本願寺の戦闘力に富んだとは、信長の時に始つたのではない。天文五年七月廿九日には、木澤長政、三好伊賀守、三好神五郎等は、大舉して、城の西北方面なる中島迄闖入し、門徒の軍を破つたが、さりとて總構迄肉薄するを得なかつたのは、其の防備の堅固なりしが故であつた。

石山城の速失と再建

享祿七年十二月、此城は焼失した。證如の天文元年建立以來、三十二年目だ。其の翌八年、證如の子、顯如(光佐)之を再建した。其の迅速なるを見れば、本願寺の勢力の強大なりしことも、思ひやらるゝ。顯如が前後十一年間、信長と争うたのは、此城に據てゝあつた。

更に増築修治した岡城の五年の籠

爾來攻守の歴史は、其折々（一）に記載したれば、之を複説する必要はない。兎に角證如が、細川晴元や、日蓮宗徒と抗戦したる當時に於て、既に尋常ならぬ要害、堅固であつたであらう。然も顯如に至りて、更に之を増築、修治したればこそ、五個

年の籠城も持ち耐へられたるなれ。

城池全く信長の手に歸す

然も天正八年八月二日、此の開城と與に、教權は全く剝奪せられ畢つた。蓮如が創設以來八十五年、證如の築城以來四十九年、顯如の再建以來十五年、今や城池全く信長の手に歸した。然も信長は、十一年に互る苦心を以て、五年の攻圍を以て、漸く之を占有したるも、彼の所有したる時間は、僅に二十三個月に過ぎず、遂に大いに之を用ふるの機會を得ず、空しく秀吉への遺物となつた。

此の一事に於ては、信長は近世日本の率先者たる資格を、確かに有するものと云はねばならぬ。

但だ吾人は明治、大正の時代に於て、大阪が極めて重要な役目を勤めつゝあるを見て、如何に信長の先見が適中しつゝあるかを想はざるを得ない。乃ち此の一事を以てしても、信長は近世日本の率先者たる資格を、確かに有するものと云はねばならぬ。

第三章 信長の性格及其の施設

【10】 信長自筆の折檻書（一）

信長の佐久間信盛父子に對する讞責狀

信長は天正八年八月十二日、京都より宇治橋を見、川舟にて大阪に下つた。此れは勿論大阪城を、實地踏査の爲めであつたらう。然も彼は同時に、佐久間信盛父子に向て、讞責狀を發した。彼等父子は申す迄もなく、最近五個年大阪城寄手の大將として、附城つひじに在番したるもの。信長は豫て、彼等父子の言動に不滿を懷きつゝ、あつたが、今や大阪城も開城して、彼等は彌々年貢の納め時が來たのだ。

佐久間右衛門かたへ、御折檻の條、御自筆にて被仰遣趣。

信長公記中の信長文書三通

太田牛一の『信長公記』中に、採録せられたる信長の文書は、三通だ。其一は元龜四年正月の、義昭に與へたる諫書だ。其二は天正三年九月、越前國衆へ與へたる掟の條々だ。而して其三は、則ち此の折檻書だ。此の三者は何れも信長の特色を

發揮し、其の個性が遺憾なく文句の間に活躍して居る。何れも彼の自筆か、口授に相違ない。特に此の折檻書は『御自筆』と首尾兩所に理ことばつてあれば、固より疑を容る可き餘地はない。吾人は其文の冗長にして、且つ頗る難讀なるに關せず、之を掲載せねばならぬ。何となれば、是程信長を了解す可き恰當なる手引はないからだ。信長を知るには、信長をして信長を語らしむるより、好き便宜はないからだ。

信長を了解す可き恰當の手引

先づ一棒に打殺

一 父子五ヶ年在城之内に、善惡之働無之段、世間之不審、無餘儀我れ〜も思あたり、言葉にも難述事。

先づ一棒に打殺した。彼等父子が、五年の歲月を空過したことを、罪案の大綱とした。

断案は未練無疑の四字

一 此心持之推量。大坂大敵と存武篇にも不構調儀調略道にも不立入、たゞ居城之取出とりだを丈夫に構へ、幾年も送候へば、彼相手長袖之事候間、行〜は信長以威光可退候條、去て加遠慮候歟。但武者道之儀、可爲各別、か様の折節、勝

まけを令分別、遂一戰者、信長のため、且父子のため、諸辛苦勞をも遁之、誠可爲。本意に、一篇存詰事分別もなく、未練無疑事。

是れ前項、信盛父子が袖手、曠日の心事に立ち入りて、吟味したのだ。乃ち其の斷案は『未練無疑』の四字である。

何故に自憤せざる

一 丹波國日向守(明智)働、天下之面目をほどこし候。次羽柴藤吉郎數ヶ國無比類、然而池田勝三郎小身といひ、程なく花熊申付、是又天下之覺を取、以爰我心を發、一廉之働可在之事。

明智、羽柴、乃ち池田の小身者さへも、此の如く功勳を建つ。汝等は何故に自から憤發せざりし乎。

何を恃んで惰眠

一 柴田修理亮、右働聞及、一國を乍存知、天下之取沙汰迷惑に付て、此春至賀州一國平均申付事。

柴田勝家既に功勳あるも、尙ほ自から懶あきたらずして、加賀を討平した。汝等は何を恃んで、斯くは惰眠を貪りたるぞ。

五箇年一
越度も不申

一 武籍道腑甲斐なきに於ては、以屬詫調略をも仕、相たらはぬ所をば、我等にきかせ相濟之處、五ヶ年一度も不申越之儀、油斷曲事之事。

既に武を以て、其の目的を達するを得ずんば、手段、計略を以ても、其の目的を達せんとを勗めねばならぬ、其の思慮の及ばぬ所は、改めて我が誨を乞ふ可きである。然も五箇年の間、杳として消息なきは何事ぞや。

無責任も
極まるも

一 保田之儀、先書注進、彼一揆攻崩に於いては、殘小城共、大略可致、退散之由、載紙面、父子連判候。然處一旦届無之送遣事、手前迷惑可遁之、寄事於左右、彼是存分申哉之事。

曠日彌久

汝等父子は、保田が一揆攻崩の紙面に連判しながら、遂ひに其事を閑却し去る。無責任も亦た、極まれりではない乎。

一 信長家中にては、進退各別に候歟。三川（參河）にも與力、尾張にも與力、近江にも與力、大和にも與力、河内にも與力、和泉にも與力、根來寺衆申付候へば、紀州にも與力、少分之者共に候へども、七ヶ國之與力、其上自分之人數相加於

寸功なき
は何ぞ

働者、何たる遂一戰候共、さのみ越度不可取之事。

汝等には小數ながら、七ヶ國の與力を附しあるにあらずや、之に加ふるに、汝等の部下を以てす、一戰を遂ぐるに於て、何の難き事か之れあらむ。然るに斯の如く曠日彌久、遂に寸功なきは何故ぞ。

以上は専ら大阪城の寄手の大將としての無能、怠慢、無責任の罪を鳴らしたのである。

【二】 信長自筆の折檻書 (二)

更に舊惡
に溯る

信長は、佐久間信盛の舊惡にも溯つて、之を責めた。

一 小河刈谷跡職申付候。從先々入數も可在之と思候處、其廉もなく、剩先方の者共をば多分追出、然といへども、其跡目を求置候へば、各同前事候に、一人

も不拘候時は、藏納とり込み金銀になし候事、言語同斷題目事。

信盛は、水野信元を信長に讒して、之を殺し、其跡を信長より賜はつた。然るに信元の人數を追出し、其の收入を悉く自から私した。

士を愛せず金を愛す

一 山崎申付候に、信長詞をもかけ候者共、程なく追失之儀、是も如最前、小河刈谷の取扱無紛事。

山崎の地を與へたるに、亦た其士を失うた。是亦た汝が士を愛せず、金を愛するからだ。

吝嗇き貯すへな本と

一 從先々自分に拘置候者共に、加増も仕、似相に與力をも相付、新季に侍をも於抱者、是程越度は有間敷候に、しはきたくはへ計を本とするによつて、今度一天下之面目失候儀、唐土、高麗、南蠻までも其隠有間敷事。

所謂る『吝嗇き貯へ計を本とする』の一句、佐久間の病根に、大鐵槌を下したのだ。『唐土、高麗、南蠻迄も其隠あるまじき』の句、宛も信長の怒聲、罵聲、嘲弄聲、冷笑聲を聞く心地がする。眞に痛快骨に徹するの文字だ。

足掛八年前の事を責む

一 先年、朝倉破軍之刻、見合曲事と申處、迷惑と不存、結句身吹聽を申、剩座敷を立破事、時に當て信長面目を失、其口程もなく、永々此面に有之、比興之働、前代未聞事。

朝倉勢追撃の際に、信長が諸將の立ち退れを叱責したるに、佐久間は、左様に被仰候共、我等程の内の者は持たれ間敷と、自讃した事を陳べたのだ。此れは天正元年八月の事で、足掛八年前の事だ。

一 甚九郎覺悟條、書並候へば、筆にも墨にも迹がたき事。

第一慾深く氣むさく

一 大まはしにつもり候へば、第一慾深く氣むさく、よき人をも不抱、其上油斷之様子、取沙汰候へば、畢竟する所は、父子とも武篇道たらず候によつて如此事。

是れ其子を責め、併せて其父に及んだのだ。『慾深く氣むさく』の一句、其の人品、紙表に躍如たりだ。

己が私慾を逞うす

一 與力を専とし、餘人の取次にも構候時は、以是軍役を勤、自分之侍不相抱、

領中を徒に成、比興を構候事。

信長より附け置きたる與力のみを使用し、自個の侍をば扶持せず。己が所領の収入は、唯だ己が私慾を逞うするのみに供したるを、責めたのだ。

一 右衛門與力、被官等に至るまで、斟酌候に事たゞ別條にて無之、其身分別に自慢し、うつくしげなるふりをして、綿之中に、しまはりをたてたる上をさぐる様なるこはき扱付て如此事。

乃ち其の與力、被官さへも、彼が之を恤まず、愛せず、冷遇し、薄待するが爲めに、各其力を竭さずして、軍紀頽敗するに至りたるを、責めたのだ。

無比類働
なき一度も
なし

一 信長代になり三十年、遂奉公之内に、佐久間右衛門無比類働と申鳴し候儀、一度も有之まじき事。

此は随分手緊しき折檻である。

三方原戦
争の舊事
を責む

一 一世之内不、失勝利之處、先年遠江へ人數遣候刻、互勝負有つる無紛候、然といふとも家康使をも有、條をくれの上にも兄弟を討死させ、又は可然、内

者打死させ候へば、其身依時之仕合遁候かと、人も不審を可立に、一人も不殺、剩平手を捨ころし、世に有げなる面をむけ候儀、以爰條々、無分別之通、不可有紛事。

此れは元龜三年十二月、三方原戦争の舊事談ぢや。約八年前の事ぢや。乃ち信盛も、せめて其の身内の者にては討死したらば、當人丈は僥倖にて、一命を全うしたとて、世人の寛恕もあらんに、我が身内は、一人も戦死せず、剩さへ平手等のみを捨殺にしたる事、汝のみならず我が面目をも、丸潰にしたではない乎。

折檻書最
後の審判

一 此上はいづかたの敵を平げ、會稽(の恥)を雪、一度致歸參、又は討死する物の事。

一 父子かしらをこそげ、高野の栖を遂、以連々赦免可然事。

右數年之内、一廉無働者、未練子細、今度於保田、思當候様、申付天下。信長に口答申輩、前代始候條、以爰可致當、末二ヶ條、於無請者、二度天下之赦免有之間敷者也。

天正八年八月 日

二者其一
を擇べ

此れが最後の審判である。如何に辯疏するとも、汝等の罪状は、如上の通り明々白々だ。信長は、佐久間父子に向つて、此の上は何方かの戰場に、馳せ向うて、功勳を建つる乎、戦死する乎。將た剃髮以て高野山に通る、乎、二者其一を擇べと命令した。

佐久間高野山より
熊野へ逐電

此如御自筆を以て遊し、佐久間右衛門父子かたへ、楠木長安、宮内卿法印(松井友閑)中野又兵衛三人を以て、遠國へ可退出趣被仰出、取物も不取敢、高野山へ被上候。爰にも不可叶旨、御誼に付て、高野山を立出、紀伊州熊野之奥、足に任せ、て逐電也。然間譜代之下人に見捨られ、かちはだしにて、己と草履を取計にて、見る目も哀成有様也。(信長公記)

信長の忌
克長る可し

信長は高野山の隱栖さへも、寛假せなかつた。佐久間の末路も、亦た憐む可しだ。而して信長の忌克も、亦た畏る可しだ。

【二】 信長の殘忍性(一)

蓋世の豪傑
量なき
缺く

太陽にも黒點がある、玉にも瑕がある。英雄とて、徹上徹下、英雄的氣度の醇體ではない。乃ち信長の如きも、亦た然りだ。彼は蓋世の豪傑に似合はしからぬ程、雅量を持たなかつた。佐久間父子を追放したのは、其の理由は尤であつた。併し七八年前の舊惡迄、計上して、其の罪案と做すが如きは、餘りに腹黒に過ぎて居る。然も信長は之に止らぬ。天正八年八月十二日、大阪に於て、佐久間父子の處分を了するや、彼の折檻の手は、更らに他に伸びて來た。

折檻の手
林通勝等
に及ぶ

八月十七日、信長公、大坂より御出京、京都に而御家老林佐渡守、安藤伊賀父子、丹羽右近、遠國へ被追失。子細は先年信長公、御迷惑の折節、含野心申之故也。

(信長公記)

惟ふに彼等に取りては、恐らくは寢耳に水であつたらう。抑々、林通勝等が、信長

二十五年
前の舊惡
を想起

の弟信行を奉じて、信長に謀反を企てたのは、弘治二年の事だ。信長が不良青年の評判高き、二十三歳の時の事だ。然るに當時に於て、一たび之を赦免しつゝ、既に二十五年を経、分別盛りの四十七歳、天皇の下、日本の第一人たる、天下取りの身分となりたる日に於て、昔、昔、大昔の舊惡を想起し、其罪を咎むるに至りては、殆んど常識にて了解し難いではない乎。

餘りに狭
き信長の
了見

如何なる罪も、二十五年も経過すれば、時効にかゝる可きぢや。況んや林佐渡は、其弟美作が信長を殺さんとしたるに、忍びずして助け歸らしめたるものにて、謀反はしたものの、云はゞ信長の恩人ぢや。然るに四半世紀の後に於て、其の舊好を棚に上げ、舊怨を修めんとするは、日本を一呑にして、猶ほ足らぬ大腹の信長には、餘りに狭き了見ではない乎。

餘りに執
心深し

安藤伊賀も、西濃三人衆の一にて、信長の爲めには、一方ならぬ奉公をしたものぢや。但だ永祿十年八月、信長伊勢出馬の砌、安藤、稻葉、氏家の三人衆相謀り、其の虚に乗じて、美濃に甲信の軍を引き入れんとするの、風説あり。信長急遽岐阜に

光秀なき
も其終を
全うし難
し

還り、之を査問するに、安藤のみは、聊か其の痕跡なきにあらざりしも、陳謝にて事済みとなつた。是亦た十四年前の事である。然るに今更ら之を罪案とするに至ては、餘りに執念深いではない乎。

此の如く一度犯したる過は、一生記憶せられ、早晩其罪を正さるゝに於ては、何人も信長の下に在りて、安心する譯には參らぬ。斯くては光秀なしと雖も、信長は其終を全うする克はぬは、必然の事ではあるまいか。

信長の性
格は心理
學上の謎

惟ふに信長の性格は、心理學上の謎と云はねばならぬ。彼の信賞必罰は、寔に彼らしき仕業である。能を進め不能を退けたるは、門閥を打破して、社會に新生面を開拓したる所以である。但だ意外なるは、吾も人も忘れ去りたる、二十五年も、十四年も昔の古證文を取り出し、それに莫大の高利を附し、債務者に向て、其の辨償を催告するが如き態度だ。

小怨細恨
にもそれ
報復

腹の黒きも程がある、意地の悪しきも程がある、執念深きも程がある。然も信長の手は、必ずしも大者にのみ限らず、小者にも及んだ。彼は如何なる、小怨細恨に

も、それ／＼報復するを遺れなかつた。

九月二日(天正三年)豊原より北庄へ、信長被成御越城取御繩張させられ、御要害被仰付。北庄御普請場にて、高島打下、林與次左衛門生害させられ候。子細は先年志賀御陣之時、淺井、朝倉、引出し、早舟にて、濫矢を射懸申、緩急條々御遺恨に候之歟。

餘りに英雄らしき所からざる爲

信長程の豪傑が、數年前濫矢を射懸けた者を、遺恨に思ひ、普請場に於て、誅殺する杯とは、餘りに英雄らしからざる所爲ではない乎。磊々、落落、日月の皎然たるが如き心地は、信長には期待せられない。彼の怒るや、百雷の一時に墜落するが如しだ。然も其の霽るゝや、驟雨一過、唯だ清々したる氣分に爲り得なかつた。其の來るや猛烈、其の逗るや粘強。此の如くして、如何にして人が使へたのであらう。曰く故ありだ。

他の能力に對する愛啓心

信長は有能者には、身も魂も戀れ切つた。彼は如何なる場合も、他の能力を無視する程の没眼兒ではなかつた。信長の怒を冒した者の、唯一の救濟は、唯だ其功

を以て、其罪を償ふのであつた。如何に彼の感情を害したる者でも、奇功を奏し、大勳を樹つるに於ては、彼は之を識認せざるを得なかつた。忌刻、意地惡にして、且つ其の血管中に殘忍の血が充溢したる信長にして、猶ほ群雄が、樂んで其下に働らきたるは、彼が他の能力に向つて、渴するが如き愛著心と、功勞に向て、偽らざる感謝心との爲であつた。

他の武功に對する感謝心

乃ち柴田勝家の如きも、林佐渡と同一の徑路を取りたる、前科者であつた。然も彼は尙ほ出頭第一人となつたではない乎。前田利家の如きも、勘當の身であつた。然も其の武功は、遂ひに信長をして、彼を親信するを禁じ得ざらしめた。秀吉の如きは、北國陣の無屈歸りにて、勘氣を被り、浮田家調略の專斷にて、勘氣を蒙り、屢々虎威を冒した。然も彼は恒に一倍の功勞を以て、之を償うた。

臣下として信長に對する道

されば臣下として、信長に對して其の首尾を全うせんとせば、唯だ過ちなきを期す可しだが、若し萬一過あらば、恒に之を償ふ丈けの働が肝要ぢや。苟も其の功勞あるに於ては、大概の罪過は、勘辨せらるゝのだ。然も一たび其の功過のバ

ランスが反するに於ては、既に帳消しとなり居るものと思はるゝ、一切の舊惡、舊過、舊罪は、悉く明細に、其の項目に計上せらるゝ覺悟がなくてはならぬ。

詠史 織田信長

頼山陽

蚌鷓竟歸漁父牧。

屠牛順理識才優。

久聞帶甲滿天地。

始見衣冠拜冕旒。

齊國規模開後嗣。

陳王將帥盡諸侯。

不終志業知誰罪。

遺恨君無忘射鈎。

〔山陽詩鈔〕

【三】 信長の殘忍性 (二)

生命廉價 信長の時代は、生命が最も廉價であつた時としては一人の生命が、一匹の馬に

の信長時 代も値せなかつた。釜煎、礫竹鋸挽等、あらゆる刑罰は、殆んど普通であつた。されば信長一人のみを以て、殘忍の代表者と爲すは、或は其の公平を缺くかも知れぬ。

併し如何に考ても、信長は一種の殘忍性を有して居た。而して其の殘忍性の本原は、彼が他の罪過を惡む事であつた。

罪惡懲罰
愉快

何人も他の罪過を好むものはない。されど信長は、中心より之を惡み、之を懲罰するを以て、宛も一種の愉快としたらしく思はれた。而して彼が酷刑、慘罰は、必ずしも悉く皆な、冷靜なる理智の計較、打算より來らずして、其の血管に横流しつゝある、殘忍性の血液が、一時に沸騰したる結果ではないかと思はるゝ。節もないではない。而して此の殘忍性が、年と與に減退せずして、愈々開張したる趣あるは、頗る奇異の現像と云はねばならぬ。例せば、

殘忍性年
張と與に開

三月十日(天正九年)信長御小姓衆五六人被召列、竹生島御參詣、長濱羽柴筑前所迄、御馬にめされ、是より海上五里、御舟にて御社參、海陸共に片道十五里之所を、日之内に上下三十里之道、被成御歸城、希代之題目也。併御機力も餘人に

かはり、御達者に御座候之處、諸人奉感候也。(信長公記)
自動車なき時節に、一日三十里の踏破は、尋常一様の事ではない。此丈ならば、先づは愛度あいたしで済むのだ。

一場の喜劇乎悲劇乎

遠路に候へば、今日は長濱に御逗留候はんと、何れも存知之處、御歸候て、御覽候へば、御女房達、或は二丸にまるまで出られ、或桑實寺薬師参りも有、御城内は行あたり、なまこがれ張焦、仰天無限、則くしほり縛、桑實寺へ女房共出し候へと、御使を被遣候へば、御慈悲に御助候へと、長老説言わがごと申上られ候へば、其長老をも、同事に御成敗候也。(信長公記)

信長殘忍性の遺憾なき發揮

惟ふに是れ一場の喜劇乎、將た悲劇乎。信長は恐らくは、竹生島歸舟の上にて、此の光景を豫想して歸來したるならむ。立入りて考ふれば、彼は其の留守居に泡を喰はせん爲に、故らに長濱泊りを止めて、歸城したのではあるまい乎。兎にも角にも、鬼の來ぬ間に、生命いのちの洗濯を爲さんとしたる彼等は、乍ち鬼に襲はれたのだ。あな無慘や、信長の殘忍性も、此に至りて遺憾なく發揮せられた。春風駘蕩

寛厚の二字は信長に禁制

湖畔の春色人を惱殺す。此時に於て、子女踏青の興を催ほすは、寧ろ當然ではない乎。其の説言を上陳したる長老迄も、同罪に處するに至りては、慘酷の二字も之を盡すに足らぬ。信長は眞に血に渴したる厲鬼である。

信長は敵に對し、味方に對し、上に對し、下に對し、誰に對しても、寛厚の心持たなかつた。寛厚の二字は、全く彼に禁制であつた。彼が社會の一大改革者、即ち一大破壊者たる役目を勗むる、資格から云へば、此の二字を缺いたのは、世運の進歩に、却て好都合であつたかも知れぬ。寛厚の二字なき爲めに、彼が思ひ切りたる一大蕩掃の事業は、出來たのであらう。斯く觀察すれば、吾人は寧ろ彼の殘忍性に、感謝せねばならぬ理由もある。併し一代の英雄たる彼としては、良に惜しむ可きである。信長に事へ、秀吉に事へ、足利末期より徳川初期にかけて、世故に最も練達したる細川幽齋は、信長と、秀吉とを比較して、左の如く云うた。

細川幽齋の所言

信長の賞罰厳正

一信長様御軍法は、御敵を仕たる者は、子々孫々迄も、御はたし、其跡をもかへず程に、稠敷ちかぢく被成候て、天下を御治め、被成、内裡の御修理等、仰付られ、王法の衰

へたるをも御取立候て後仔細有之候て、上京さばき拂被成候とて、京の地子御免被成、萬事賞罰正しく仰付られ候故、萬民に至る迄不奉仰といふ事なし。

〔細川幽齋覺書〕

是れ信長の徳を頌したのだ。賞罰嚴正、是れ信長善政の骨子である。

信長の一大病痛

乍然一度御敵仕候者、御詭言申上、御旗下に被成候ても、御心をゆるされず、御憎み淺からず候故、謀反人多く出來候。然る時は強き計にてもならざる事に候。〔同上〕

彼の部下に謀反人多き所以

是れ信長の一大病痛を指摘したので。彼は赤心を他の腹中に措かず、恒に其の舊惡を録して、其機を俟つて、之を酬いんと欲した。彼の部下に、謀反人の多く出で來りたる所以、職として是に由る。乃ち信長を地下に作し來るも、此の判断は平反する能はぬであらう。

秀吉は信長を股懸としたり

右之段太閤様より御覽被成、御敵を仕候者は、稠敷被仰付、又詭言申上、御旗下に成候得ば、御譜代同前に御懇に被成、御心置かれざる様に被成候故、昨日迄

其の弟子たる所以

御敵を仕候者も、身命を捨、忠節を致すべきと存候故、謀反人も無之候て、早く天下を御治め被成候。右兩大將の御軍法、かやうにうらはらは違候。〔同上〕

秀吉は、實に信長を股懸としたのだ。彼は其の性格が、信長と殊なるのみならず、信長の缺點に鑑みて、其の反対を行いたのだ。好兒爺の錢を使はずして、其の反対を行いたのが、則ち秀吉が信長の弟子たる所以だ。

【一四】 信長と皇室

平和的勤功第一の動向は、朝廷の尊嚴を恢復したる候

暫らく信長の年中行事たる、戦争を餘所にして、彼が天正五年より、天正九年に至る、平和的行徑に就て觀察すれば、第一の勤功は、朝廷の尊嚴を恢復したる事である。彼の徹底せる日本統一の企畫は、一切の藩籬を撤去し、障碍を除却し、奥州の端より、九州の端迄を、一國となすにあつた。割據、分裂は、如何なる形式を以

とするも―或は別所、波多野の如き地侍ぢまじらひであり、或は本願寺、叡山の如き教權であり、或は堺の如き金權であり、或は將軍義昭の如き門閥であり、或は武田、上杉、毛利等の地方的霸權でありても―決して容認せなかつた。若し彼の缺點を指摘せん乎、そは餘りに徹底的に過ぎたことであつた。七八分で措く可きを、十二三分迄も、やり附けねば承知せぬことであつた。

統一の中心點は即ち皇室

彼は徒らに統一するのみを、心掛けなかつた。其の統一には、中心點があつた。それは申す迄もなく、皇室だ。彼は理想家でなく、實際家だ。彼が朝廷の尊嚴を漸次に恢復し來りたるは、日本の統一は、只だ、皇室を中心とするの他に、其道なきことを看取したからであつた。されば彼の皇室尊崇は、決して當座の方便でもなく、一時の出來心でもなかつた。全日本を一國として、之を統治するには、畏れ多くも、天皇陛下の御名を以てする他に、人心を繋ぎ得るものはないことを熟知したからであつた。固より彼の心事は、覇者の心事であつた。されど若し彼を覇者とすれば、彼は尊王的覇者であつた。此の一點に於ては、彼は足利氏と、

頗る其の趨向を殊にして居る。太閤の如きも、要するに彼が踵痕を辿り進みたるものだ。

信長と朝廷及朝臣との關係

信長は天正四年十一月廿一日に、内大臣に進んだ。その御禮として攝家、清華等に知行を與へ、禁中へは黄金二百枚、沈香、卷物等を奉獻し、忝けなくも、御衣を拜領した。而して天正五年三月、京都市民をして、内裡の御墻を築かしめたることは、既記の通であつた。同閏七月十二日、彼は近衛前久の懇請によりて、其子の元服加冠の役を勤め、一字を頌ちて、信基と名けた。而して彼は『御服十重、御太刀代萬疋、長光の御腰物、金子五十枚』を贈進した。彼と、朝廷、及び朝臣との關係は、極めて圓滿であつた。

同年十一月十六日、右大臣に轉じ、從二位に叙せられた。

霜月十八日、御鷹山獵として、御參内、何れも思ひく御出立有興、頭巾催一興、皆狩杖等迄金銀に濃たみさせられ、御結構之次第無、申計、御先一段御弓衆百計、各

御鷹山獵と信長皇との接近状況

被下候。虎の皮之御うつば一様に付られ。二段御年寄衆、此中御鷹十四足居もつすまさせられ候し御衆にて候也。信長公、是も御鷹居させられ、前後は御小姓衆、御馬廻光耀有とあらゆる花車風流、我もく、と一手宛、美々敷御出立、心ことば及がたく、面白御遊覽、京都之貴賤驚耳目候へき。抑内裡日之御門より被入、忝も小御所御局之内迄、御馬廻計被召列、其時御折たがひを弓之衆に被下忝頂戴、御鷹御叡覽之後、達智門へ出させられ、直に東山御鷹つかはさる。〔信長公記〕

彼は此の如く、皇室に接近し、直接に、間接に、皇室の尊嚴を恢復するを、忘れなかつた而して、天正六年に至りては、彼は節會を恢復した。

節會の恢復

去程に御節會廢而、久敷無之、當時都之者、此式會不存。然者信長公之御代に成て、上を敬奉り、月卿、雲客、公卿、殿上人、役者達へ、御知行被參、諸卿達、内裡に集て、二枝之根引ねびき之松を以て、正月朔日辰時に神歌を謠ひ、色く儀式有て、天下祭事有、洛中邊土之貴賤、男女かゝる目出度御代に生合、久絶たえたりし祭事執行し給ひ、難有御事也。〔信長公記〕

尙も信長にして、其の心を、皇室に存せずんば、焉んぞ此の如くなるを得んや。又た、

正月十日、御鷹の鶴、禁中へ被備叡覽之處に、則皇家に被懸置、叡感有而御悅不斜。〔信長公記〕

二條の邸を朝廷へ奉納

彼は其の折角に新築したる、二條の邸を、朝廷に奉納した。二條御新造之御普請造畢仕に付て、禁裡様へ御進上なさる趣、十一月五日、御奏聞之處、則御博士に、御日取被仰付、吉日に付て、十一月廿二日、新御所へ親王様行啓なさるべきに相定、其御用意候也。〔信長公記〕

此の如く一の宮親王殿下は、豫定の如く、二條新御所へ移轉遊ばされた。其の行列の美麗、莊嚴、數百年來、未曾有の盛事であつた。

應仁亂後兩世の感

折節御簾御輿のへ朝日さし入候て、御見物之所より憐におがまれさせ給候。御眉めされ、御立烏帽子、御練貫ねりぬぎ、かうの御そばつき衣の白き御はかま也。昔も後代にも、如此まぢかく拜み奉る事、有間敷ためし也。御儀式御結構、中く無

申計。〔信長公記〕

應仁亂後、此に至りて、殆んど隔世の感がある。然も是れ誰の力ぞ。

『信長の勤王』の一節

信長、天下の統一を期せんとして、常に皇室を奉戴するの志深かりしことは、史家の特書すべき所なり。而して其の尊重の志は、已に父信秀の時に萌せり。信秀は夙に、皇室の式微して、供御常に給せざるを慨き、屢々金品を奉獻したり。又天文九年には、伊勢神宮を修理し、十二年には、禁裡の築地修理の料として、錢四千貫を獻せしかば、後奈良天皇その功を賞し給ひ、僧宗牧の東國に下向するに托して、綸旨及び古今集一部を信秀に下し給へりとぞ。兵馬陸儼の世、一武人の行爲としては、奇特のことにありしなり。〔有賀長雄著「大日本歴史」〕

信長の勤王と其父

【一五】 信長の道樂

信長の四道樂

信長の道樂は、放鷹、角力、馬茶湯の四者であつた。固より信長程の者であれば、それ〴〵其の道樂には、副産物が添うたに相違あるまい。彼は非常の活動家であつた、寸時も休憩する能はぬ性分であつた。放鷹の如きは、最も彼の趣味に適恰したものであつた。

放鷹と彼の趣味

毎日の御鷹野、信長公之御辛勞無_レ申計、御機力強事、諸人感じ申也。〔信長公記〕此れは彼が四十六歳（天正七年三月晦日）右大臣、從二位の時の事である。彼は雲上人になりつゝも、依然たる信長であつた。而して同年同月八日には、

一種の小機動演習

御馬廻御小姓衆には、馬を乗させられ、御弓衆御側にをかせられ、二手に分而、馬乘衆御責子衆之中へ懸入候はんと、馬を懸られ、信長公御責子衆と御一所に御座候て、被塞せ、御狂有而御氣を晴させられ、從其直に御鷹野也。〔信長公記〕是れ一種の小機動演習とも云ふ可きだ。否な人と、馬との競争だ。彼は近代の紳

士の運動たる、テニス杯にては、容易に満足が出来なかつた。蹴球戦でさへも、手
緩き程であつた。何人も彼が精力の旺盛には、驚異せざるを得ぬのぢや。

角力には
殆ど熱狂

彼は角力には、殆んど熱狂する程の趣味を有した。天正六年二月廿九日には、江
州國中の相撲取、三百人を召寄せ、安土山上にて興行した。同八月十五日には、江
州國中、及び京都の相撲取千五百人を、安土に召寄せて、興行した。彼は専門家の
相撲のみにて満足せず、歴々の連中にも、之を試みしめた。

歴々の連
中の角力

大方相撲終、既及薄暮、永田刑部少輔、阿閉孫五郎、強力之由、連々被及聞食候て、
兩人之働御覽じ度、被思食。右御奉行衆之相撲御所望也。初には堀久太郎、蒲生
忠三郎、萬見仙千代、布施藤九郎、後藤喜三郎、とられ候て後に、刑部少輔、阿閉、暫
手相にてくまれ候。勿論阿閉器量、骨柄勝れ候て、力のつよき事無隱候へども、
仕合候歟、惣別強候歟、刑部少輔勝相撲に候。其日は珍物調、終日取替く御相
撲取に被下、度々能相撲仕候。(信長公記)

堀久太郎は、堀秀政、蒲生忠三郎は、蒲生氏郷だ。彼等は信長の末期より、太閤の時

代に於て、最も傑出したる人物であつた。彼等に相撲を取らせて、楽しむ信長の
心地は奈何。

安土山其
他處々の
角力興行

同年九月九日には、安土山にて、相撲を興行し、信忠、信雄の二子に見物せしめた。
同年十月五日には、二條の新郎にて、五畿、江州の相撲取を召し寄せ、攝家、清華の
衆に見物せしめた。天正七年八月六日には、江州中の相撲取を集め、角力を催ほ
したが、甲賀の伴正林なる十八九歳の青年、七番の勝利、次日も亦た、勝利を得た
とて、扶持人に召し出した。同八年五月五日、安土にて一門衆に、相撲を見物せし
め、五月十七日、馬廻衆に見物せしめ、布施五介なるもの、能相撲の由にて、知行百
石を與へた。

茶の湯諸
道具の趣

彼が茶の湯、諸道具に、趣味を有したる事、亦た驚く可きであつた。如何なる兵馬
倥偬の際にも、此丈は閑却せなかつた。單に此の一事のみを以てせば、彼も亦た
一種の東山義政であつた。彼は一個の茶碗を得ても、殆んど天下を得たるが如
き愉快を感じた。如何なる不機嫌の場合も、彼が好物の道具を見せ附くれば、彼

は自動的に、其の笑顔を現するを禁じ得なかつた。彼が天正三年の冬、岐阜城と
與に、一切の重寶を、其子信忠に譲り與へたる時にも、茶湯道具のみは、自から携
帶した。

己の欲する所を他に施す

されば彼は、己の欲する所、之を他に施した。秀吉が播州にて、大功を奏したるや、
乙御前の釜を與へた。丹羽長秀が、安土城の建築に努力したるや、周光の茶碗を
與へた。柴田勝家の北陸に働き、越前、加賀を平治するや、姥口の茶釜を與へた。乃
ち其子信忠の如きも、天正五年の暮には、八種、及び三種の茶道具を與へられ、其
の翌年の正月には、安土に於て、其の披露の會が催はされた。

又茶事をも嗜む

彼は單に茶器を玩んだのみならず、又茶事をも嗜んだ。天正六年正月朔日、彼
が安土城にて、信忠、松井友閑、林佐渡、瀧川一益、細川藤孝、明智光秀、荒木村重、長谷
川與次、羽柴秀吉、丹羽長秀、市橋九郎右衛門、長谷川宗仁の十二人に、朝茶を饗し
たるが如きは、其の一例であつた。彼は決して、一本調子の男ではなかつた。如何
なる方面にも、若干の興味を惹かぬことはなかつた。極めて古き事にも、極めて

精力の一大結晶

新らしき事にも、極めて簡易の事にも、極めて莊嚴の事にも、極めて都雅の事にも、
極めて武骨の事にも、然も要するに彼は、精力の一大結晶であつた。

【二六】、信長の馬揃(一)

信長と馬の嗜好

信長公常に御數寄は、第一武者咄、第二御鷹野、御川狩、第三御馬、此の如き類なり。
〔三將物語覺書〕とは、能く眞を穿つた、但だ中年以後は、川狩に代ふるに、茶事を以
てすれば、更らに適實であらう。而して彼の馬を好むは、放鷹と殆んど甲乙なかつた。
彼は客齋なる大將であつたが、馬には金の絲目を附けぬ程であつた。而して彼自身も亦た、
馬に就ては、非凡の巧者であつた。其の諸臣と相競ひ、戰場にもあれ、旅行にもあれ、
先著を制したる理由の一は、彼が駿馬快駛に歸せねばならぬ。

信長の軍馬獎勵

馬場の新築と馬揃の状況

彼は軍馬獎勵には、餘力を愛まなかつた。天正九年の如きは、軍國大事を除けば、殆んど馬揃を以て、重なる出来事とせねばならぬ。彼は天正九年正月朔日より、菅谷九右衛門、堀久太郎、長谷川竹を奉行として、安土構がまの北松原町の西海端に馬場を築かしめた。而して同月八日、爆竹の觸を廻はし、十五日に之を施行した。御馬場入、御先へ御小姓衆、其次を信長公黒き南蠻笠をめし、御眉をめされ、赤き色の御ほうこうをめされ、唐錦之御そはつぎ、虎皮之御行わがば、蘆毛之御馬、すぐれたる早馬、飛鳥之如く也。關東祇候之矢代勝介と申馬乗、是にも御馬乗させられ、近衛殿、伊勢兵庫頭殿、御一家之御衆、北畠中將信雄、織田上野守信兼、織田三七信孝、織田源五、織田七兵衛信澄。

此外歴々美々敷御出立、思ひ々の頭巾裝束、結構にて、早馬十騎、廿騎宛乗させられ、後には爆竹に火を付、瞳どろとはやし申、御馬共懸させられ、其後町へ追出し去て、御馬被納見物成群集、御結構之次第、貴賤驚耳目申也。〔信長公記〕

如何に信長が、高襟なりしかを見よ。彼の被つた黒き南蠻笠は、恐らくは宣教師

信長の高襟と其の威風勢力

馬揃實は今日の大觀兵式

叡覽に供せんが爲に京都にて舉行

よりの進物であつたらう。彼の威風が關東を吹き靡かせたるは、北條氏政の代表者矢代勝介が、此中に在るを以て知る可く、彼の京紳に於ける勢力は、近衛前久が、此の連中の一人たるを以て、知る可しだ。

彼は更に明智光秀を奉行として、京都にて馬揃を行ふ可く、正月廿三日を以て、其の分國に觸れ廻はした。馬揃と云ふも、其實は今日の所謂大觀兵式である。而して此の大觀兵式には、實に至尊も臨ませられ、信長の武威を耀かすと與に、皇室の尊嚴を恢復したると、幾許なるやを知らぬ程であつた。此の記事は、太田牛一が、張膽明目、精細詳審に叙述し居るから、それに據りて掲ぐるであらう。

二月廿八日〔天正九年〕五畿内隣國之大名小名、御家人を被召寄、駿馬を集於天下、被成御馬揃、聖主へ被備御叡覽訖。

先づ此れが綱領である。信長は叡覽に供せんが爲めに、故らに京都に於て、大觀兵式をした。此れが吾人の著眼す可き點である。

上京内裏之東に、北より南へ八町に馬場をやり、馬場中に豎に高さ八尺に、柱

馬揃に於
ける皇室
觀戰の盛

日本統一
の道と皇
室尊崇

を毛氈を以てつゝませ、罽をゆはせられ、抑禁中東門御築地之外に行宮を立
させられ候事かりそめ借染とは申ながら、鏤金銀、從清涼殿、帝雲客卿相殿上人、衣香
撥あたりをばら當四方に薫じ、其數さも花やかなる御粧にて御出有。攝家清華之御衆、歴々
薨を並、皇居之四(方?)を守護し申され、左右に御棧敷を打せられ、扱も儀式御
結構、美々敷有様、筆にも詞にも難述、何れもく々晴ならずと云事なし。
如何に信長の心事が、霸者たるに止まりたるにせよ。我が皇室の尊嚴は、室町時
代に最も毀傷せられ、織田氏時代に恢復せられた事實は、赫々として天日の如
く著明である。彼は實に日本を一統するの道は、皇室を尊崇するにあると、能
く了解し、能く實行した。只だ此の一事のみでも、信長は日本歴史上の、大立者と
云はねばならぬ。

【二七】 信長の馬揃 (二)

天長節大
觀兵式を
聯想

信長自ら
行列の中
心

信長の馬揃は、吾人をして端なく三百數十年後の、天長節大觀兵式を、聯想せし
めた。至尊の出御と與に、信長は下京本能寺より、辰刻(天正九年二月二十八日午前
八時)に繰り出した。其の行列は室町通りを上り、一條を東へ馬場へ入つた。一番
より四番迄は、何れも其の分國中の大小名、若しくは根來寺の衆徒で、其次は連
枝、一門、又た其次は公卿。而して其次が細川、伊勢、小笠原等の舊閥家であつた。此
れより信長の馬廻となりて、柴田勝家、前田利家等の越前衆先驅し。一番より六
番迄、各馬を牽かせ、七番には、武井夕菴等の近侍、八番に信長自から行列の中心
となり、馬に跨つて行いた。

八番御曲(衆)持四人、御奉行市若、地を金に雲に浪を繪取たり。左、御先小姓、御杖
持北若、御長刀持ひしや、御小人五人、御行際持小市若、御馬大黒に召れ、惣御人
數二十七人。右、御先小姓御小人六人、御行際持小駒若、御太刀持糸若、御長刀持

たいとう。御行膝地を金に虎の府を縫に御鞍重、御泥障、御手綱、腹帶、尾袋迄、同前紅の綱房之鞆しりかひに、纒絡を付させられ、御小人衆、あかさ小袖にこう地白の肩衣、黒皮之袴一統也。〔信長公記〕

行列の壯美と偉麗

先づ此れにて、信長の行列の模様が、想像せらるゝ。彼は其力の能ふ限りを盡して、此の盛儀を、壯美、偉麗ならしめた。而して彼の行装は、此の盛儀を引き立たしむ可く、更らに立派であつた。

上古之名物拜見難有御代也

内府之御装束、御眉に而金紗を以而、頰蓋ほうち召され、今度京都、奈良、堺にて珍敷唐織物被成御尋、各御枝葉之御衆、御装束と被仰出之處、隣國より我不劣と、上品之唐綾唐錦、唐縫物等盡其具、備上覽奉る者也。此金紗と申すは、昔唐土か天竺に而、天子帝王之御用に織たる物と相見えて、四方に織止有て、真中に人形を結構に織付たり。今亦天下納て、内裏仙洞、御ほうこうの御用に可能立爲參りたり。態爲被織如く、御ほうこう似相中也。上古之名物拜見難有御代也。

〔信長公記〕

當時海外交通の便宜、大いに開けたれば、信長の高襟的趣味に適恰す可き珍品は、續々到來したのであらう。

信長自身の行装

御頭巾唐冠、御後之方に花を立させられ、高砂太夫の御出立か、折梅花挿首、二月雪落衣、心歟、御膚にめさせられ候御小袖、紅梅に白のだん段だちに桐唐草也。其上に蜀紅の錦の御小袖、袖の口にはより金を以て、覆輪を召され候。是は昔年大國より三卷、本朝へ渡りたる内之一卷也。永岡與一郎（細川忠興）都に而尋搜求進上、古今之名物共參集、御名譽無申計。

御肩衣紅緞子に桐唐草也。御袴同前也。御腰に牡丹の作花をさゝせられ、是は禁裏様より参りたる由也。御腰簍白熊、御太刀御熨斗付御はきそへ、御帶添はさや卷の熨斗付也。御腰に鞭をさゝせられ、御弓懸白革に桐のとうの御紋有、御沓は猩々皮、立上は唐錦、花やかなる御出立、御馬場入之儀式、左ながら住吉明神、御影向も、かくやと心もそゝるに、各神感をなし奉り訖。〔信長公記〕

當時群雄中第一の

信長は當時の群雄中に於て、第一の豪傑であると與に、第一の好男子であつた。

癡癡にして好男子

彼の容貌は、其の傳來の肖像に就て、之を見るも、實に秀麗と云ふ可きであつた。然も馬術は、彼が最も堪能の技であつた。されば此の如く盛装したる、彼が馬上の姿こそ、畫にも描き盡せぬ、風情であつたと思はる。然も之を以て、唯だ英雄の閑事業と見るは、恐らくは、信長の真意を得たものではあるまい。彼は大の廣告屋である、惟ふに是亦た、一種の廣告であつたらう。寢ても轉んでも、天下統一の目的は、彼が忘るゝ能はぬ所であつた。

大の廣告屋と彼の目的

【一八】 信長の馬揃 (三)

信長の馬揃と外國の宣教師の報告書

吾人は其の煩を厭はず、尙ほ此の馬揃に就て、語らねばならぬ。當時外國の宣教師杯も、此の盛儀を見て、頗る驚異したことは、彼等が本國に向ての報告書に就ても、想像が出来る。信長は此の馬揃によりて、日本全國の中樞が、何處に存する

かを、實物標本によりて天下に示し、世界に示した。

此時京都に、大諸侯等總て會同し、信長の望に従ひ、其の大功の名聲を、日本全國に輝かさんが爲めに、演武場を開くことゝなつた。信長は元來、誇大を好む性質であれば、此回は特に華美を競ふ可く、其の諸侯に命令した。〔日本西教史〕流石に宣教師等は、信長の意中の、焉くに存するかを覷破した。當時は電報なく、郵便なく、新聞なく、雜誌なく、唯だ人から人への評判が、一種の通信機關であり、廣告機關であつた。乃ち此の馬揃は、日本全國のみならず、外國迄も、大評判となつた。

外國迄も大評判

柴田勝家と其の部下

信長の大将、柴田殿は、演武場開式の前日に著京し、一萬の騎兵、及び小馬に騎れる兵六千を率ゐ、其鞍の飾りは、各美麗を極め、信長に献ずる所の物は、黄金及び高貴なる細工物等にして、凡そ五萬〔デニウカ〕許の價格があつた。〔日本西教史〕

此れを以て、太田牛一の所記、

第三章 一八 信長の馬揃 (三)

二月廿四日、北國越州より、柴田修理亮、柴田伊賀守、柴田三左衛門尉、罷上、色々珍奇盡員進上候て、御禮在之。

騎兵裝飾の美觀

と對照すれば、大體に於て、記實の文字と云はねばならぬ。又た、

演武場開式の當日、衆諸侯此に會す。前驅者は七百の騎兵で、各從者を俱し、盡く之に被らしむるに、一樣の衣を以てし、騎兵裝飾の美、言語に絶した。

〔日本西教史〕

との記事に對しては、牛一の方には、

結構と申すは中々おろか也

然者隣國之羣衆、晴がましきに付て、爰を肝要と思く、の頭巾出立は、我不劣とあらゆる程の結構、生便敷、各手を盡し、面く、の衣装下には、過半紅梅紅筋、上著は薄繪、唐縫物、金襴、唐綾、狂文之小袖、側次袴同前、各腰簀付られたり、或さんへい、或紅の糸縫物を切さきにして付られたるも有、馬具押懸、鞞三尺繩、各上品之紅之糸を以て總房にくませられ、又金襴段子を以て、つゝませ、總房にさんへい紅之糸を付たるも有、又五色之糸にて組せたる鞞も有、踏皮草鞋

等に至る迄、皆五色之糸に而作らせ、太刀は過半のし付也。生便敷したて、結構と申は中々、おろか也。〔信長公記〕

信忠、信雄、信孝等の裝束

とあり、何れも詳略の差はあるも、其の事實は、合符して居る。

岐阜中將信忠、駒之御馬勝れたる早馬也。御裝束事に勝れて花やか也。北島中將信雄、河原毛御馬、織田三七信孝、糟毛御馬、目に立て足さ、早馬達者、無比類。此外何れも、おとらぬ名馬、いづれを何れ共申難し。似相く、の御裝束、是又催興有様也。

とは、牛一の文句であるが、

次に進む者は、信長の三公子で、其の容貌の尊大なると、衣服の華麗なると、共に群衆に超絶した。其の衣服は、絹に金銀の繡を施し、眞珠及び他の寶石を以て、點綴した。馬具の裝飾も、同様であつた。三公子の馬術の巧なると、其の馳驅の迅速なると、就中劍を揮ひ、槍を把り、其の他の諸術、何れも衆人を驚かした。

〔日本西教史〕

信長の三公子衆人、驚かす

信長御面
目不勝計

とは、宣教師側の所記である。又た牛一は、左の通りに記した。後には御馬とも懸足にめさせられ、被備御叡覽、皆く馬上之達者、花麗成御出立、本朝之儀者、不及申、異國にも、かほどの様、不可在之。貴賤群集之輩、かゝる目出度御代に、生台、天下安泰にして、黎民、烟戸さゝず。生前思出、難有次第にて、上古末代之見物也。然而御馬めし候半、十二人之御勅使を以て、かほど面白御遊興、天子御叡覽御歡喜不斜之旨、忝も御綸言、併信長御面目不勝計、及晩被納御馬、本能寺に至て御歸宅、千秋萬歳珍重々々。

此に於て、信長は正しく其の目的を達したと云はねばならぬ。而して宣教師側の所記を見れば、

信長の衣
服

信長の衣服は、支那の精巧なる繡工の手に製せられ、寶石を點綴し、其の肩掛と馬具との美麗は、名状せられぬ程であつた。

信長の態
度

信長は容貌尊大にして、騎馬に巧みである。彼は衆人環視の中心となりつゝ、

微笑を含むも、其の勇氣と、高位とを、徴象する態度を保持した。と云ひ、又た

信長の馬

最後に信長は、驛馬に騎り、先づ力を極めて、之を驅り、場中を縦横し、劍を揮ひ、槍を把り、的を睨み、槍を投ずるに、其の正鵠を失はなかつた。衆人皆な之を喝采し、其聲天地を動かす許りであつた。此の演技は午後四時に終つた。此日の會者十三萬餘人であつたが、何等紛雜混亂の事なく、無事に結了した。

兩者記事
の時合と
當時の一
大盛儀

と云うて居る。如何にも信長が、風神颯爽、威勢四邊を拂ふの模様が、眼前に髣髴する。但だ牛一の記事は、至尊の御満足を、特筆大書して居るも、宣教師側は、信長あるを知りて、天子あるを知らざるが如く、全く之に觸れて居らぬ。然も此の一點を除けば、信長の祐筆たる太田牛一も、耶蘇會の代表者も、恰も申合せて、書き綴りたるかの如く、其の記事が暗合して居る。乃ち此の暗合によりて、如何に此の馬揃が、當時に於ける一大盛儀であつた事が、判知せらるゝのだ。

三月五日、從禁中御所望に付て、又御馬めさせられ、此時者、御馬揃之中之名馬

禁中の御
所望にて
小馬揃の
事

五百餘騎を寄せせられ、御装束者黒き御笠に、御ほうこう、何れもめされ、黒き御道復なごに、御たち付、御腰簀ささせられ候之也。抑御門百敷之大宮人、女御、更衣等、其數美々敷御粧にて、御幸有て、被備御叡覽、御遊興御歡喜不斜。信長御威光を以て、忝かけまぐも、一天萬乘之主を、間近く拜み奉る事、難有御代哉と、貴賤群集の輩合掌感おんまじ、敬申候也。〔信長公記〕

信長に對
する第一
の頌表

此れは大馬揃の餘波と、見る可きであらう。所謂「一天萬乘之主を、間近く拜み奉る事、難有御代哉」とは、眞に是れ信長時代に對する——若し唯一と云ふ能はずんば——第一の贊辭である。而して又た信長に對する、第一の頌徳表と云ふ可きである。

【一九】 經濟家としての信長

信長の二
大特能

經濟の才と、軍務の才とは、信長の二大特能であつた。世間では彼が用兵如神を驚嘆するも、經濟の才は、寧ろ其上に出づるも、決して下には降らなかつた。乃ち關所を撤し、關稅を廢し、道路を修理し、橋梁を架設し、交通を便にしたるが如き、其の一例である。又た永祿十一年、彼が義昭を奉じて、京都に入るや、先づ堺、大津、草津等の市府に、代官を措いた。是れ物資の聚散する所は、富の中心點であると、看取したのだ。同十二年三月一日には、選錢令を發して、選擇す可き錢の種類と、其の相場とを規定した。惟ふに貨幣制度の統一は、彼が天下統一の事業と、相追隨す可きものであつたらう。

貨幣制度
の統一

金錢の價
値を諒解

彼は其の懲罰に際しても、徒らに嚴刑、酷罰のみを事とせず、富有の者には、罰金を課した。彼は何よりも金錢の價値を、能く心得て居た。而して彼が經濟的施設の具體的に、發揮せられたる一は、前まへに掲げたる安土の町制（城下町として）の安土（を参照せよ）である。彼は如何に天下を經營す可きかを、解すると同時に、亦た如何に都市を經營す可きかを、解した。

出火の原
因と男世
帯

過剰に道
路埋立工
事

經濟的天
才の不用
意發露と
八幡宮の
措營

正月廿九日(天正六年)御弓之者、福田與一宿より、火事出來、是偏に妻子を引越候はぬ故、回祿候由被成御説、則菅谷九右衛門、爲御奉行、御著到を付させられ、御改候之處、御弓衆六十人、御馬廻六十人、百廿人、妻子越候はぬ者、一度に御折檻、御弓衆之内より、火を出し申に付て、先曲事之旨、上意にて、岐阜中將信忠公へ被仰遣、岐阜より御奉行被出、尾州に妻子置申候御弓衆之私宅、悉被成御放火、竹木迄伐させられ、依之取物も不取敢、百廿人之女房共、安土へ越申候。今度之爲過意、御構之南江之内に、新道を築せられ、何れも御赦免候也。(信長公記)

出火の原因を、男世帯に歸したるは、如何にも炯眼だ。諺に鰥世帯に蛆が湧くと云ふが、家の取締には、婦人か必須條件ぢや。妻子逗留者の舊宅を、一齊放火とは、餘りに手荒き折檻なれども、其の過剰に、道路埋立工事をやらせたのは、如何にも面白き思附きぢや。信長は實に勘定高き漢であつた。

如何に彼の經濟的天才が、極めて不用意の邊に、發露せられたるかは、左の一事でも判知る。

抑やはた八幡宮御造營、爲御奉行武田佐吉、林高兵衛、長坂助一、兩三人被仰付、去年(天正七年)十二月十六日、斫初、然而内陣下陣之間に、木戸井在之、朽腐雨漏及廢壞之間、今度者、爲末代候之間、からかねに而鑄物にさせられ、長さ六間にて候を、五間に鑄物に被仰付。當春三月(天正八年)下遷宮有而、無程社頭寶殿葺合、築地樓門令造畢、以金瑩立神前、輝光明、神明納受之。社壇莊嚴、巍々堂々と鏤七寶。

五月廿六日、奉成上遷宮訖。誠諸依人之敬、増威とは謂、夫是歟。倍信長御武運長久、御家門繁永之基也。參詣の輩、貴賤群集をなし、彌尊み拜呈す。八月中旬迄、九ヶ月に令成就畢。(信長公記)

敬神と經
濟との一
舉兩得

此れは信長の敬神的態度を、表現すると與に、其の經濟思想が、這般の事に迄、殘る限なく及びつゝあるを、證明するのだ。木造の戸樋の朽廢し易きが爲めに、特に黃銅製としたるが如き、敬神と、經濟とを、一舉兩得としたのである。所謂る男山八幡宮の金の戸樋とは、此れから初まつたのであらう。彼は一文惜みの百文

伊勢神廟
の正遷宮

損なる、愚人の經濟法に超越して、多く費して、より善き物を得可く勗めた。
又た彼が經濟思想は、伊勢神廟の正遷宮にも、發揮せられた。

正月廿五日（天正十年）於伊勢太神宮、正遷宮三百年以降退轉、御執行無之、今の御代に以上意再興仕度之趣、上部大夫堀久太郎を以て、被申上候。何程之造作に而可調と御尋之處に、千貫御座候は、其外は勸進を以可仕と言上候。其時御説には、去々年八幡御造營被仰付候に、三百貫可入と候つれ共、千貫に餘りて入申之間、中々千貫にて不可成候。民百姓等に惱を懸させられ候ては、不入之旨、被成御説。先三千貫被仰付、其外入次第可被遣旨に而、平井久右衛門爲御奉行、上部大夫に被相加候へき。

正月廿六日（天正十年）森亂御使に而濃州岐阜御土藏に、先年鳥目一萬六千貫被入置候。定而繩も腐候はん之間、三位中將信忠より御奉行を被仰付繫直し、正遷宮入次第、被成御渡候へと、御説也。（信長公記）

彼が神廟に對して、崇敬の誠を竭したるは勿論、其の實費の恒に豫算より超過

信長の經
濟思想と
其の徹底
周到

す可きを熟知し、預じめ其の三倍を献じ、更らに入用次第、幾許にても奉納す可しと、命じたるが如き、如何にも、其の經濟思想の徹底したるを見る可しぢや。而して錢を繫いだる繩の、朽ちたるを新たにす可く命じたるが如き、如何に彼の注意の周到なるよ。人は信長を以て、吝嗇の大將と云ふ。されど彼は所謂る贅費、濫費、無用費、不節制費には、痛く制裁を加へたが、其の必要の費用には、極めて大膽であつた。乃ち與ふ可き理由なき者には、燒栗一個さへも、惜んだけれども、與ふ可き者には、大國をも愛しまなかつた。

【110】 信長の檢地

信長の經
濟思想の
最發揮は
檢地

併ながら信長の經濟思想を、最も發揮したるは、檢地であつた。此れは不幸にして、彼が中途にして、斃れたる爲めに、成就するを得なかつたが、然も太閤の所謂

日本全國の財源と
檢地

天正檢地なるものは、要するに信長の遺志を、繼紹したるに過ぎぬのだ。
日本全國を檢地して、始めて日本全國の財源の目安が判知わかるのぢや、されば檢地は、單に土地領有者の收入を明白にし、且つ之を増加する所以であるのみならず、日本統一の事業を、完成するに、缺く可らざる、必要條件と云はねばならぬ。
『天下布武』を心掛けたる信長が、夙に此事に著眼したのは、決して怪しむに足らぬ。

伊勢神戸
氏の檢地

彼は元龜二年以前、既に伊勢の神戸氏の領地に繩を入れ、其の侍の知行分より、有餘あるを發見し、之を尾濃の侍に分與した。而して天正八年よりは、最も手剛てきさき大和に取り掛つた。同年九月彼は瀧川一益、明智光秀を派遣し、大和一國の神社、本所、國衆より、『指出さした』を徵收した。指出とは檢地帳のことだ。而して其の檢地は、頗る精細に、嚴密に行はれた。例せば、畠一所と書き出したるものに對し、更らに其の歩數あぢを記して出せと、却下したり、又た古帳を徵したこともあつた。中には其の命に違背したとて、死刑に處せられたものもあつた。

最も手強
き大和の
檢地

興福寺起
す請文か出

信長の手は、藤原時代以來、動もすれば朝廷に對して、一敵國をなしたる興福寺に及んだ。觀面に比叡山の燒打を見たる、興福寺衆徒は、今更ら抵抗する勇氣なく、一益、光秀に向て起請文を差し出した。それには一切領地を、隱匿せざる旨を明記し、その證據として、本帳を添へて差し出だすから、若し此れにて疑あらば、直接に百姓を糺明せられたし。尙ほ一點不正の筋あらば、總寺領を沒收せられ、ても、苦しからずとの意味を、寶印の裏に血判した。

了地終
了の寺社
領の安堵
狀

彼等衆徒は、懊惱の極、此上は春日明神の神威を祈るとか、或は地獄の呵責よりも苦いとか、種々の泣言を並べたが、表面は穩便に取り濟した。而して此の調査は、同年十一月に結了し、信長は其の結果により、寺社領には、先規同様たる可き旨の安堵狀を與へた。〔織田豊臣二氏の法制と財政三浦周行〕

横尾寺の
拒命と根
本的打撃

信長は更らに、其翌天正九年四月堀秀政をして、和泉の所領中の檢地帳を徵發し、延いて横尾寺に及んだ。然も寺僧は、其命を拒んだから、乍ち根本的打撃に遭うた。

去程に和泉國御領中差出等、堀久太郎申付、横尾寺領是又被改候之處、既及落事、嘆敷之由申候て、寺中之惡僧共、山下之郷中相拘、承引無之。此等之趣、信長被及聞召、御詫言不申上して、背上意曲事也。急攻破一々頸を切、可燒拂之旨被仰出。

横尾寺

抑横尾寺と申者、高山聳峨々と、深山樹茂り、峻岨にして、のぼれば右手に十町計之瀧之水、生便敷落る。流水泌而漲下、瀧鳴巖石而殊に碎而、節所不成大形、依之一旦可相拘行也。然堀久太郎以人數山下を被取詰、越訴共難拘存知、横尾寺僧可退出覺悟にて、資財雜具、縁に引退訖。

横尾寺僧
老若の退
散

四月廿日夜に入、寺僧老若七八百人、武具を著し、鬪諍堅固、專にして、各觀音堂に參り、御本尊に名殘を惜み、故郷離散を悲しみ、瞳と一度に叫聲諸伽藍に響、雷電なるかみの如く也。其後足弱くと漂、泪共に横尾寺を立出、縁に心ざし、散くに老若退出、衰成次第目も當られず。承和二年乙卯三月廿一日寅一點に、御歳六十二と申に、大師(空海)御入定以來、當年七百四十七年也。今般日

こそ多けれ、今月廿一日横尾寺退散、偏高野山も破滅基歟。(信長公記)

此に於て、信長の寺院破壊熱は、例の如く昂揚した。

横尾寺堂
宇の燒却

五月十日、和泉國横尾寺坊舎、織田七兵衛信澄、蜂屋兵庫、堀久太郎、宮内卿法印(松井友閑、惟佳(丹羽))五郎左衛門長秀、各能家見取に仕、少々壞取。其外堂塔、伽藍、寺庵、僧坊、經卷、不殘一字、堀久太郎御檢使にて燒拂訖。(信長公記)

寺院僧侶
には宿怨

信長は其の反抗者に對して、決して寛大でなかつた。特に寺院、及び僧侶に對しては、彼は恰も宿怨あるかの如く、手緊しく當つた。それには古き佛教の叡山も、新らしき佛教の本願寺も、毫も區別はなかつた。吾人は此の機會に於て、彼が如何に法華宗に對して、施爲したるかを、觀察せねばならぬ。

興福寺衆徒より信長へ差出したる起請文

敬白 靈社起請文前書事

一當寺領並私領買取分、皆一織何町何段事

第三章 二〇 信長の檢地

一 諸談義唐院新田何町何段事

一名主抱分何町何段事

一 當寺老若衆中被官家來私領、並買取分扶持分、何町何段事

右以三五條書付申入田島屋敷山林、聊も隱置申儀無之候、爲其何も本帳掛御目候、若此步於御不審は、急度百姓前直可被成御糺明候、其上不寄多少出來分至有之者、爲此事、惣寺領悉以可有御勸落安(不明)者可被達上聞、爲證文、寶印居血判申者也、

聊も隱置申儀無之候

九月

瀧川左近殿

惟任日向守殿

興福寺

衆徒中

如此申來、前代未聞無是非次第、日月不落、地神慮奉願計也、爰者廿二日夜、當社大の光物北へ飛了云々、若覽障競起故に木土に歸御敷、無端々々眼前相果迄也、露命既迫、臨命終淺猿敷事、見聞且厭ふ、穢土之第一、欣求淨土は一念無之、沈思々々、

〔多聞院日記略〕

此步於御不審は、急度百姓前直可被成御糺明候、其上不寄多少出来分至有之者、爲二曲
事、惣寺領悉以可有御勸落安(不明)者可被達上聞、爲二證文、實印居血判申者也、

九月

澗川左近殿

惟任日向守殿

興福寺

衆徒中

如レ此申來、前代未聞無二是非次第、日月不落地神慮奉願計也、爰者廿二日夜、當社大の光
物北へ飛了云々、若覺障競起故に木土に歸御歟、無端々々眼前相果迄也、露命既迫、臨
命終淺猿敷事、見聞且厭ふ、穢土之第一、欣求淨土は一念無之、沈思々々、

〔多聞院日記略〕

安土宗論記
判者因果居士筆
前田利爲氏所藏
其時判者因果居士書之

安土宗論記 判者因果居士筆 (前田利爲氏所藏)

第四章 安土宗論

〔三〕 安土宗論 (一)

安土宗論の來歴 安土宗論とは、天正七年五月廿七日、安土淨嚴院に於て執行せられたる、淨土宗と、法華宗との立合論判だ。其の來歴は、先づ左の通りである。

五月中旬の事候。關東より淨土宗靈譽と云ふ、長老、上國候て、安土町にて談儀をのべられ候。法花衆建部紹智、大脇傳介兩人、説法の座へ罷出、不審を懸申候。長老被_レ申様、若輩の旁へひらきを申候共、佛法の上、更に耳に不可入、所詮兩人の被_レ馮候、法花坊主を被_レ出候はと、返答可_レ申と返事候て。七日候はん法談の十日迄のべられ候て、法花かたへ使を被_レ立候。法花衆も致宗論候はんと申候て、京都より長命寺の日光、常光院、九音院、妙願寺の大藏坊、堺の油屋弟坊主、妙國寺不傳、歴々の僧衆、都鄙の僧俗、安土へ群集候。(信長公記)

喧嘩の手
宗と法華

此の文句通りに讀めば、喧嘩の手初は、法華宗から仕掛けたのだ。而して京都より代表的宗論者を呼び下したるも、法華宗徒任意の行動と云ふ可きぢや。然も法華宗側の記事には、信長の命令を、長谷川、菅屋、堀三人の奉行が取次ぎ、特に京都より招致したとある。『所詮、上意上、居ながら兎角の義難成、遅參も如何、先罷下様子承。』とて七八人相談の上、安土に向うたとある。〔淵著、安土問答實錄〕

此旨被及聞食、御前に御伺候の衆も餘多、法花衆御座候。信長公御説として、可被成御扱候の間、無事尤の由、菅屋九右衛門、矢部善七郎、堀久太郎、長谷川竹、此等御使として被仰出候。浄土宗は何様にも上意次第の旨、御請被申候へ共、法花方より勝に乗て、同心無之既宗論に究（信長公記）

仲裁乎不
承知乎

此の文句通りに讀めば、信長は本來宗論に關係なく、唯だ之を聞知し、其の仲裁を試みたが、浄土宗側は、素直に之を承知したるも、法華宗側が、不承知の爲めに、遂に愈々宗論開始となつたのぢや。

然も法華宗側の記事によれば、奉行よりの使が來て、若し問答に負けたらば、京

法華宗側
の宗論開始

都並に信長の分國中の法華寺院は、悉く破却せられても、苦しからずとの一札を入れ置き、それが迷惑ならば、此儘京都に罷り還れと云うたとある。彼等は、種種内議を凝したが、奉行よりは、既に浄土宗の方は、神妙に返事をしたが、何故に其方共はせぬかと催促した。彼等は、上様の思召にて、京都より罷り出でたるものなれば、此上は何れとも上意次第と答へた。然るに奉行の使者は、斯る返事では、上聞に達することが出來ぬ。唯だ問答をするか、せぬか、何とも黑白を明かに答へよと問詰めた。然も彼等は、頑強に上意次第を繰り返し、遂に要領を得なかつた。彼等を奉行の前に引き出して、尙ほ同様の答をした。此に於て愈々宗論は開始せらるゝとなつたとある。

法華宗側
の理窟

若し此の法華宗側の記事を、信憑す可しとせば、少くとも彼等の言前には、相當の理窟がある。宗論開催も、信長の意であれば、其の中止と、否とも、一に信長の意の儘とは、一應尤なる申分ぢや。併し此れは信長に對しては、通用せぬ。法華宗徒が、自から責任を避け、飽迄も受動の位地を占めたるは、如何にも外交的掛引の

上に於て、成功らしいけれど、信長に對しては、是も成功しない。何となれば信長は、此の機會を利用して、法華宗に一打撃を加ふ可き下心があつたからぢや。法華宗としては、戦ふも不利、戦はざるも不利。寧ろ此際は、信長の申す通りに、此儘中止して、京都に引上げた方が、損害が少なかつたであらう。然し敵に背を見するは、日蓮派の本色でない。彼等は鬪犬の如く、相手さへ見れば、乍ら其の健闘の氣分を、自から煽揚するを禁ずることが能きぬ。此に於て彼等は、愈々袋叩に遇ふことゝなつた。

法華宗の立場

【三】 安土宗論 (二)

信長と日蓮宗との縁故

元來信長は、日蓮宗には、最も縁故あるものとして、知られて居た。本願寺退治の如きも、日蓮宗より依頼せられた仕事と迄、本願寺一派には了解せられて居た。

『鷲森舊事記』には、「信長公は、元來日蓮宗なり。旗じるしにも、一幅の黄絹に、永樂の錢を附、招きには南無妙法蓮華經の御手題目を書付られたり。兼て日蓮黨に頼まれ、念佛宗を嫌ひ、本願寺滅亡の企を、こゝろ意内に含み給へるよし。」とあり。又た『大谷本願寺通記』には、

宗派仲間の色目鏡

一云、日蓮宗、京妙覺寺日乘、勸信長攻之。蓋信長志在滅本山、非啻欲寺地而已。とある。併し此れは、宗派仲間の色目鏡ぢや。

信長と法華宗の理由

信長は耶蘇教でも、佛敎でも、一切の宗教に對しては、一視同仁であつた。但だ苟も宗教其物が、政權の統一に、抵觸する場合は、無遠慮に之を退治した。本願寺が最も手堅しく取扱はれたのは、本願寺が、俗權の上に、多大の勢力を及したからだ。今回日蓮宗が、打撃を被らんとするの、亦た同様の理由からである。蓋し法華一揆は、一向門徒一揆に次いで、足利末期の産物であつた。信長が日蓮宗徒を斥して、「いたづらもの」と稱したのは、此の意味である。安土宗論は、偶然にも信長に、其の機會を與へたのだ。

宗論の判者、秀長老、因果居士

其時左候は、判者を、可被仰付候間、以書付勝負を懸御目候へと、御説候て、五山の内に、物知に候日野の秀長老被召上、折節因果居士被參候、是も被相副、安土町末浄土宗の寺、浄嚴佛敎にて宗論有、〔信長公記〕

判者の選定と信長の底意

此の秀長老は、元龜二年南禪寺に視篆し、當時は八十四歳の老僧であつた。云はば全く飾り物だ。因果居士は、華嚴學者で、奈良邊の人であらうと云ふ説がある。〔佛敎史學、安土宗論の真相〕彼は判者としての立合人よりも、寧ろ信長の意を承けて、判者の假面を被りたる、浄土宗側の助太刀であつた。判者の選定で、信長の底意は、最早分明ではないか。

寺中爲御警固織田七兵衛信澄、菅屋九右衛門、矢部善七郎、堀久太郎、長谷川竹五人被仰付。〔信長公記〕

日蓮宗側の記事

此の警固は、其實日蓮宗派を威嚇する爲めであつた。乃ち日蓮宗側の記事には、其外〔問答者以外〕僧俗共、一人无用堅可申付、僧俗悉佛殿、椽下打落、引立、普傳院聽聞、佛前御座ありつれ共、追立、唯役者四人斗留、浄土宗方俗僧のけられたれ

共、或内陣、或局、入隠……椽芝上迄奉行衆人數、皆々法花宗方取卷、長道具、二三千程有歟、覺雜人幾千萬云、數不知候。法花宗體、籠内鳥見。〔安土問答實記〕とある。恐らくは此れが真相であつたらう。

頂妙院日珙と常光院日諦

法花宗は生便敷結構に出立、長命寺日光、浄光院、九音院、堺の油屋弟坊主妙國寺、不傳、妙願寺の大藏坊、筆執にて、法花八軸に硯折紙を取持被出候。〔信長公記〕頂妙院日珙〔長命寺日光〕は、天文元年堺に生れ、當時四十八歳、南都北嶺に學び、最も雄辯の聞えある學僧で、法華三大部の講説は、彼より始まると云はるゝ程であつた。常光院〔浄光院〕日諦は、齋藤道三に知られ、犬山に居た。後京都に上り、是れ亦た學僧として、有名であつた。法華側の討論には、彼等兩人主として、之れに當つた。

浄土宗は、墨衣にて、如何にも左道〔茶道〕成仕立、關東の長老、安土田中の貞安長老、二人、是も硯折紙を持候て被出。〔信長公記〕

貞安長老

貞安長老は、後北條氏の一族で、天正年間、亂を避けて、江州に來つたが、信長は其

の智行の卓出したるを聞き、彼を延いて蒲生郡中村に、一寺を建立し、之を西光寺と稱した。當時四十一歳。後京都に赴き、屢々參内して、法を説いた。時人彼を小釋迦と號した。淨土宗側では、彼が専ら問答の衝に當つた。扱て此れからが、愈々問答の顛末ぢや。

【三】安土宗論(三)

宗論の勝負は問答の始まる以前に、既に豫定せられて居る。今更ら眞面目に、此の問答の顛末を叙するも、或は無用の業ならむ。併し均しく信長側の記事として、太田牛一の所記と、其の判者たる因果居士の所記とに、幾許の異同がある。今試みに之を略記するであらう。

關東の靈譽長老は、予云爲に候間可申と被仰候を、田中の貞安、早口にて、初問

問答記事の畧記

を被置、從其互の問答書付る。

貞安問云、法花八軸の中に、有念佛乎。

法花云、答、念佛在之。

貞安云、念佛の義あらば、何ぞ無間に落る念佛と法花に説や。

法花云、法花の彌陀と、淨土の彌陀と、一體歟、別體歟。

貞安云、彌陀は何くに有彌陀も一體よ。

法花云、さては何ぞ淨土門に、法花の彌陀を捨閉擲抛と捨るや。

貞安云、念佛を捨よと云に非ず。念佛を修する機の前に、念佛の外の捨閉擲抛と云也。

法花云、念佛を修する機の前に、法花を捨よと云經文ありや。

貞安云、法花を捨ると云證文こそあれ、淨土經に云、善立方便顯示三乘と云々。

又一向專念無量壽佛云々。法花の無量之儀經に、以方便四十餘年未顯眞實と云へり。

貞安云、四十餘年の法門を以、爾前を捨、方座第四の妙之一字は捨るか、捨てざるか。

法花云、四十餘年、四妙之中には何ぞや。

貞安云、法花の妙よ、汝不知乎。此返答無之閉口す。

貞安亦云、捨るか、捨ざるかを尋處に無言す。

〔信長公記〕

如上の筆記にて見れば、法華宗は全く浄土宗に論破せられ、閉口したる次第である。

因果居士の筆記と二問答

併し因果居士の筆記に據れば、最初の二問答にて、法華宗閉口したれば、此にて退散せしむ可きであつたが、餘りに脆かつた爲め、之を見合せた。其後の浄土宗側の答辯は、何れも悪しかつたが、上様の御内意により、之を看過したとある。又た日光の間、無量壽經云云の一項に、浄土宗は閉口したとある。而して因果居士の飛入問答にて、漸やく法華宗側の氣勢を挫いたとある。且つ法華宗側の云ふ所によれば、問答の結果、愈々浄土宗側閉口し、此に於て法

法華宗側の所言は勝利

華側の日淵は、諸奉行に向ひ、其の勝利を宣明し、問答の法によりて、浄土宗側對手の袈裟を取らんとしたるに、浄土宗側の一人玉念は、無言にて、座を起ち、勝つたくと二聲絶叫し、同時に總人數どつと関を擧げ、遂に日光の五條の袈裟を引き切つたとある。然るに太田牛一は、之に反して、全勝浄土宗側に歸したと云ひ、更らに、

太田牛一の反對記と殺風景の有様

其時判者を始、滿座一同に、嘩と笑て、袈裟を剝取。天正七、己卯年五月廿七日、辰刻（午前八時）關東の長老扇を抜き立て、一舞文はれたり。長命寺日光（頂妙院日珖）妙の一字に、搦打擲せられ、八軸の經王も、見物の者共、手に破取、法花衆四方へばつと逃散候。口く渡りく迄、追手を懸、少く止置、宗論勝負の書付、被備上覽之處、則信長公不移時刻、午刻に御山下なされ、淨嚴院へ被移御座。法花衆、浄土宗被召出、先關東の靈譽長老へ御扇出され、田中の貞安長老へ御團被下、御褒美不斜、秀長老へは、先年堺の者、進上仕候東坡が杖被參候。

〔信長公記〕

宗論と信長主要の目的

と云うて居る。何れにしても、此の宗論に託して、日蓮宗を叩くのが、信長主要の目的で、其の成行は悉く皆な豫定の行動と云はねばならぬ。其の殺風景の有様も、從て又た想像せらるゝのぢや。

【三四】安土宗論(四)

宗論の張本人大脇傳介を斬る

信長の法華宗に對する懲罰は、實に徹底的であつた。彼は宗論の張本人たる、大脇傳介を斬つた。其の罪案は左の如しだ。

大脇傳介被召出、被仰聞の趣、一國一郡を持身にても不似合に、おのれは云々、大俗、云々町人、鹽賣の身として、今度長老の宿をも仕候間、最肩をば仕候はで、人にそゝなかされ、長老へ不審申懸、都鄙之騒ぎ、不届次第條々御詫候て、先頸をきらせらる。(信長公記)

普傳和尚に對する罪案

然も信長は之に嫌らず、普傳をも斬つた。其の罪案は左の如しだ。

又普傳被召出、度々近衛殿、御雜談の様子被仰聞、普傳九州より召上、從去秋在洛候。一切經の内、何れの所に、如何様の文字在之と、中にて申程の物知の由候。但何宗共なく候。八宗顯(兼)學仕候。中には法花衆能宗之由、常々申候て、信長申候は、何れの門家にも可成と申候。行義は普傳或時は紅梅の小袖、又或時は薄繪の衣装などを著して、己れが著たる破小袖、結縁と申候て、人にとらせ候由、近衛殿被仰候。後に能々被及聞食候へば、殊勝がほに聞候へども、かり小袖にて作物仕候。か程物知の普傳さへ聞入、法花衆被成候と申候は、法花可爲、繁昌候間、懇望せられ、屬詫を取、日蓮黨に成候はん巧み、及老後構虚言、不似合、今度法文に勝候は、一期進退成候様に仕候はんと、屬詫堅約にて、法花に憑まれ、御届をも不申上罷下、日比の申分相違、曲事の由、御詫候。其上不傳(普傳)は法文不申、先人に宗論いはせ、勝目に候は、可罷出と存知、不出事、胸の弱さ仕立、不相届旨、條々被聞、普傳をも頸を切せらる。(信長公記)

信長の性格丸出の罪案

此の罪案は、宛も信長の性格丸出しぢや。普傳は一切經を讀破し、八宗兼學の學僧である。而して信長の命令通りに、何宗にても歸す可しと聲言して居た。彼は我が小袖を結縁とて、脱して他に與へた。然も此れは他人の物を假著したのである。全く偽善である。又た博學の普傳さへも、法華宗に歸したれば、法華の繁昌疑なしとて、法華宗に憑まれ、信長の允可をも得ず、此の宗論の席に列した。然も自から宗論に口を開かず、只だ黙々として、其の成行を傍觀したるは、其の心事の陋劣、愈々以て憎む可しと云ふのである。

信長と惡を憎む心の猛烈

信長の善を好む心は、幾許なる乎、判知せぬ。されど惡を憎むの心に至りては、實に猛烈であつた。此の普傳に對する罪案の如き、其の一端を見る可きものだ。信長の眼中には、如何なる山師も、僞豫言者も、賣僧も、悉く皆な其の神通力を失墜して、赤裸々に、其の醜惡なる本相が暴露せられた。併し信長の懲罰は、此に止らなかつた。

殘る歴々僧衆へ被仰出様。摠別諸侍軍役勤日々迷惑仕候に、寺院結構に仕致

日蓮宗徒に對する一針

活計學文をもせず、妙之一字之捌候し事、第一曲事候。さ候共、法花衆は口之過たる者候、後日宗論負申たるとは定而申間敷候。宗門をかへ、淨土宗の弟子に成候歟、不然者、今度宗論負申上者、自今以後他宗を誹謗仕間敷の旨、墨付を出し候へと、上意の處に、則御請申。(信長公記)

武士は軍役に汲々たるに、僧侶のみ徒手荒怠は何事ぞ。信長の一般僧侶に對する非難は、此に在る。其の『法花衆は口之過たる者候。』の一句は、實に日蓮宗徒に對する、頂門の一針とも云ふ可きぢや。

論議に勝て謝まり證文を書

其の巨魁は宗徒でなく、宗祖其人ぢや。日蓮宗は、實に他宗折伏の中より發生したのだ。されば其の宗派内には、恒に挑戰氣分が漂うて居た。乃ち安土宗論に於ても、論議では決して、法華宗は退けは取らなかつた。信長の囑託を受けたる、偏頗なる判者因果居士さへも、淨土派の弱點を認定せざるを得なかつた。但だ口に長じたる法華宗も、手に長けたる信長には、抵抗し能はなかつた。此に於て彼等は泣く泣くも、論議に勝ちつゝ、却て謝まり證文を書く可く、餘儀なくせられた。

【二五】安土宗論(五)

爾く容易ならず

太田牛一は、『則御請申』と、極めて容易に、法華宗側が、謝り證文を書くことを承服した様に、記載して居るが、法華宗側の文書によれば、頗る面倒であつたらしい。

袈裟剝ぎ騒動後法華宗側

例の袈裟剝ぎの騒動後、日淵等は浄嚴院西の方の三疊に、押し込まれ、内にも侍を入れ、外よりは警固の衆番が附て居た。普傳も町中より捜し出され、此に入られ、大脇傳介も亦た入られた。此れが五月廿七日(天正七年)の正午頃であつた。斯くて傳介と、普傳とは、三疊より引き出され、堂より引き下されて、信長より直切に宣告の上、首打たれた。而して信長は、日誦、日珖、日淵の三人に向て、我は宗旨の事は知らぬ、されど、其方共の宗旨を譽る者は、一人もない。此れは、其方共が、他の宗旨を誹謗するからだ。而も斯く誹謗するのは、其方共の愆が深いからだ。此上は一筋に思ひ切る乎、死する乎、將た宗旨を變ふる乎、一途に返事をせよと申し渡した。

信長の日誦等に對す

彼等は再び三疊敷に押込まれ、信長は安土山上に還つた。斯くて三人の奉行は、返事を聞きに來た。されど彼等は、死固より欲せず、變宗亦た不可、只だ寛典を願ひ出た。而して日淵は、日珖に向ひ、若し予一人死して、宗旨を全うするを得ば、予固より之を辭せず。若し財寶調達とあらば、貴殿の分別に一任せんと、互に内話した。斯くて三奉行は、三個條の案文を齎し來た。然も日淵は之を拒絶した。此時法華宗の僧俗一百人許り、召籠められたる所より、使者を以て、若し此の案文に同意せられざるに於ては、御分國中、日蓮宗破滅たる可しと、愁訴して來た。日珖も此に賛成した。日誦も今は是非に及ばぬと云ふた。斯くて三疊敷は、用心悪しとして、堂の内の東の方に移つされ、番衆百人を以て、警固せられた。

三奉行と法華宗側の折衝

廿八日巳刻(午前十時)三人の奉行衆は、書物を促がした。堀秀政の臣馬淵某は、二通書く可く請求した。而して其一は奉行衆に當て、他の一は浄土宗に當つべしと云うた。此に於て日淵は慨然として、反抗した。それならば、一通も書くまい。元

日淵慨然として反抗

廿八日巳刻(午前十時)三人の奉行衆は、書物を促がした。堀秀政の臣馬淵某は、二通書く可く請求した。而して其一は奉行衆に當て、他の一は浄土宗に當つべしと云うた。此に於て日淵は慨然として、反抗した。それならば、一通も書くまい。元

來勝つた吾等から、負けた者へ謝り證文とは何事ぞ。唯だ御分國の吾宗破滅を濟はん爲め、奉行衆には餘儀なく書くも、淨土宗に書く可き理由は、決してない此の上は一途に思ひ切るのみだと斷言した。

奉行宛に
二通の起
請文

此に於て日淵の申分が立ち、兎も角も奉行宛に、二通書くことゝなつた。但だ其の一通は、淨土宗に書く代りであつて、淨土宗に渡さる可きものであつた。其の文句は左の如しぢや。

敬白 起請文事

- 一 今度江州於淨嚴院、淨土宗と宗論仕、法花衆負申に付て、京の坊主普傳、並鹽屋傳介被仰付候事。
- 一 向後對他宗、一切不可致法難事。
- 一 法花一分之儀可被立置之旨、忝奉存知候。法花上人衆一先牢人仕、重而被召置之事。

(天正七五月廿七日)

小蟲を殺
し大蟲を
活すの
方便なき

法華宗に取りては、斯る證文を書く事、眞に屈辱の極である。日淵が死を決して抗議したのも、無理はない。されど彼等は小蟲を殺して、大蟲を活かす爲め、餘儀なき方便を取つたのだ。若し此の證文を書かぬ日には、法華宗は、少くとも信長の分國內では、破滅ぢや。是れ彼等が、尺を枉げて、尋を直うせんとした所以で、彼等の爲には、聊か同情す可き理由がないでもない。

如此誓紙進上候。然而宗論負申候と、書出、負之字不思議の女童迄も、於末代聞知事候替之詞、如何程も可在之を、越度仕候と、歴々の僧衆後悔仕候由承及候也。又諸人は是を笑物に仕候。又建部紹智界の津迄、逃行候しを、追手を懸、擲取、今度大脇傳介、建部紹智、兩人云爲に依て如此候間、是又頸を切らせられ候。

〔信長公記〕

日淵等漸
く虎口を
脱す

將た日淵、日珖、日諦等は、二十九日に、桑實寺に移され、六月十二日迄、六疊敷に、六人籠居せしめられたが、事故なく放免せられて、歸京するを得た。斯くて彼等は、漸く虎口を脱した。

【三六】安土宗論(六)

信長の安土宗論に於ける措置

凡そ信長と同時の武將にして、未だ信長程宗教に對して、冷淡の者はなかつた。彼が安土宗論に於ける措置の如きも、何等宗教上の偏僻心や、愛憎心より出で來つたものでない。彼の一切の宗教に對する態度の、十中の七は、政治的意義で解釋する事が能ふ。殘餘の三分に就ては、彼が偽善を憎み、虚詐を惡み、腐敗を惡み、一切諸惡を惡む性格より、解釋することが能ふ。乃ち安土宗論に就ても、亦た此の定規で押し嵌ることが能ふ。

安土宗論程無理無體のものなし

公平に觀察すれば、凡そ此の安土宗論程、無理無體のものはない。法華宗の教祖が、念佛無間禪天魔の警句を高調し、恒に他宗に向て、攻撃的排斥的拒否的態度を持しつゝあるは、他宗派の頗る不快とする所たるは、申す迄もない。されど信長は、一方に熱中する吾宗なき代りに、他方に熱排する異宗もなかつた。然るに彼は宗論開催の當初より、既に法華宗に、十二分の敵意、惡意、不好意を傾倒して

目的の爲に手段を擇ばず

掛つた。否な宗論開催が、既に法華宗に、一大痛棒を滿喫せしむる所以であつた。乃ち極言すれば、此の豫定の目的の爲めに、僅かに宗論の形式を藉りたものであつた。

其の動機が、既に此の如きであれば、其の措置の不公平、不正當であつたのも、決して不思議はない。信長は本來、公平嚴正を旨とする政治家であつた。されど彼は、目的の爲めには、手段を擇まなかつた。彼は法華宗が、一向宗に次での、一大厄介物であるを熟知して居た。されば之に制裁を加ふ可き機會を、鵜の目、鷹の目で待つて居た。無神經なる大脇傳介と、建部紹智とは、信長に待ち設けたる機會を與へた。機會一たび彼の把中に入る、徹底する迄、やり附けるの他はない。何人も其の結果に就て、疑議するを須るぬのだ。

信長の一切の宗教に對する態度

信長の、一切の宗教に對する態度は、彼が法華宗に向て云うた言葉の、『我は知らぬが、人がよいといへば、よしと思ひ、あしといへば、惡しと思ふ。』の一句に盡きて居る。彼は政治家として宗教を見る以外に、何等の差別觀をも有せなかつ

た。惟ふに彼自身は、一の大なる懷疑者であつたらう。吾人は未だ彼が生涯に於て、信仰心の發露なるものを見たことがない。彼が耶蘇教に好意を表したるが如きは、是れ唯だ耶蘇教師を、我の政治的方便に利用したのに過ぎぬのぢや。

信長の使
命と當時
の理由

世間で信長を佛敵と云ふが、宗教上の理由としては、殆んど一毫もない。當時佛敵が尙ほ政權の外に獨立し、政權の上に聳立し、動もすれば、政權を牽掣するの傾向があつた。乃ち佛敵が、世俗的割據の團體となつて、日本統一の邪魔物であつた。信長の使命は、日本統一である。佛敵にして、此の使命の遂行を妨ぐるに於ては、之を蕩除するのは、必然の理である。叡山も此の如し。本願寺、及び伊勢北國の門徒も、此の如し。興福寺、横尾寺も此の如し。高野山も亦た、殆んど此の如くならんとした。而して安土宗論も亦た、其の重疊起伏せる、波瀾中の一波動と見る可きであらう。

安土宗論
と徒ら者
の懲罰

されば此れを眞面目に、道理、不道理、公平、不公平、平と詮議立をするのは、野暮の骨頂と云はねばなるまい。信長の心事は、信忠に與へたる書中の、『彼のいたづらもの負候。』の一句で、説明することが能ふ。信長の眼中には、法華宗徒は徒ら者であつた。安土宗論は、此の徒ら者を懲罰する刑場であつた。

懲罰過酷
の理由

法華宗側では、信長が堺妙國寺の空蟬うつせみの茶碗を求めたけれども、之に應せなかつた意趣返しだと、云ふ者もある。「頂妙院記」が、それは餘りに信長を見縊りたる話だ。但だ其の懲罰の過酷なりしは、政治的理由のみでなく、彼が法華宗の、吾宗獨尊振りが、氣に喰はなかつた爲めであつたらう。若し信長をして、今年永生せしめば、彼は耶蘇教に向ても、必ず相當の制裁を加へたに、相違はない。恐らくは秀吉以上に、恐らくは家康以上に。

如何にも
勘定高き
大將

彼は八月二日に、貞安に銀子五十枚、淨嚴院長老に三十枚、關東の靈譽長老に十枚、判者日野秀長老に十枚を賞した。而して九月十四日、京都の法華坊主より黄金二百枚を、罰金として徴し、伊丹表天王寺、播州三木、諸方面出征の將士に頒與した。彼の手は如何なる場合にても、經濟より離れなかつた。彼は如何にも勘定高き大將であつた。宗論から罰金となり、罰金から賞賜となる。山芋より鰻とな

るも、此程の變化はあるまい。

信長の日蓮宗に對する態度

信長は、初めから日蓮宗に對して好意をもつてゐなかつたらしい。かの天文元年より二年に亘り、日蓮宗の寺々が細川晴元と連合して、本願寺を攻めた事や、また天文五年の法華の大亂などを近く見聞した信長の頭には、この宗の勢力が恐るべきものだといふ考が、深く沁み込んでゐたに相違ない。故に今天下統一の業を起さんとするに當つては、何かの機會を以て、この勢力を抑へねばならぬと思つたであらう。信長のこの態度は、宗論の終つた後、其事を信忠に報じた書に、日蓮宗の事を「彼のいたづらものまけ候」とあるに依つて、想像が出来る。又かの日淵の記録に、法華宗は自宗ばかりを立て、行くばよいが、他に對して悪口を言は憎むべきものであると、信長の言として書いてあるによつてもわかる。故に、信長は安土宗論の初より、日蓮宗に對し、悪感情を以て接してゐたに相違ない。日淵の實錄に、五月廿七日問答仰付られた時に、若し負けるならば、信長の領國中法華寺院を破却せらるゝも、苦からず、この一札を書いて出せとの意味の記述あるに依つても、信長の眞意は了解せられる。

〔辻善之助「安土宗論」〕

信長初より日蓮宗に對して悪感情を有す

信長の日蓮宗に加へたる迫害

然らば、如何なる原因で信長が日蓮宗に壓迫を加へたかとならば、今之を判断すべき史料に乏しい。或は信長が叡山燒撃の際、日蓮宗が曩の天文法亂に就て、叡山を怨んで居る事を知つて居るので、日蓮宗に助力を依頼し、叡山を燒撃せしめやうとしたけれども、日蓮宗は之を承諾せなかつたから、信長は、是より深く日蓮宗を怨んだといふ説がある。この事は之を證明すべき確な材料は残つて居らぬけれども、前後の事情を觀察するに、必ずあり得べき事と考へられる。蓋し此等に原因して、日蓮宗に對し、悪感を深うしたものであらう。要するに、安土問答は、信長が政策上より日蓮宗に對して加へた迫害の一と見るべきものである。〔辻善之助「安土宗論」〕

政策上より加へたる迫害の一

第五章 長篠役以後の形勢

【二七】 家康と勝頼の對抗

家康と勝頼とは互の苦手の

姑らく眼孔を信長の後背に一轉せしめ、長篠戦争以後の事を語らしめよ。天正三年五月、長篠の大勝利以來、天正十年二月、甲州打入の支度始まる迄、約七年間は、信長は殆んど武田氏の事を、家康に一任して居た。而して家康と勝頼とは、當初は互角の勢を以て、相ひ對峙した。其の有様は、小兒の鬼戯に類し、捕へんとすれば、避け、逃れ去れば、現はれ、遂に大決戦を見るの機會がなかつた。要するに士馬精強なる、甲州武士と、參河武士とは、互ひに苦手で、容易に取組むを、敢てせなかつたからであらう。

今極めて其の概要を語れば――

天正三年

天正三年には、八月廿八日に、家康は高明、諏訪原二城を攻め落したれば、更らに